

**連 合 総 研**

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION  
RESEARCH INSTITUTE FOR  
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

# 発展するアジアと日本

奇跡の成長を超えて・アジアからの発信

財団法人

**連合総合生活開発研究所**

## は じ め に

ポスト冷戦後の新しい国際秩序構築への模索が続く中で、アジアに対して世界の熱い眼差しが集まると同時に、アジアの内部からも国際社会での役割の自覚の上に立って能動的働きかけをめざす動きが活発化している。

近年における東アジア地域の経済成長にはまさに目をみはるものがあるが、世界の関心は単にこの地域での持続的高成長にのみ向けられているのではない。アジア内部の諸国間の関係ならびにアジアと世界の関係がいま変わりつつあることにも重大な関心が寄せられている。すなわち、域内諸国間の経済的相互依存関係の深まりは次第に経済ネットワークの形成を促しつつあり、その帰趨は今後の国際経済秩序のあり方に重大な影響を及ぼすと考えられるのである。

そこで連合総研は1993年1月に「アジアと日本研究委員会」（主査：伊木誠国学院大学経済学部教授）を発足させ、グローバリズムとリージョナリズムの交錯する現代世界にあって、これからの「開かれたアジア」を展望しうるための政策課題は何か、またアジアの一員としての日本はどのような役割を担うべきかを明らかにするための研究活動を開始することとした。委員会は9回におよぶ本委員会の他に、①アジアにおける経済・産業ダイナミズム、②アジアにおける労働者状態、③アジアにおける産業民主制の3つの部会を設けて、それぞれ十数回におよぶ小委員会を開催し、約1年半にわたって様々な角度からの討議を行ってきた。また、1993年10月～12月には、アジアにおける産業民主制の現状と将来に向けての課題を実証的に明らかにするために、NIEs、ASEAN7カ国（韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン）の労組ナショナルセンターの協力を得て、労組リーダーに対するアンケート調査をも実施した。

本報告書は、以上の研究成果をまとめたものである。ICFTU-APROの「アジア社会憲章」、あるいは1995年3月開催予定の国連「社会サミット」に向けて、アジアにおける経済発展と社会発展の調和に関わる議論が活発化する中で、これからのアジアと日本のあり方を考える上で本報告書をご活用いただければ幸いである。

最後に、本調査研究にご協力をいただいた研究委員の先生方ならびに関係者の方々、そして多忙なスケジュールをさいてアンケート調査にご協力いただいた各国の労働組合関係者の皆様に深く感謝申し上げる次第です。

平成6年8月

財団法人 連合総合生活開発研究所  
所 長 栗 林 世

「アジアと日本研究委員会」の構成と執筆分担

主査	伊木 誠	国学院大学経済学部教授 (総論)
委員	井上 甫	創価大学経営学部教授 (第Ⅱ部第3章)
”	今野 浩一郎	学習院大学教授 (第Ⅲ部第3章)
”	下田 健人	麗澤大学国際経済学科専任講師 (第Ⅲ部第1章)
”	服部 保孝	財団法人機械振興協会経済研究所調査役 (第Ⅰ部第3章)
”	福井 泰子	” (第Ⅰ部第2章)
連合	山田 陽一	連合国際政策局長
”	熊谷 謙一	連合雇用対策局部長 (第Ⅱ部第2章)
国際労働財団	住谷 幹男	財団法人国際労働財団支援事業部部長
連合総研事務局	井上 定彦	連合総研 副所長
”	小林 良暢	” 主幹研究員
”	小橋 今	” 主任研究員
”	鈴木 不二一	” 研究員
”	中島 敬方	” ”

## 目次

## はじめに

総論 90年代アジア経済発展の特徴と課題 .....	9
1 注目される東アジア地域の高度経済成長 .....	9
2 90年代東アジアの経済ネットワーク .....	10
(1) 冷戦体制の崩壊 .....	11
(2) 「太平洋沿岸ベルト経済圏」形成の可能性 .....	12
(3) 世界経済三極化のひとつとしての東アジア .....	13
3 東アジア地域経済の特徴の変化 .....	14
(1) 「多様性」のなかの「共通化・標準化」 .....	14
(2) 域外貿易から域内貿易への転換 .....	15
(3) 自然発生的経済ネットワークの「組織化」傾向 .....	17
(4) アジア太平洋地域における巨大国パワー併存への懸念 .....	19
4 アジア太平洋地域に対する日本の役割 .....	20
(1) 貿易収支インバランスの縮小 .....	20
(2) 多面的・互恵的な経済協力関係の構築 .....	21
(3) 「開かれた地域主義」の構築 .....	22
(4) 日本の戦争責任の認識と反省 .....	23
第I部 アジアの経済・産業ダイナミズムと地域経済関係 .....	24
第1章 東アジア地域の経済発展と産業構造 .....	24
1. 世界の成長地域としての東アジアの地域構造 .....	24
2. 多国籍企業段階におけるテイクオフの特徴 .....	26
(1) 外資導入政策 .....	27
(2) 輸出振興政策 .....	28
(3) 産業育成政策 .....	28

3. 東アジアの経済発展の要因と評価	29
第2章 アセアン地域における企業の競争関係	32
1. アセアンにおける外国投資の役割	32
2. 世界的な企業の競争とアセアン	33
(1) 日・米のアジア進出-1980年代前半まで	33
(2) 日・米・NIESの競争とアセアン進出：1985年以降	35
3. 外資のアセアン進出の現状	37
(1) 日本企業の進出の現状	37
(2) 米国企業の進出の現状	39
(3) NIES企業の進出の現状	39
4. 企業間競争と各国の誘致競争	40
第3章 アセアン諸国とわが国の分業構造	43
1. 経済発展と分業形態	43
2. 進展するわが国とアセアン諸国の産業内分業	44
3. 分業構造の高度化とその背景	46
4. アセアン諸国とわが国の分業関係における意義と課題	49
第4章 90年代の東アジア経済の展望と課題	51
第Ⅱ部 東アジアにおける労働者状態の諸側面	53
第1章 東アジアの経済発展と労働者生活	53
1. 東アジアの雇用と生活水準-顕著な改善続く	53
(1) 向上著しい生活水準	53
(2) アジア経済成長をめぐる評価	54
(3) 社会的発展エネルギー	58
2. 労働者の地位向上に向けた課題	69
(1) 発展過程にある政治・社会的側面	69
(2) 近年問題となった幾つかのケース	71
(3) 社会の総合的質的発展に向けて	73

第2章 労働者状態をめぐる国際的評価と今後の課題	76
I. アジアにおける産業民主主義の主体－労使団体の歩みと動向	76
1. アジアにおける労働組合の発展	77
(1) 第2次世界大戦以前の状況	77
(2) 戦後の高揚期	78
(3) 1960～70年代の活動と規制	78
(4) 80年代の低迷と抑圧	79
(5) 90年代－社会権の新たな確立に向けて	79
2. アジアにおける使用者団体の動向	80
II. アジアの労働者状態をめぐる国際的評価	81
1. 国際的評価－アジアの視点から	81
(1) ILO-ROAP (国際労働機関アジア太平洋総局)	82
(2) ICFTU-APRO (国際自由労連アジア太平洋地域組織)	83
(3) アジア使用者サミット	83
(4) 世界銀行報告について	84
2. 国際的評価－世界の視点から	85
(1) ILO (国際労働機関) 本部	85
(2) ICFTU (国際自由労連) 本部	85
(3) IOE (国際使用者連盟)	86
(4) 国連社会開発サミットについて	86
3. 視点と課題	87
(1) 「国際的な評価」についての視点	87
(2) これからの課題－労働組合を中心に	88
第3章 社会政策における政・労・使の役割	91
1. 東アジア諸国の政治、労働経済の動向と問題点	91
2. 政・労・使の諸方策の重点	95
(1) 発展途上国政府の労働政策について	95
(2) 進出企業経営者の経営行動規範について	97
(3) 労組の諸活動について	98

第Ⅲ部 アジアの労働組合と国際連帯活動の課題	101
－NIEs, ASEAN7ヵ国労働組合リーダー・アンケート調査 の分析と政策的含意－	
第1章 アジアにおける労使関係の諸類型	101
1. 労使関係の概況	101
2. アジアにおける労使関係の諸類型	103
(1) 労働組合の組織力（組織率、資金）	105
(2) 労使関係の成熟状況（協約、交渉機構の制度化）	109
(3) 労働組合の問題点と政策的課題	117
3. アジア諸国の労使関係成熟化の課題	124
第2章 アジア地域における労働組合の国際連帯活動	127
1. 労働組合の国際連帯活動の発展	127
(1) 多国籍企業段階における労働組合の国際連帯	127
(2) アジア地域における国際連帯活動	128
(3) アジア地域における国際的労使関係の構図	130
2. 労働組合の国際活動の現状と課題	135
(1) アジア労組の国際活動の現状	135
(2) アジアの労働組合は国際活動に何を求めているのか	137
3. アジア地域における国際連帯活動の課題と可能性	142
第3章 日本の労働組合の課題	145
1. 東アジアの労働組合と労使関係	145
(1) 発展する東アジアの労働組合と労使関係	145
(2) 東アジアの労働組合が直面する課題	145
(3) 東アジアの労働組合が期待する国際協力	146
2. 日本の労働組合の国際活動の現状	146
(1) 労働組合の国際的な組織連関と国際活動	146
(2) 国際活動の概況	147

3. 国際活動の課題 .....	149
(1) 充実が期待される活動分野 .....	149
(2) 国際活動のための組織体制整備の課題 .....	149
4. 国際協力に関わる政策提言 .....	150
(1) 国際協力のための組織整備のあり方 .....	150
(2) 労組リーダー教育の協力活動 .....	151
(3) 労組の国際ネットワーク作りのための協力 .....	152
むすび 21世紀に向かう世界とアジア社会の課題 .....	154
—— 「アジア社会憲章」の意義と課題 ——	
1. ポスト冷戦下で問われる世界の「社会的側面」 .....	154
—— 失業・貧困・社会開発	
2. 世界の中のアジアの位置の変化とアジア内部の変化 .....	156
—— アジアへの「眼」の変化と主張しはじめたアジア	
3. 「アジア社会憲章」の意義と課題 .....	160
4. 貿易と「社会条項」について .....	163
5. むすびに代えて .....	164
—— 世界と共に生きるアジアと「社会対話」がめざすもの	
<b>【参考資料】</b>	
アジア7ヵ国労組リーダーアンケート調査票 .....	168



## 総論 90年代アジア経済発展の特徴と課題

### 1. 注目される東アジア地域の高度経済成長

1970年代以降、アジア諸国、とくに太平洋に接した東アジア地域の経済に対する世界の注目と関心は、時間の経過とともに強まってきた。70年代後半には世界の関心は、第1次石油危機以降の資源・エネルギー価格の急騰にもかかわらず相対的に高い経済成長を持続させたアジアNIEs（もっとも79年にOECDが公表したレポート『新興工業国の挑戦』ではNICsと呼ばれていた）と、産業構造・技術体系を「重厚長大」から省エネルギー型の「軽薄短小」へ比較的短期間に転換させた日本の経済に集まった。80年代には、アジアNIEsに加えて、ASEAN諸国、中国の経済成長に関心の範囲が広がり、「世界の経済成長の中心地域」という名称が付されるようになった。世界銀行は93年8月に公表したレポート『東アジアの奇跡』のなかで、日本、香港、韓国、香港、シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイの8つの国と地域を「高成長をとげる東アジア経済地域（HPAEs）」という新しいカテゴリーでひとまとめにし、その成長の背景を分析し、積極的な評価を与えている。この期間、世界の東アジアへの注目は、もっぱらこの地域の「高い経済成長」に注がれており、その高い経済成長の「秘密」を明らかにすることに関心が集まっていたわけである。

当然90年代においてもこうした東アジア地域の「高い経済成長」に関する世界からの強い関心はいぜんとして持続するだろう。いわゆる“高度経済成長”が55～73年の19年間で終了した日本の場合と異なって、アジアNIEs、ASEAN諸国、それに中国の高度成長の持続力は驚異的である。第1表に示したように、アジアNIEs 4ヵ国の実質GDPは65年から91年の26年間に8.96倍（年平均実質成長率は8.8%）、中国の場合には実質GDPは6.5倍（同じく7.5%）、ASEAN諸国の場合には5.53倍（同じく6.8%）に拡大した。しかもすでに30年間の高成長を続けているにもかかわらず、これらの地域、諸国の高成長はなお当分その勢いが衰える気配がみられないというのが多数派の意見である。最近よく、19世紀はイギリスを中心とした「ヨーロッパの時代」、20世紀は「アメリカの時代」であったのに対して、21世紀は「アジアの時代」になるだろうといった主張を見聞するが、その背景には、アジア地域の高い経済成長率が90年代後半から21世紀にかけても持続するだろうという判断と予測があるからである。

図表 1 実質 GDP 年平均成長率

(単位 %)

	65-75	75-85	85-91	65-91	65-91年の GDP 倍率
アジア N I E s	9.2 %	8.3 %	9.0 %	8.8 %	8.96 倍
韓 国	9.6	8.1	9.9	9.1	9.62
台 湾	9.4	8.9	8.6	9.0	9.40
香 港	6.6	8.8	7.3	7.6	6.72
シンガポール	11.2	7.4	7.8	8.9	9.18
A S E A N	6.6	5.8	7.1	6.8	5.53
マレーシア	6.3	6.8	7.1	6.7	5.40
タ イ	7.5	6.8	9.6	7.7	6.88
インドネシア	6.9	6.3	6.3	6.5	5.14
フィリピン	5.4	2.3	3.7	3.4	2.39
中 国	6.9	7.9	7.7	7.5	6.56
日 本	7.7	4.2	4.6	5.6	4.12
ア メ リ カ	2.7	2.9	2.0	2.6	1.95
E C	2.9 *	2.2	3.3	2.4	1.85
O E C D	3.8	2.8	2.8	3.2	2.27
世 界 全 体	3.9	3.1	.....	.....	.....

(注) 大和総研『飛躍するアジア経済とビジネス』P 5、OECD『National Accounts』、経企庁『90年代の太平洋経済』P 5より作成。\*印は70-75年。

## 2. 90年代東アジアの経済ネットワーク

しかし90年代から21世紀にかけての東アジア地域に対する世界からの関心は、単にこの地域の「高い経済成長率」に対してだけではなく、この地域の経済的な相互連関、「経済ネットワーク」の様相や内容、その影響力などへの関心へ移行してくるだろう。つまり90年代に入ると、単に東アジア地域にいくつか高成長、ハイスピードの経済成長を実現している国・地域が存在するというだけでなく、それらの国や地域が相互に結びつき、相互連関、ネットワークを形成してきたことに大きな意味を見いだすようになってきたからである。

### (1) 冷戦体制の崩壊

80年代末から90年代にかけて、東アジアの国や地域の相互の結びつきの範囲や、経済的なネットワークの質的な変化をもたらした第1の要因は、この地域における冷戦体制の崩壊である。

世界的規模での冷戦体制の崩壊は、89年11月のベルリンの壁の崩壊、12月のマルタ島におけるブッシュ・ゴルバチョフ会談、90年10月の東西両ドイツの統一、91年12月のソビエト連邦の崩壊と、80年代末から90年代へとドラスチックに進展したが、アジアにおいても89年2月の韓国・ハンガリー国交樹立、89年5月のゴルバチョフ書記長の北京訪問・30年ぶりの中ソ和解、90年9月の韓ソ国交樹立、10月の中韓貿易代表部設置・外交関係樹立、91年4月の台湾中国敵対条項廃止・内戦終決宣言、92年8月の中韓国交樹立という事態が連続して展開した。

当然こうした事態の展開に伴って、アジア地域の諸国間の政治的・軍事的な関係が大きく変わったが、同時に経済的な関係も急速に変化した。実はアジアにおける東西両陣営間の経済的交流は、冷戦体制が崩壊する以前の段階から、つまり東西両陣営間の「雪解け」「デタント」の進行といわれていた時期から着実に進行していたことに注目する必要がある。東西交流の経済的・文化的交流を大きく前進させる大きな契機となったのは88年に開催されたソウル・オリンピックである。韓国は分断オリンピックとなったモスクワ・オリンピックの苦い経験を回避するために東西交流に積極的に努め、結果としてソウル・オリンピックには160ヵ国という空前の国と地域が参加した。

従来対立していた国々の中の公式の外交関係が成立したというだけでなく、中国やベトナムなどの諸国が積極的に旧来型の計画経済から脱却し、市場経済システムの形成を推進したこともアジア地域の経済関係の緊密化を推進する大きな要因となった。とくに世界最大の人口を抱える中国が70年代末から80年代にかけて積極的な「開放・近代化政策」を展開したことの影響は大きかった。

もっともアジアの場合には、東西ドイツが統一したヨーロッパの場合と異なって、朝鮮半島に分断国家が存続していること、また北朝鮮がいぜん封鎖的な計画経済体制を崩そうとしていないという特異な事情があり、そのため東アジア地域全体で、冷戦体制が完全に消滅したとはいえない状態ではある。しかし金日成首席の死去によって、結局実現しなかったとはいえ、ともかくも分断後初めての韓国・北朝鮮首脳会談

---

---

の開催の合意が成立したことは変化への重要な兆候とみることもできる。

## (2) 「太平洋沿岸ベルト経済圏」形成の可能性

80年代末から90年代にかけて、東アジア地域の経済的結びつき、経済的なネットワークの質的な変化をもたらした第2の要因は、「太平洋沿岸ベルト経済圏」とでも呼ぶべき広域の経済ネットワーク形成の可能性が強まったことである。

東アジア地域の経済発展は「雁行型発展」という表現で特徴付けられることが多い。60年代から70年代にかけて韓国、台湾、香港、シンガポールのアジアNIEsが日本を追うかたちで「テイク・オフ」に成功し、80年代にはフィリピンを除くASEAN加盟国、また中国、ベトナムなど市場経済化を目指す国々が「テイク・オフ」段階に移行してきた。

さらに80年代から90年代にかけて、東アジアの地域内で「テイク・オフ」の段階に入ったとみられる国や地域の数や範囲が広がったばかりでなく、それらの国と地域の相互の有機的な連関性が強まったことも大きな特徴である。東アジア地域の経済発展のひとつの特徴として、この地域の内部にいくつかの局地的経済圏、サブ経済圏が存在するということが指摘されるが、それはこうした経済的ネットワークがいくつか形成されてきたことの証左である。事実東アジアには、80年代を通じて環日本海経済圏、環黄海経済圏、兩岸（台湾・福建省）経済圏、華南経済圏、バーツ経済圏、マレー半島経済圏などと呼ばれる局地的経済圏が形成されてきた。また中国国内においても、79年に広東省・福建省の4ヵ所でスタートした中国の輸出加工区、経済特区はその後急速にその範囲を広げ、香港と広東省の華南経済圏、台湾・福建省の兩岸経済圏、上海を中心とする長江経済圏、山東省・遼寧省の環渤海経済開放区など、南方から北方にかけて太平洋岸に沿うかたちで経済の「テイク・オフ」地帯が広がってきた。

当然こうした局地的経済圏が形成される場合、その経済圏を形成するための求心力が強く作用する。「地域主義」「リージョナリズム」の強まりと指摘されている傾向である。しかし東アジアの場合、こうした局地的経済圏、サブ経済圏は、それ自体が閉鎖的で自己完結的に活動しているわけではなく、同時に他の経済圏、他の地域に向う遠心力、つまり「開放主義」「グローバリズム」の作用が目立っている。モノ、カネ、技術、情報、さらには一部ヒトの面において相互の結びつきが、局地的経済圏の枠を超えて、広がっているわけである。マレーシアのマハティール首相が90年12月に

打ち出したE A E G構想では、「E A E (East Asian Economic Zone) = 東アジア経済圏」という考え方が明確に示されたわけであるが、地理的な位置付けでみると「太平洋沿岸ベルト経済圏」と呼ぶ方が理解され易いかもしれない。

### (3) 世界経済三極化のひとつとしての東アジア

90年代に入ってから東アジア経済に生じている事態の変化の第3は、東アジア地域が、アメリカ地域、ヨーロッパ地域と並んで世界経済の三極化のひとつと位置付けられるようになったということである。東アジア地域が世界経済の三極のひとつと位置付けられるということは、①東アジア地域がひとつの“Economic Zone”として認識されるようになってきているということ、また②東アジア地域が「世界のなかでもっとも経済発展の活力が強い地域である」という認識が広がったことを意味している。同時に、アメリカ地域、ヨーロッパ地域で従来以上に“Economic Zone”としての結束力が強まっていることを示している。ヨーロッパでは、93年1月にEC（欧州共同体）が人、物、資本、サービス（とくに金融サービス）の域内移動の完全自由化を目指した市場統合を実施、さらに将来の政治統合を指向したEU（欧州連合）へと再編を行なった。またEC加盟国の数を増やすと同時に東ヨーロッパをも含むより広い市場圏の形成を目指そうとしている。

一方アメリカでは、93年1月にアメリカ、カナダ、メキシコ3国によるNAFTA（北米自由貿易協定）がスタートした。アメリカは、こうした自由貿易協定を南米諸国にまで広げることを意図しながら、対アジア、対ヨーロッパへの対抗力と発言力を強めようと計っている。

とくにアメリカの対アジア経済戦略の転換は顕著である。APEC（Asia Pacific Economic Council = アジア太平洋経済協力閣僚会議）は、89年にオーストラリアのホーク首相の提唱によって発足し、現在北中米、東アジア、オセアニアの17ヵ国が加盟する広範な組織であるが、93年11月にアメリカ・シアトルで開催されたAPEC第5回総会において、議長国であるクリントン政権は①中南米諸国を含めて加盟国を拡大する、②このAPECをCouncil（協議体）からCommunity（共同体）に変質させ、GATTの下部組織として、緩やかな組織としてのAPECではなく、アメリカを含めた環太平洋地域全体を含む広域的な、制度としてのAPECとする、③シアトル総会では非公式ながら加盟国の首脳会議を開き、APECの重みと重要性をアピールす

---

---

る、という方針を提示し、アメリカが東アジア経済によりコミットする姿勢と戦略をより鮮明にした。

### 3. 東アジア地域経済の特徴の変化

ところで80年代までの東アジア地域の経済は、(1)その構成の多様性、(2)域外貿易依存型の発展、(3)自然発生的で、緩やかな経済ブロック、と特徴付けられることが多かった。もちろんこうした特徴は今後もそう簡単には解消しないであろうが、90年代にはそれらの特徴にいくつか重要な変化が生じる可能性がある。これらの新しい変化について指摘しておこう。

#### (1) 「多様性」のなかの「共通化・標準化」

ところで従来から東アジア地域の重要な特徴のひとつとして、その「多様性」ということが指摘されてきた。もちろんこの「多様性」は90年代の今日においても解消されているわけでない。例えば人口規模についても10億人を超える超大国の中国から300万人に満たない都市国家のシンガポールまでその格差はきわめて大きい。また1人当たりGNP（GDP）、所得水準、賃金水準、生活水準、教育水準、社会や企業の技術水準など国や地域ごとの経済水準の格差もいぜん大きい。さらに社会的・文化的、また言語上、宗教上の背景の違いから生じる社会システムの違いも大きい。

しかしそれにもかかわらず、90年代から21世紀にかけて、太平洋アジア地域に「共通化・標準化」のベクトルが根強く作用するだろう。この「共通化・標準化」の傾向は、経済的な相互連関、有機的なネットワークが進展するのに伴って必然的に進行するものである。商品貿易や資本の直接投資、技術の移転、金融サービスの交流などの経済的な関連、有機的なネットワークが進展するにつれて、経済の発展段階の違い、経済水準の違いを超えて「共通のルール」を形成しなければならない圧力が強まってくる。

経済活動の国際化というのは、モノ、カネ、ヒト、技術、情報の国境を超えた活動が活発化するという他に他ならないが、この場合、モノ、カネ、ヒト、技術、情報の活動に関する各国間のルールや基準が国別に大きく異なっていることは許されない。また交通や情報などに関するインフラストラクチャーの共通化も必要になってくるだ

ろう。93年11月のAPECシアトル総会では、規格の国際標準化、基準、承認制度の国際調和をはかるために①国際規格への整合化、②国際機関との連携、③APEC諸国の相互承認、④APEC基準・承認ハンドブックの作成などを決定した。この他太平洋標準化会議(PASC)、アジア情報技術標準化フォーラム(AFSIT)等の機関の活動が行なわれている。さらに現在ICFTU-APROで進められている「アジア社会憲章」の策定などもアジア地域の「共通化・平準化」に寄与するはずである。

しかし現実に東アジア地域の内部の経済的格差、社会システムの違いは大きく、「共通化・平準化」が進行するためには相当の時間が必要になる。また対外的、国内的に深刻な「緊張」と「対立」を生み出すことになるだろう。50年代に貿易・為替の自由化に踏み切った日本で、今日なお欧米諸国から規制の緩和や市場開放を強く求められているという事実が端的にそれを証明している。

## (2) 域外貿易から域内貿易への転換

東アジア地域のもうひとつの重要な特徴として、「輸出依存型の経済成長」という点が指摘される。そのように指摘される理由の第1は、この地域の貿易の伸び率が他地域よりも高いということである。87～92年の5年間にアジアの発展途上国の商品貿易は世界全体の年平均増加率9.3%を大きく上回る14.4%であった。第2の理由は、アジアNIEs、ASEANの貿易依存度が極端に高いということである。92年のアジアNIEsの輸出額(通関額f.o.b.)は3,056億ドルで、同年の日本の輸出額3,399億ドルの97%に達するまでになっている。1人当たり輸出額でみるとNIEsの場合は4,225ドルで、日本の2,743ドルの1.54倍に達する。

しかもその輸出の相手先は第2表に示したようにNIEsの場合アメリカが圧倒的な比重をもっている。ASEANの場合には若干事情は異なるが、それでもアメリカの比重が高くなっている。つまりアジアNIEs、ASEANの経済発展は、「輸出依存型」、それも「域外輸出依存型」、さらにまた「対米輸出・アメリカ市場依存型」の経済発展であったと特徴付けることになるだろう。

しかしこうした「域外輸出依存型」、「対米輸出・アメリカ市場依存型」の経済発展という特徴も、時間の経過とともに次第に薄れる傾向にあるし、また意図的、政策的にアメリカ市場への依存を弱め、アジア地域内部の「域内貿易」を広げる必要があ

る。

その第1の理由は、アジア地域とアメリカの経済摩擦・貿易摩擦の強まりである。93年11月にクリストファー長官は上院外交委員会で「アジア太平洋地域はアメリカにとってもっとも重要な地域である」と発言、クリントン政権が従来のヨーロッパ重視の経済・外交戦略からアジア重視の戦略に転換することを明確にした。この場合、一方ではアメリカの対アジア貿易、対アジア投資を増やすという意図があるが、他方では、アジアからの対米輸出を押さえたいという意図が込められている。アメリカのアジアに対する警戒感、対アジア貿易赤字の巨大さに基づいている。91年のアメリカの貿易収支赤字額は667億ドルであるが、内訳をみるとヨーロッパ貿易では239億ドルの黒字、反対にアジア貿易では799億ドルの赤字となったからである。アメリカは、日本に対して経済包括協議などを通じて貿易インバランスの縮小を強く求めているが、80年代後半以降、アメリカのNIEsやASEAN諸国に対する貿易や為替相場に対する各種の要求が突き付けられるようになってきている。

図表2 NIEs・ASEANの輸出先構成比

(%)

		対NIEs	対ASEAN	対日本	対米国	対欧州	全世界
NIEs	85年	8.9%	7.6%	10.0%	34.8%	8.0%	100.0%
	91年	13.7	9.2	10.5	24.5	11.1	100.0
ASEAN	85年	20.0	4.5	31.1	19.7	6.4	100.0
	91年	23.2	4.0	22.9	18.3	10.6	100.0

NIEs・ASEANの輸入先構成比

(%)

		NIEsから	ASEANから	日本から	米国から	欧州から	全世界
NIEs	85年	8.2%	9.6%	22.8%	16.8%	8.5%	100.0%
	91年	10.7	8.5	22.7	16.4	8.9	100.0
ASEAN	85年	16.5	5.9	23.3	15.9	11.5	100.0
	91年	21.2	3.8	26.0	13.7	11.5	100.0

(注) 「平成4年度世界経済白書」より作成



アジア地域の域内貿易依存度が上昇すると判断される第2の理由は、この地域内部における直接投資の急激な拡大で、モノ、カネ、技術の面での結びつきが進行していることである。アジアNIEsの対NIEs、対ASEAN、対日本輸出の比率は、85年の26.5%から91年には33.4%へ6.9ポイント上昇した。とくに91年のASEANの対NIEs輸出比率が23.2%で、対日本への輸出比率22.9%を上回ったのが注目される。またASEANのNIEsからの輸入比率は85年から91年までの5年間に4.7ポイント上昇したことを目立つ動きである。

第3の理由は、約12億人もの人口を抱える中国という超大国との経済関係が形成されてきたということである。92年の中国の輸入額（通関c. i. f. 価格）は763億ドルで、日本の輸入額の3分の1以下（アジアNIEs輸入額の24.5%）である。人口1人当りの輸入額にすると66ドルで、日本の1,882ドルのわずか3.5%、アジアNIEsの平均輸入額4,301ドルのわずか1.5%に過ぎない。一方92年の中国の輸出額（通関f. o. b. 価格）は805億ドル（アジアNIEs輸出額の26.3%）で、人口1人当りの輸入額は70ドルである。しかしそれでも10年前の82年の21ドルに比べると3.33倍（年率増加率12.8%）に増大しており、今後もアジア域内貿易拡大の大きな要因になるだろう。

### (3) 自然発生的経済ネットワークの「組織化」傾向

東アジア経済の第3の特徴として指摘されていることは、この地域の有機的な経済ネットワークは、ヨーロッパのEC（EU）、アメリカのNAFTAなどと異なって、自然発生的な、また自律的な事態として進行しているということである。しかしこうした特徴をもつ東アジア地域においても今後しだいに各種の協定や協議による「組織化」「制度化」の傾向が強まってくるであろう。

確かに東アジア地域の経済ネットワーク、有機的経済連関は、ECやNAFTAのように人為的、政策的に形成された経済圏、域内と域外の境界線が鮮明に画されている経済統合として形成されたのではない。UCLAバークレイ校のロバート・A・スカラピーノ教授が東アジア経済の特徴を“Natural Economic Territories=NETs”と表現したことはこうした傾向が強いことを意識したためである。また91年にソウルで開催されたAPEC（Asia Pacific Economic Council =アジア太平洋経済協力閣僚会議）の第3回総会において「APECは開かれた地域主義である」ことを宣言した

---

ことも強調されるべきである。

しかし第2次大戦後、アジア太平洋地域で各国間の経済的関連・経済協力を「組織化」しようという動きが相次いだという事実も無視することができないであろう。第2次大戦後アジア太平洋地域の経済協力を組織化しようとした最初の試みは、47年に国連の下部組織として結成されたE C A F E (Economic Commission for Asia and Far East=アジア極東経済委員会)である。このE C A F Eは74年にE S C A P (Economic and Social Commission for Asia and Pacific=アジア太平洋経済社会委員会)に改組された。ヨーロッパのE E C (European Economic Community =欧州経済共同体)に対抗しうる共同体の組織化は、65年に日本の小島清氏の「太平洋自由貿易地域構想」として提案された。また67年には日本、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダの民間企業が中心となって組織されたP B E C (Pacific Basin Economic Council=太平洋沿岸経済委員会)、また80年には日本の大平首相がオーストラリアのフレーザー首相に提案するかたちでP E C C (Pacific Economic Cooperation Council =太平洋経済協力会議)が創設されている。

80年代前半までのこの地域での経済協力の「組織化」「制度化」は、アジアを中心とした組織というよりオーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどを含めた「環太平洋地域」の組織化であったこと、またO E C Dへの加盟を実現している先進国間の経済ネットワークであったことは重要である。その当時には、中国やベトナム、北朝鮮など社会主義国との協力関係を構想することが不可能であったことを反映している。

ところで89年に創設されたA P E Cもオーストラリアのホーク首相の提唱で創設されたということは興味深い事実である。しかしこの組織には日本、アメリカのほか中国、台湾、香港が加盟しており、冷戦体制後の、文字通りアジア地域が中心となった組織であることが強調されるべきである。しかし同時に、アジアの内部からは、E A E G (East Asia Economic Group =東アジア経済グループ)の提唱者であるマレーシアのマハティール首相は、G A T Tの下部組織として通商・経済交渉の場として明確な形での「制度化」を目指しているアメリカ・クリントン大統領への反対の意向を示すべく、93年11月のシアトル会議に欠席したという事実も見逃されるべきではない。東アジア地域のなかには、あくまでも「緩やかな経済結合」「開かれた地域主義」に対するこだわりと、期待はいぜん強く、アジア地域とアメリカの対立は今後も解消されな

いまま持続することになる。

(4) アジア太平洋地域における巨大国パワー並存への懸念

90年代から21世紀にかけて、アジア太平洋地域における巨大国パワーの並存と競合がより顕著になることも大きな変化といえるだろう。

アジア太平洋地域において経済大国の経済力の平準化の傾向が進んでいる。アメリカは、クリントン政権が明確化したように、アジア太平洋地域に対するコミットメントをより強めることは確実である。しかしアメリカ経済の国際的地位は、50年代以降長期的にみるとヨーロッパや日本、またアジアNIEsなどの追い上げをうけるかたちで確実に低下してきた。80年代後半から90年代にかけて「米国産業の国際競争力強化」を目指した各種の政策を採用、実施してきたが、それでも世界経済に占めるアメリカ経済の相対的地位は今後もなお低下する可能性が強い。同時に、80年代まで世界での相対的地位を高めてきた日本経済も90年代に入ってその停滞ぶりが目立ってきた。円相場の急上昇、バブル経済当時の技術革新の足踏みで日本産業の国際競争力が低下しただけでなく、政界・官界・財界の癒着に象徴される日本の社会経済システムの制度疲労が顕在化しており、政治・行政システム、財界の談合体質などの本格的なイノベーションが行なわれないかぎり90年代のすう勢成長率のかかなりの低下は避けられそうにない。

一方、中国の経済的地位は今後もかなりのスピードで上昇する可能性がある。政治体制の安定性、国内の経済的格差やインフレの進行などの問題を抱えているものの、開放政策の影響が沿岸部から内陸部に浸透すること、香港の返還、台湾との交流・一体化といった成長加速要因が存在するからである。今のところシベリア地域でアジアと接しているロシアが今後どのようなアジア政策を展開するのか必ずしも明確ではない。しかし88年9月に当時のゴルバチョフ書記長が「アジア太平洋地域平和提案」を行い、89年1月にはイワノフ副議長が「経済特区」の設立を提案、さらに90年1月にはプラウダが「過去数十年間のアジア太平洋政策は誤りであった」と表明していることから分かるように、アジア太平洋地域に力点をおいた経済開発政策を展開しようとしていることは確実である。

しかしこうしたアメリカ、日本、中国、ロシアという四大スーパーパワーの並存する状態、またスーパーパワー自体に対するアジア諸国の懸念は決して小さくはない。

---

まずアメリカに対しては、①APECを市場開放のための交渉の場、機関にしようとしていることに対する懸念、②北朝鮮の核疑惑、中国の軍備拡充化のなかでアメリカの在アジア軍が早期に撤退することへの懸念、③アメリカのマクロ経済のインバランスが持続することに対する懸念などがある。中国に対しては、①開放政策の持続性と安定性に対する懸念、②国内の民族問題、地域間格差拡大に対する懸念、③中国の軍事力に対する懸念などがある。さらに日本に対しては、①国連のPKFへの参加、国連安保理常任理事国を志向し、「政治・軍事大国」化することに対する懸念、②日本の資源開発・資源輸入が発展途上国の資源・商品市場を支配し、環境破壊を進めることへの懸念、③日本経済の停滞が長期化し、対日輸出が伸び悩むことへの懸念、などが広がっている。

#### 4. アジア太平洋地域に対する日本の役割

では90年代から21世紀にかけて、日本はアジア太平洋地域の経済協力として具体的に何を実行していく必要があるのだろうか。

##### (1) 貿易収支インバランスの縮小

まず第1に必要なことは、日本とアメリカ、日本とアジアNIEs、ASEANなどとの間に生じている貿易収支の大幅で、継続的なインバランスをより縮小し、二国間、多国間で強まっている政治的・経済的・心理的な緊張を解消する努力を払うことである。

そのためには、第一には、90年代に入って極端に低下している日本経済の成長率を、3～4%台の安定成長軌道に戻すことが必要である。その具体的手段として、①政官財癒着構造とタテ割りの行政機構、長期間“談合体質”に慣れ親しんできた日本の産業体質を根幹から再構築すること、②より広い住宅、より便利な住宅、住み換えを行なわなくてもいい住宅、通勤や通学のための日常的な交通施設、教育・医療施設、安全で快適な居住環境、公害・環境対策など、国民のなかに膨大な需要がありながら、それがいぜん“潜在的な需要”として放置されたままになっている需要を顕在化させること、③現在それらの阻害要因になっている各種の規制、土地利用に関する規制、建築基準に関する規制、交通・運輸・通信等に関する規制を大胆に見直していくこと、な

どが必要である。また内外価格差の解消・縮小に努めることも必要である。特定のブランド商品の場合は内外価格差の存在が輸入を促進する効果を及ぼすことがあるが、日用品、ブランドによる差別化が有効でない場合には内外価格差の縮小は輸入の増大に寄与する。

また第二には、継続的な安定成長を維持しながら、海外に対する日本の市場開放措置を可能なかぎり実施していくことである。景気循環の影響を除去するために86～92年度の7年間の合計でみると、この期間の日本の貿易収支の黒字累計額は6,806億ドル、年平均では972億ドルであった。こうした年間1,000億ドル近い巨額の黒字に対して、世界の各国、とくにアメリカ、対近隣アジア諸国からの非難が強まることは当然で、日本の市場開放に対する圧力は強い。

## (2) 多元的・互恵的な経済協力関係の構築

前述のように商品貿易、直接投資、金融取引、技術ノウハウの提供など日本と東アジア地域との経済的なネットワークは着実に進展してきている。また政府によるアジア諸国への開発援助も量的・質的に充実してきた。しかしこうした民間企業の経済的ネットワークの形成、政府の開発援助の在り方について、アジア諸国の立場からの批判が存在することも事実である。

その批判のなかには、①低い賃金水準・安い部品や原材料の確保といった日本企業の低コスト指向型の「資本の論理」への反発、②日本企業・日本人社会の現地地域社会への非融和、非強調への非難、③日本企業による自然環境破壊や資源の乱開発、資源価格の価格操作・乱高下への批判などが含まれる。また政府援助についても、日本企業との癒着、地元住民の生活需要との乖離、ソフト・運営面などでのアフターケアの欠如、人的貢献の少なさ、などの問題が指摘されている。

本来民間企業は利潤の追求を究極の目的としており、自発的に資本の論理を放棄したり修正することは難しいと考えられている。しかし国内的には、独占禁止政策や環境保全政策、幼稚・弱小産業の保護政策などを通じて企業の行動を規制することが可能になっており、この経験と手段を用いて外国企業の行動を規制することは十分可能である。この目的のために、二国間または多国間でまた政府間、民間組織相互間で、企業行動に関する「共通規範・基準」「共通ルール」を定めていくことが有効であろう。

### (3) 貧困の解消、適正な社会開発への協力

日本は、アジアの諸国との関係を、単に経済的な面だけの関係としてではなく、アジアの諸国が抱えている社会的な諸問題をも含んだ、より広範囲の関係として構築していく必要がある。国際的な開発援助が開始されて以来、①「貧困 (poverty)」、②「病気 (disease)」、③「無知 (ignorance)」、④「経済的・社会的不平等 (injustice)」が「発展途上国」に共通した問題であると指摘され、欧米各国はその問題に対処するために各種の直接的な協力を行ってきた。日本の場合、これらの諸問題を解消する最良の処方箋こそ「経済発展」であるとし、経済発展最優先の「経済援助」を続けてきた。しかしアジア発展途上国の経済発展は、膨大な人口の流動化をもたらし、一方では都市圏での異常な過密とスラム化・貧困化、反対に地方農村部で伝統的な村落共同体・コミュニティーの崩壊と貧困化を促進する結果となった。そして「貧困」「病気」「無知」という問題が一向に解消しないばかりか、逆により深刻化させる事態となっている。

従来の「経済援助」とは質的にも内容的にも大きく異なった、社会全体の「開発援助」へ方向転換していくことが求められている。

### (4) 「開かれた地域主義」の構築

日本の求められている課題のひとつは、ヨーロッパやアメリカで進みつつある「地域主義的経済圏」形成や「管理・保護貿易」的な動きに同調するのではなく、「開かれた地域主義」の大原則を維持しながら新しい東アジア地域の経済的ネットワークの形成に努めることである。

アメリカのクリントン政権は、日本に対しては具体的な「数値目標」の設定を中軸にした二国間の経済包括協議を要求し、同時にAPECに対しては、第3回ソウル総会で確認された「開かれた地域主義」という原則を修正し、GATTの下部組織としてのAPEC、自由化の「交渉の場」としてのAPECに変質させるように要求している。しかしこのアメリカの要求に対しては、日本はアジア諸国の立場を代表して反対の姿勢を貫くべきである。94年2月の日米首脳会談のなかで細川首相はクリントン大統領が要求している具体的「数値目標」の設定は管理貿易につながる危険があるとして拒否の態度を示し、交渉は決裂した。しかしこの日本の主張は同じスタンスをとっていたヨーロッパ諸国から支持されたし、アメリカの性急な市場開放要求を牽制す

る姿勢をとっているアジア諸国の利益とも一致するものであった。また加盟国の経済発展段階が大きく異なり、経済水準に差がある東アジアに「貿易交渉の場」としてのAPECを設置・制度化することにも反対する必要がある。前述のように東アジア地域は「域外貿易」「アメリカ市場」への依存度が高いという特徴をもっており、必然的に域外との貿易を意識した「開かれた地域主義」を指向せざるをえないという性質をもっている。またアジア諸国のなかに、超大国アメリカが直接メンバーとして参加する「交渉の場」を敬遠する姿勢があるのは当然で、事実アメリカの強いコミットメントに対してマレーシアのマハティール首相などの強い反発が示されている。

#### (5) 日本の戦争責任の認識と反省

90年代に入って、日中戦争から第2次世界大戦、さらに朝鮮半島、台湾の植民地支配に対する日本の責任問題が大きくクローズアップされてきた。これは戦後の歴代の内閣・与党が戦争責任の問題をあいまいにしてきたこと、この間冷戦体制が持続したために、日本の戦争責任問題が国際的に“凍結”される状態にあったことへの反動である。93年に細川首相は自民党政権当時から一步踏み込んだ戦争責任の認識を表明したが、その後連立内閣の閣僚からそれを否定するような発言があり、アジア諸国からの反発を招いている。

こうした問題は、単に政府間の対応だけで処理できる問題ではなく、民間企業や個人を含めた国全体の問題として受けとめ、対処すべき問題である。政府が明確な私たちで戦争責任問題を処理することはもちろんのこと、日本人の海外渡航が年間1,200万人にも達する今日、民間の企業、個々の渡航者の意識と行動が今後の日本とアジア地域との交流に重要な意味をもってくるだろう。

# 第 I 部 アジアの経済・産業ダイナミズムと地域経済関係

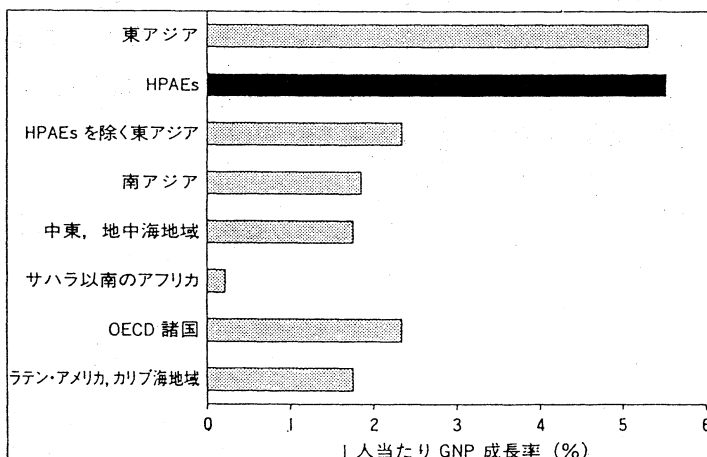
## 第 1 章 東アジア地域の経済発展と産業構造

### 1. 世界の成長地域としての東アジアの地域構造

90年代に入り、先進国経済が低迷を続けているにもかかわらず、アジア地域は依然として高い成長を維持し続けている。とりわけ東アジア地域は、高い経済成長を達成し、かつまたそれを持続し続けるという点で、世界の他の地域に比べて注目すべき実績を残してきた。

図表 I - 1 - 1 は、1965年から90年のちょうど4分の1世紀の間の世界の地域別の平均成長率を示したものである。この間、先進OECD諸国は2%台の成長であったが、南アジア・中東・地中海地域、ラテン・アメリカ、カリブ海地域はいずれもそれを下回る2%台後半にとどまり、アフリカ地域に至っては1%を下回る水準にとどまっていた。これに対して、東アジア地域はこの間5%を上回る経済成長を達成し、「東アジアの奇跡」（世銀レポート）ともいわれる世界の成長センターと位置づけられるまで成長してきたのである。

図表 I - 1 - 1 1965-90年の1人当たりGNP平均成長率



出所：世界銀行（World Bank）（1992d）。

東アジア地域が、このように高い成長を遂げてきている背景としていくつかの要因



を挙げることができる。1993年8月に発行された世界銀行の「東アジアの奇跡」（注1）はこの点について、①高い国内民間投資と急速に伸びた人的資本、②高水準の国内貯蓄、③農業の生産の伸びと良く教育された労働力、という基礎的政策にそれぞれの政府が役割を果たしたことが指摘されている。さらに、これに角度をかえてアジア諸国の国際連関、産業発展のダイナミズムからみると以下の点がある。

第1に、それぞれの時期に成長をリードする国が次々と登場し、高い成長を牽引してきたことである。アジア主要国の実質GDP成長率の推移をみると、60年代は日本、70年代から80年代にかけては韓国、台湾、香港、シンガポールといったNIE S諸国が成長をリードし、80年代とりわけその後半からはタイ、マレーシア、インドネシア等のASEAN諸国がそれに加わり、90年代に入ると中国が登場する。このように時代の推移とともに高成長国が次々と登場する、いわば経済成長の波状効果とも呼ぶべき状況が現れてきたことである。

第2に、そのことを可能とした要因としての工業化の急激な進展である。東アジア諸国の工業化は、それぞれの国の置かれた条件や資源状況等によって異なるが、総じて労働集約的軽工業化から機械工業を中心とする産業構成の高度化の方向にむかいつつある。世界の工業生産（付加価値ベース）に占める東アジア（日本プラス東南アジア）のシェアは1981年15%から90年20%に拡大した。その結果、東アジアは20%台の北米、西ヨーロッパと肩をならべるシェアを占めるに至った。とりわけ、東アジア地域がシェアを拡大したのが電気機械であるが、この間のシェアは18.9%から35.3%に倍近く拡大し、現在北米の21.3%、西ヨーロッパの30.9%を上回り、東アジア地域が「世界の生産基地」に飛躍しつつある象徴的な事実としてみてとれる。

第3に、東アジア地域の成長は世界貿易との連関を深めたことで、東アジアの貿易額の世界の貿易に占めるシェアも拡大してきており（80年7.5%→92年14.6%）、NIE S 4カ国はいずれも世界貿易上位20カ国に入り、コンテナ港の世界上位10港のなかにシンガポール、香港、高雄、釜山、基隆の4港が入っている。しかし、東アジアをめぐる貿易構造は、輸入面での資本財・中間財の日本への依存、輸出面でのアメリカ市場への依存という特徴をもち、最近この構造に変化の兆しがみられるとはいえ、基本構造は引き継がれている。

第4に、アメリカ、日本からの直接投資の拡大を挙げることができるが、この点については、次節及び次章でふれることにする。

図表 I - 1 - 2 世界の製造業付加価値総額に占める地域別シェア推移

(単位：%)

	1981年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
先進工業国	82.9	81.1	80.1	79.3	78.9	78.6	77.9
日本	11.2	12.5	12.0	12.3	12.8	13.1	13.7
北米	22.3	22.8	22.9	23.0	23.1	22.9	22.9
西欧	31.2	29.2	28.9	28.2	27.9	28.0	28.5
発展途上国	13.2	13.4	13.9	14.1	13.8	13.7	14.0
東南アジア	4.4	5.1	5.5	5.9	6.1	6.3	6.8
中南米	6.7	5.2	6.4	6.3	5.9	5.8	5.6

(注) 1990年は速報値、1980年価格評価ベース。

(出所) UNIDO: Handbook of Industrial Statistics, 1992  
 ジェトロ「ASEAN工業化の新次元」

以上のように急激な成長を遂げてきた東アジア地域であるが、国土、人口、経済規模、所得水準など経済的側面をみただけでも多様性に富んだ国々が混在している地域である。1人当たりGNPを比較しても、5,000ドルを越える国から1,000ドルを下回る国までが混在し、こうした地域内格差構造は他の地域たとえばヨーロッパ地域と比べても、大きな特徴となっており、アジアの諸問題とりわけアジアと日本の問題を考えるとき、とりわけ留意すべきことである。

## 2. 多国籍企業段階におけるテイクオフの特徴

第2次大戦後の日本の高度成長は、それまでの先進諸国の経済発展の歴史に照らしめても、最も高いものであった。しかし、1960年代から始まったアジアNIES諸国の経済成長は、日本の高度成長をも上回るスピードを記録した。また、それに続くASEAN諸国の経済成長も、日本を上回る急角度の上昇をたどってきている。

また、輸入拡大期から輸入代替工業化を経て輸出指向工業化にむかう産業発展の移行速度も、東アジア諸国に於いてはそれまでの資本主義の経済発展の経験を上回るものであった。

W・ロストウの経済発展段階論によれば、固定資本形成が5%から10%に移行する時期にテイク・オフ(離陸)するとされている。先進資本主義国は、このテイク・オ

フに50年間ないしは100年間というタームのなかで成し遂げてきたが、東アジア諸国に於いては、10年足らずの数年間という驚異的なスピードで実現してきたのである。

もちろん、離陸の時期が遅れたいわゆる後諸国は、先進国のスピードよりは一段と早まる「後発効果」があることは言うまでもないことであるが、これだけでは東アジアの急速な経済発展を充分説明したことにはならない。1960年代以降、この20世紀の後半に世界の低開発地域のなかで、なぜ東アジア地域だけがうまくテイク・オフを成し遂げ、急激な成長パターンの道をたどることができたのか、これを考えることが本節のテーマである。

いうまでもなく、一国が経済発展すなわちテイク・オフを遂げる場合、世界経済の発展段階にその成長パターンが規定されることになるが、とりわけ後発国の場合は先進諸国の経済発展のいかなる段階にあったかが重要である。

東アジア諸国が、テイク・オフしようとしていた1960年以降の時代は、先進世界経済は多国籍企業の段階に到達していた時代であり、その時代的条件のなかで経済発展をはかることになった。このことは、東アジア諸国の経済発展政策すなわち外資導入、輸出振興、産業育成などの諸政策に色濃く反映されることになった。

#### ① 外資導入政策

東アジアに対する多国籍企業の直接投資は60年代後半の第1期、70年代の第2期、80年代後半の第3期、以上の3つのブームがあった。

60年代の後半の第1期ブームの時期は、台湾に於ける高雄輸出加工区の創設、タイ、フィリピンの投資委員会（BOI）の設立など、外資導入のための基盤整備が進められ、アジアにおける外資導入のスタートとなった。

70年代の第2期では、日本は過剰流動性の排け口として対東アジア投資が活発化するが、受け入国サイドとしてNIES諸国がこのブームに乗ってアジアのなかでいち早くテイク・オフをはかる。ASEAN諸国もオイル・ショックによって引き起こされた第一次産品の価格上昇を背景に輸入代替工業化政策の準備をすすめることになった。

そして、80年代後半の第3期に於いて、後続のASEAN諸国がテイク・オフの第二次の波に乗り、そして90年代の第4期は中国、ベトナム、ラオスなどが外資導入を積極的に進め、テイク・オフの第三波を形成しつつある。

こうした、アジア諸国の外資導入も、その投資元が多国籍企業である以上、国際資

---

本間競争を反映したものにならざるを得ない。例えば、民生用電子機器産業の外資導入をめぐる状況も、その契機は日本製電子製品に追しまくられたアメリカエレクトロニクス資本が東アジアの安価の労働力を求めて進出したことによるもので、60年代に香港、韓国、台湾、シンガポールに進出、70年代にマレーシア、インドネシアに投資を拡大した。これに対抗して日本はまず中小の部品メーカーが60年代に台湾に進出したが、70年代のオイル・ショック以降の第2期ブームの時期に、大手エレクトロニクスメーカーが本格的投資拡大に走り、日米の巨大資本間の競争がアジアの場でくりひろげられる。

東アジアに於ける外資導入政策も、日米の国際対抗関係のなかで長らく規定されてきたが、最近では韓国、台湾、シンガポールなどのNIE S資本が加わり、新しい展開がみられつつある。こうした対抗関係のなかで多国籍企業がどう動くかによってASEAN経済が決定的影響をこうむる構造になっている。

そうしたなかでも、ASEAN諸国は民間外資の導入を有効に利用しつつ資源開発型から輸入代替工業化を経て輸出産業型経済へと高度化をはかりつつあるのである。

## ② 輸出振興政策

東アジア諸国、輸入代替から輸出振興へと政策シフトを遂行するなかで、急激な輸出拡大をはかってきた。その政策手段として採用されたものが、第1に投資奨励法であり、第2に輸出金融政策、第3に輸出加工区の創設である。

こうした輸出振興政策とりわけ3つ目の輸出加工区は、さまざまの特典を付与することによって外国資本を導入し、輸出ドライブをかけようとしたもので、賃金コスト上昇圧力を逃れようとする先進諸国の生産・輸出拠点を移動しようとする利害が一致し、各地に拡大、効果を発揮してきた。

しかし、原材料・部品は輸入にたより、輸出加工区内での加工・組立だけにとどまり、そのまま輸出されるため、国内産業への波及効果が少ないこと、また外資に与えられた特権のなかに労働者の基本的権利を抑制するものがみうけられる等、問題点を残している。

## ③ 産業育成政策

急激な工業化をはたしてきたASEAN諸国も産業インフラの未整備など多くの問題をかかえているが、当面する課題は次の3つである。

第1に、Supporting Industryすなわち部品産業の育成である。世界の輸出基地の一

角を占めるまで成長してきたASEAN諸国も、その製品をつくる必要な部品・原材料は、日本をはじめとする先進諸国やNIES諸国に大きく依存している。そのため各国とも部品産業の育成が共通の課題となっており、日本からの投資も部品メーカーとりわけ中小企業の進出を優先的に認可する方向にあり、またマレーシアでは自動車、電機といったセットメーカーに下請中小企業を進出させ、企業ごとにその数を割り当てる政策をとっている。他方、日本サイドもリストラ下の海外シフトが進行するなか、中小企業も進出の動きを見せ始め、昨年の夏以降は日本の中小企業経営者の視察ラッシュとなっており、各国ともその受け入れに積極的姿勢を示し、外資導入政策も新たな展開を見せはじめつつある。

第2に、各国とも国内の地域間の格差の是正をどうはかるかが課題になっている。輸出加工区を中心とする工業発展地域の一極化傾向は強まりつつあり、優遇措置に地域間のスライドをつけるなどの政策誘導がとられつつある。

第3に、技術移転や経営現地化に伴う高いレベルの技能者、技術者ないしは管理職など人材の育成である。こうした中堅ないしは高いレベルの人材の層はきわめて薄く、これから自立的経済発展にとって大きな課題となっている。

### 3. 東アジアの経済発展の要因と評価

ガット・ウルグアイ・ラウンドの最終局面を迎え、モロッコのマラケシュで開かれた閣僚会議に於いて、貿易と労働基準をめぐる先進諸国と開発途上国の間で意見の対立が表面化した。

すなわち、ポスト・ウルグアイ・ラウンドの新たな交渉分野として、EU（欧州連合）ブリタン委員は、世界貿易機構（WTO）やILOなどと連携して児童の搾取、強制労働、労働者の言論の自由などを取り上げるべきだと主張、またフランスのロング工業貿易相も子供の犠牲による発展は望ましくないと発言した。これに対してバングラディッシュのイスラム商業相は、「途上国の労働水準はその国の経済力にもなっていて向上するもの、労働者の権利を貿易と関連づけても有益でない」と反論した。

この問題は、すでにアメリカのカンター通商代表が、「（メキシコの労働条件の改善を促す）NAFTAの補完協定と同じことをWTOでもやりたい」と言明したことに端を発し、これに対しマレーシアのマハティール首相は「低い労働コストという貧

---

しい国の唯一の優位性を奪うものだ」の反発、ASEANが結集して反対を表明、アジア、中南米、アフリカの国々で構成する15カ国グループ（G15）も反対声明を採択したことが背景になっている。

このように、経済発展と労働基準をめぐる南北対立は90年代後半の世界経済のホット・イシューになってきつつある。

低開発国が遅れてテイク・オフして経済発展をはかるには、経済開発を優先した「開発独裁」型の発展をたどることは、日本をはじめとして半ばモデル化したパターンである。この点をめぐっては、欧米先進国の労使とも批判的な共通認識があり、政府が積極的に介入して経済発展をはかることについても、欧米型の市場中心主義の視点から否定的である。

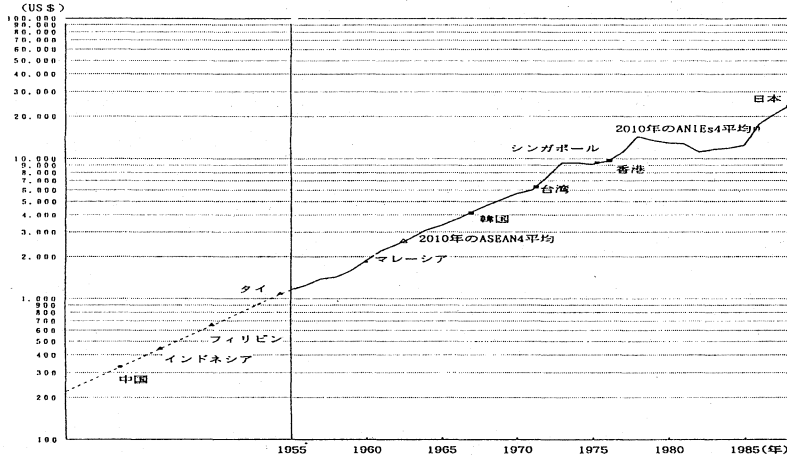
こうしたなかで、さきの世界銀行の「東アジアの奇跡」は、東アジア型経済発展を評価したものとして注目される。このレポートでは、東アジアの成功の要因として、①有能な官僚機構が、物価の変動をコントロールし、教育制度を充実させるなど民間投資に必要な基盤的条件を蓄積したこと、②政府が工業化を軸に輸出産業育成に重点をおいた政策をとり、それにつながる海外から投資や技術の積極的な導入をはかったこと、③特定産業の育成・発展に政府が積極的に介入した、等を挙げている。そして、これらの地域の特徴として単に奇跡と呼ばれる成長の高さばかりでなく、「驚くべきことは、この東アジア諸国は世界のどの地域よりも公平な分配を伴った成長を維持してきた」ことであると、高く評価している。<sup>11</sup>

従来からの欧米諸国の東アジア諸国の経済発展に対する視点からみると、今回の世銀レポートは経済発展の事実を冷静に分析し、正當に評価している点は注目に値する。さらに、これに加えるとすれば、第一に農地改革の結果比較的中小規模の土地所有形態を有し、農村工業基盤が自生的に発展していたこと、第二に教育水準とりわけ初等教育水準の高かったこと、第三に以上の二つの条件のもと海外からの投資が国内市場の創造と工業化、そして経営の近代化とりわけ日本的経営システムの受け入れを可能にしたことが、経済発展の素地となったものと考えられよう。

東アジア諸国が、外資の導入を積極的にはかり、政府が特定産業を育成し、輸出産業振興政策を採用してきたことが、第2次世界大戦後の多国籍企業の段階での経済発展の道すじとして、きわめてリーズナブルな選択であったと考えられる。しかしそれでもかつ民主主義や労働組合活動の規制などを含む政治的・社会政策的な抑圧をどう

考えるかという問題は残るが、この点については「むすび」にゆずることとする。<sup>2)</sup>

図表 I-1-3 日本の1人当たりGNPの推移とアジア地域の1人当たりGNP



(備考) 1. International Financial Statistics, IMF及び各国統計により作成。  
 2. 日本の一人当たりGNPは、各年のGNPを米国のGNPデフレーターにより1988年価格に換算した。アジア各国の一人当たりGNPは、1988年データである。  
 2010年の数値は、経済企画庁総合計画局推計。  
 3. ANIEs4とは韓国、台湾、香港、シンガポールであり、ASEAN4とは、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシアである。

(注)

1) : 世界銀行「東アジアの奇跡」(東洋経済新報社)

2) : ここでは、国際労働機関やアジアの労働組合で常識になっている批判的見方と、いまひとつはかなりプラグマティックな見方がある。つまり、民主主義はすべての国に共通する原理であるという見方と、民主主義も経済発展に応じて拡大してゆくという見方である。後者の発展段階論的な理解からは、例えば一人当たりGNP「2000ドル仮説」(中村政則「経済発展と民主主義」岩波書店)がある。これは遅れた東アジア諸国が、世界経済の所与の諸条件のなかできわめて短期間にテイク・オフをはたすにはある経済発展のレベルまで政治的・社会政策的な諸条件について規制を伴う発展の道すじを選択せざるを得なかったとする見方になるが、これについては厳しい批判があることはいうまでもない。

後に述べるように、連合を含む世界の労働組合、国際労働機関などの見解は明確である。すなわち、基本的人権や労働組合権は普遍的なものであり、国家の発展段階にかかわらず保障されるべきものであるとする。さらに、1995年3月に開催される国連社会開発サミットは、そのような考え方を国際的に確保しようとするものである。

---

---

## 第2章 アセアン地域における企業の競争関係

### 1. アセアンにおける外国投資の役割

アジアの経済成長は、日本を除けばアジアNIBSの急成長によって世界の注目を浴びることになったが、それがアセアン、さらに中国の急成長へと持続・拡大したことによって、現在では世界の成長センターと目されていることはすでにふれた。そこでの特徴は、巨大な市場を持つ中国は別として、主に次のようなものといわれる。第1は、政府の強力な主導による経済開発計画に基づくものであること、第2は、輸入代替型を経て輸出志向型の工業化が成功したこと、第3に、そこで外資が大きな役割を果たしたことである。

発展途上国においては、経済開発に必要な資本、設備機器、技術、市場などの不足を補うために外資の導入が図られ、受入（国）側と進出（企業）側との関心・利害の一致によって実現する。受入国側の期待・提示条件によっては外資の誘致は困難になり、一方受入国はその経済開発を外資の野放図な経営や競争に任したいわけではないからである。実際には、外資による直接投資は、国際社会の環境条件に影響されながら世界的な競争関係や企業戦略を色濃く反映するという側面を持つ。

特にアセアンにおいては、以下でみるように世界的に競争が一層激化した1980年代後半以降に集中して外資が導入されたことが、急成長の端緒となった。各国の投資奨励策が効を奏したわけで、電機産業を中心とする機械産業などの外資が競争関係で有利に立つべく世界戦略に添った分野・形態でアセアンに相次いで進出した。アセアンでは世界的な企業が競争する場所であったと同時に、受入国同士が外資導入のために優遇条件をいわば競うという二重の競争関係が観察される。しかもこの1～2年における中国の台頭は、この世界的な企業間の競争・受入国同士での競争においてアセアンの位置に影響を与えており、その意味でもアセアンにおける外資の役割・動向が注目される。

以下では特に企業の競争関係を中心に、外資のアセアン進出の現状とその特質について検討する。それが世界的に事業展開する企業のアセアンにおける分業構造の現状に関わるものであり、ひいては外国資本の下で働くアジアの労働者の状態、また広くその国の労働者の状態に影響するからである。



## 2. 世界的な企業の競争とアセアン

## (1) 日・米のアジア進出—1980年代前半まで

日・米企業のアジアへの進出は、戦後においては経済援助（賠償、軍事援助を含む）を軸に始まった。その後、日本は1971年のニクソンショック後と1978年後数年の円高の時期に直接投資のうねりを経験したが、その主要な対象地域であったアジアは、後発国日本の製造業にとって、強大な米国の産業・企業に対抗して競争力を獲得した世界市場を確保する上で重要な存在であった。それに対し、米国にとってアジアは世界戦略的にまた資源確保という面で重要であったが、復興・成長する欧州・日本との競争上必要な海外生産拠点の一部であったに留まる（図表 I-2-1、図表 I-2-2）。しかし、日米のいずれもアジアを基本的に「労働集約的な生産拠点」とする点では共通していた。

日本のアジアへの直接投資は、資源確保を目的にしたものを除けば、1970年頃には第1に、経済成長に伴う人手不足・人件費の上昇に対応し国際競争力を確保するために繊維・雑貨など軽工業、またカメラなど精密機械の分野でみられた。第2に、当時アセアンを含めて輸入代替型の経済開発模索の一貫としての輸入規制が敷かれたため、それに対応して市場防衛のために家電、自動車などが進出した。さらに1970年代後半以降1980年初には第3に、円高への対応のための直接投資が加わり、化学、輸送機、また電機でも次第に技術水準の高い分野が増えた。第4に、頻発する先進国との通商

図表 I-2-1 米国の地域別海外直接投資

			(%)						
			1967年	1972	1977	1982 *	1987	1992	
全 産 業	カ	ナ	29.5	25.6	23.8	20.9	18.4	14.1	
	欧	州	32.2	35.3	40.7	44.5	47.9	49.2	
	中	南	18.2	16.6	18.2	13.5	15.1	18.3	
	ア	ジ	8.2	8.2	4.2	5.8	5.4	7.2	
製 造 業	カ	ナ	-	-	25.4	22.6	20.6	17.8	
	欧	州	-	-	47.8	45.3	53.1	50.1	
	中	南	-	-	15.2	18.9	11.5	14.3	
	ア	ジ	-	-	2.8	3.2	4.0	6.3	

出所：Survey of Current Businessより作成。残高、金額ベース。

\*改定により、これ以前との連続性がない。

図表 I - 2 - 2 日本の地域別海外直接投資

(%)

			1967年度	1972	1977	1982	1987	1992
全産業	カナダ		20.7	14.7	26.2	37.7	46.0	42.7
	中南米		16.0	12.1	16.3	19.5	14.4	8.0
	アジア		33.8	17.2	30.8	18.5	14.6	18.8
	欧州		11.2	40.0	7.8	11.4		20.9
製造業	カナダ		5.1	10.1	20.2	39.6	61.9	41.5
	中南米		48.1	31.0	22.5	19.3	2.1	2.7
	アジア		40.3	52.8	31.3	26.2	21.4	30.9
	欧州		2.6	1.1	5.4	6.7		

出所：大蔵省資料より作成、各年の承認・金額ベース。

摩擦に対応して先進国向け直接投資が増加する一方で、アジアへは先進国市場向けのより高度・広範な製品の輸出拠点としての進出がみられた。

つまり当初の直接投資では、日本は産業の比較優位の変化に対してアジアの低賃金と特惠関税（1971年制定）などを利用して労働集約的な軽工業などの分野での開発途上国の追い上げに対抗しようとしたのであり、その後も欧米との技術格差の縮小に伴う高度技術製品分野での通商摩擦や円高に対応してこれらをアジアで生産するメリットにより競争力を維持しようとしたのである。現地の市場防衛・開拓というよりは次第に欧米への輸出が主要な目的になってきたわけで、品質と量産による価格競争力を維持するため日本から持ち込んだ部品・コンポーネントを組立てるKD生産の形態が中心で、自動化が次第に進展したとはいえアジアの低賃金・豊富な労働力や外資優遇策は好都合であった。

一方米国にとっては基本的に欧州、カナダ、中南米に投資の比重があった。その中で、1960年代当初中南米よりもはるかに低い人件費で労働力の豊富なアジアは、労働集約的な工程の生産拠点として位置付けられている。追い上げる日本との競争上、アジアでの電子部品の加工拠点が求められたもので、1960年代の韓国、台湾から1970年代にはシンガポール、マレーシアへ生産拠点が移っている。

米国では1966年に付加価値関税条項806/807 が設けられて以来、「投入物が米国自身で開始され海外で補修・変更、加工さらに組立られ、再び米国が輸入する場合、外国での付加価値部分のみに関税が課される」ことになっており、こうした投資パターンの持続に今日まで影響を与えているといえよう。例えば米国企業は1980年代前半のドル高下で積極的に海外調達し、そこでの海外子会社の大きな役割が、貿易収支赤字

の拡大とともに注目されたが、それでも米国企業の海外子会社（50%以上出資、製造業）は1984年で現地市場に63%を販売しており米国向けは14%に過ぎない。それが電子部品のアジア子会社では米国向けの比重が72%と著しく高く、自動車のカナダ子会社からの62%とともに突出している。

(2) 日・米・NIESの競争とアセアン進出：1985年以降

日・米・NIESのいずれも競争条件の変化、競争の激化に対応するための拠点としてアセアンを選んでおり、受入国の積極的な外資導入促進策とあいまって1990年をピークに急速に、より大規模な進出が実現された（図表I-2-3）。

図表I-2-3 日本と米国の対アジア業種別直接投資

(百万ドル、%)

	日本		米国	
	対世界	対アジア	対世界	対アジア
合計	386,530(100.0)	59,880(100.0)	486,670(100.0)	32,245(100.0)
製造業合計	103,981( 26.9)	24,691( 41.2)	187,276( 38.5)	11,840( 36.7)
	100.0	(100.0)	100.0	100.0
うち 食料	5.0	5.7	9.8	7.3
繊維	4.8	9.4	-	-
木材・パルプ	3.6	2.5	-	-
化学	14.0	17.3	23.4	18.4
鉄・非鉄	11.6	13.4	5.4	2.0
機械	9.9	8.3	15.6	20.5
電機	23.5	22.6	9.1	42.3
*輸送機械	13.5	8.3	13.7	2.3
*その他	13.5	12.2	23.1	11.8
非製造業合計	( 71.3)	( 41.2)	( 61.5)	( 58.5)
うち 鉱業 1)	( 4.9)	( 13.3)	( 11.3)	( 21.8)
商業 2)	( 10.4)	( 8.8)	( 10.5)	( 16.2)
銀行・金融・保険 ・不動産	( 19.4)	( 9.5)	( 15.3)	( 19.9)

出所：大蔵省「財政金融統計月報」、商務省“Survey of Current Business”

注：日本-1951~1992年度累計、承認ベース。他に支店、不動産取得がある。

米国-1992年残高ベース。 1) 石油 2) 卸業 \*ニュージーランド分含む

---

この時期の特徴としては、第1に、受入側・進出側とも輸出志向を明確に持っていたため、世界的な競争に耐える技術水準・規模の産業・企業の進出がみられたことである。日本のみならずNIESの進出においても同様であった。第2に、従来のように日本からの部品輸入に依存したKD生産では採算がとれないため、必要に迫られて内製化したり、周辺・基礎産業の不足に苦慮しながらも少しずつ現地調達あるいは周辺地域・NIESからの調達が進みつつあることである。そのための開発・調達など関連機能の現地化の兆がある。セットメーカーの進出に伴い、また国内では円高に対応できない中小企業部品企業の日本からの進出も周辺産業の整備に寄与しているといえよう。第3に、成長にともないアジアの生産拠点・輸出拠点としてのみならず市場としても無視できない存在となり、1990年代にはそれを巡って新たな競争が始まっている

1985年以降の通貨調整では、急激な円高による影響を欧米での現地生産ととりわけアジアへの生産拠点のシフトによって凌ごうとした日本に対し、成長著しいアジアNIESが円高を背景に競争力を強化し世界市場での競争激化をもたらした。NIESの急成長は、その帰結として国内で労働力不足・人件費の上昇を避けられなくし、また主要輸出市場であった米国との摩擦を経て通貨の切り上げを余儀なくされて、1987年をピークにコストメリットを失うことになった。これを反映して日本はアジアの進出先をNIESからアセアンにシフトし、また台湾、韓国のNIESも自らアセアンへ進出することで競争力を確保しようとした。シンガポール、香港も成長にともなう自国の条件の変化が明らかになるにつれ、それぞれマレーシア、中国との分業・連携によりいち早く課題への対応を図ってきている。

アセアンはタイをのぞけばNIESと異なって比較的天然資源に恵まれており、それを背景に1970年代には輸入代替型工業化に加えて輸出志向型工業化にも着手してきた。しかし1980年代前半の世界不況下で一次産品価格の下落を経験し、以後輸出志向型の経済開発を推進すべく外資導入のため規制の緩和、各種優遇措置などの条件整備を積極的に進めた。

一方米国のアジアへの直接投資では、石油など資源以外に次第に製造業の比率が高められてきたが、その主要な分野が電機であることは変わらない。情報機器関連のエレクトロニクスの分野では、米国が世界をリードしており、エレクトロニクス技術がベースとなる量産品では、中核部品ほかの部品が確保できればハイテク製品でもアジアで生産が可能である。それは製品技術、設備機械ほか生産技術の向上、またアセア

ンにおける主要産業分野では外資が中心とはいえ産業の集積効果やNIESとの連携により域内調達が相当可能な状況になってきていることによる。むしろ日本またNIESとの競争により価格が主要な競争局面になっていることから、できるだけ有利な条件で立地できることが競争上重要になり、1980年代後半以降アセアンへの投資が顕著に増加している。さらに成長に伴いアジアが市場としても無視できないものに育ってきており、中国の台頭も加わり、米国のアジア市場確保への関心が急速に高まっていることを反映している。

### 3. 外資のアセアン進出の現状

#### (1) 日本企業の進出の現状

日本の1986～1992年の間におけるアセアンへの直接投資額は、NIES 4ヶ国合計に及ばないことはあっても一国ベースでは常に最大の投資国であり、その急速な経済成長に大きく関わっていることを示唆している。この期間の累積投資額は投資先国により大きく開きがあり、タイへはインドネシアの2倍以上、インドネシアへはマレーシアの3倍以上、マレーシアへはフィリピンの2倍以上となっている。1993年円高以降にはインドネシア、フィリピンが投資先としてより注目を集めている。

アジア向けの投資では製造業向けの比率が高い。1件あたりの投資規模は、次第に大きくなってきているがそれでも1992年で世界の平均規模の約 $\frac{1}{2}$ 、北米の $\frac{1}{4}$ に過ぎない。これは従来より繊維、雑貨などの軽工業あるいは機械産業などでも労働集約的な工程・分野への進出が多いこと、中小企業の進出が多いことによると考えられる。業種別では、機械産業の比率が高いことも特徴の一つで、主要なメーカーは多数の拠点をアセアン内に設立している。中でも家電、情報機器関連、半導体ほか電子部品など世界的に競争の激しい分野への進出が多く、アセアンの輸出拠点化の中心をなしている(図表I-2-4)。自動車の分野では欧米を含めて多数のメーカーが進出しているが、各国の国内市場規模は十分でないためアセアン域内の分業またより広域の国際分業を模索する形での競争と協調がみられる。

図表 I - 2 - 4 ASEAN諸国の米国、日本、N I E sからの直接投資受け入れ額（承認ベース）

受け入れ国 投資国	年	マレーシア		タイ		インドネシア		フィリピン		ASEAN 4		
		投資額 100万米ドル	シェア %	投資額 100万米ドル	シェア %	投資額 100万米ドル	シェア %	投資額 100万米ドル	シェア %	投資額 100万米ドル	シェア %	
台湾	86	2	1.0	72	7.5	17	2.1	0	0.4	91	4.5	
	87	47	15.9	29	15.4	8	0.6	9	5.5	364	10.0	
	88	147	19.1	850	13.6	913	20.7	110	23.2	2,019	17.0	
	89	374	29.8	868	10.9	157	3.3	149	18.5	1,548	10.5	
	90	870	37.8	765	5.4	618	7.1	141	14.6	2,393	9.2	
	91	584	25.9	572	11.5	1,057	12.0	12	1.5	2,225	13.2	
	92	229	10.4	291	2.9	563	5.5	9	3.2	1,092	4.8	
	86-92	2,253	24.3	3,716	8.0	3,333	8.5	430	12.1	9,732	9.9	
	香港	86	11	5.3	58	6.1	-60	-7.5	7	9.4	16	0.8
		87	11	3.7	122	6.3	122	9.8	28	16.6	283	7.8
88		50	6.5	451	7.2	259	5.9	27	5.7	787	6.6	
89		42	3.3	561	7.0	407	8.6	133	16.5	1,143	7.7	
90		50	2.2	1,071	7.6	993	11.3	208	21.7	2,323	8.9	
91		115	5.1	340	6.8	278	3.2	8	1.1	741	4.4	
92		19	0.9	140	1.4	1,021	9.9	13	4.5	1,193	5.2	
86-92		297	3.2	2,744	5.9	3,020	7.7	424	12.0	6,486	6.6	
シンガポール		86	35	17.1	132	13.9	105	13.1	0	0.3	272	13.4
		87	54	18.0	63	3.3	13	1.0	1	0.5	131	3.6
	88	66	8.6	274	4.4	151	3.4	3	0.5	493	4.1	
	89	100	7.9	411	5.1	156	3.3	24	2.9	691	4.7	
	90	119	5.2	591	4.2	265	3.0	14	1.4	988	3.8	
	91	147	6.5	623	12.5	346	3.9	3	0.4	1,119	6.7	
	92	79	3.6	482	4.8	454	4.4	5	1.6	1,020	4.5	
	86-92	598	6.4	2,577	5.6	1,490	3.8	49	1.4	4,714	4.8	
	韓国	86	1	0.4	1	0.1	22	2.8	0	0.1	24	1.2
		87	1	0.3	13	0.7	16	1.3	1	0.4	30	0.8
88		9	1.1	109	1.7	207	4.7	2	0.3	326	2.7	
89		29	2.3	171	2.1	466	9.9	17	2.2	683	4.6	
90		61	2.6	269	1.9	723	8.3	2	2.2	1,074	4.1	
91		169	7.5	49	1.0	301	3.4	45	5.7	564	3.4	
92		18	0.8	28	0.3	618	6.0	42	14.9	706	3.1	
86-92		288	3.1	639	1.4	2,353	6.0	128	3.6	3,408	3.5	
N I E s		86	48	23.8	263	27.6	84	10.5	8	10.2	403	19.8
		87	113	37.9	498	25.6	159	12.8	38	23.1	808	22.1
	88	271	35.3	1,684	26.9	1,530	34.7	141	29.7	3,625	30.5	
	89	544	43.4	2,011	25.2	1,186	25.1	323	40.1	4,064	27.5	
	90	1,099	47.8	2,696	19.1	2,599	29.7	384	39.9	6,779	25.9	
	91	1,015	45.0	1,584	31.7	1,982	22.6	68	8.7	4,648	27.7	
	92	346	15.7	941	9.4	2,656	25.8	69	24.2	4,011	17.6	
	86-92	3,436	37.0	9,677	20.9	10,196	26.1	1,030	29.1	24,339	24.8	
	日本	86	22	11.0	551	57.9	325	40.6	22	28.5	921	45.3
		87	92	30.8	947	48.7	512	41.3	29	17.2	1,580	43.3
88		214	27.9	3,045	48.7	256	5.8	96	20.2	3,611	30.3	
89		393	31.3	3,524	44.1	779	16.5	158	19.6	4,854	32.9	
90		657	28.5	2,706	19.2	2,241	25.6	306	31.8	5,910	22.6	
91		531	23.6	1,760	35.3	929	10.6	210	27.0	3,430	20.4	
92		215	9.8	1,967	19.6	1,509	14.6	72	25.5	3,764	16.5	
86-92		2,125	22.9	14,501	31.3	6,551	16.8	893	25.2	24,069	24.5	
米国		86	7	3.2	164	17.2	128	16.0	22	28.7	321	15.8
		87	24	8.1	172	8.9	-62	-5.0	36	21.6	170	4.7
	88	97	12.6	673	10.8	731	16.6	153	32.3	1,654	13.9	
	89	47	3.7	549	6.9	345	7.3	131	16.3	1,073	7.3	
	90	69	3.0	1,091	7.7	154	1.8	59	6.2	1,374	5.3	
	91	165	7.3	1,131	22.7	276	3.1	83	10.7	1,655	9.9	
	92	223	10.1	1,233	12.3	923	8.9	62	21.7	2,441	10.7	
	86-92	632	6.8	5,014	10.8	2,495	6.4	547	15.4	8,687	8.9	
	世界	86	203	100.0	953	100.0	800	100.0	78	100.0	2,034	100.0
		87	298	100.0	1,946	100.0	1,240	100.0	167	100.0	3,651	100.0
88		768	100.0	6,249	100.0	4,409	100.0	473	100.0	11,899	100.0	
89		1,255	100.0	7,995	100.0	4,719	100.0	804	100.0	14,774	100.0	
90		2,302	100.0	14,128	100.0	8,751	100.0	961	100.0	26,143	100.0	
91		2,255	100.0	4,988	100.0	8,778	100.0	778	100.0	16,779	100.0	
92		2,203	100.0	10,022	100.0	10,313	100.0	284	100.0	22,822	100.0	
86-92		9,284	100.0	46,282	100.0	39,010	100.0	3,546	100.0	98,122	100.0	

(注) マレーシアとインドネシアの数値は、製造業のみ。  
(出所) 野村総研「自力成長に転換するアジア経済」(「NRIレポート」93年11月)

## (2) 米国企業の進出の現状

米国はアジアへの関心を急速に高めつつあるが、1986～1992年の時期には投資金額的にはタイが最多投資先で、インドネシアが次ぐ。製造業では電気機械分野への投資が飛び抜けて高く、米国のアセアンへの直接投資の特徴となっている（図表I-2-4）。特に半導体の1992年の輸出・輸入の約半分はアジアとの間のものであり、特にマレーシアとの関係が深い。マレーシアへ輸出される半導体の殆ど全てが、検査・組立の後に米国あるいは日本へ再輸出されている。また米国のHDD輸入のおよそ半分は、米国メーカーが1980年代にシンガポールとマレーシアに設けた工場からの輸入である。日本との厳しい競争を米国企業が押えているのは、新製品に関するデザインや開発は依然として米国で行ない、これらの地域で生産し輸入することによるところが大きい。その結果米国企業が市場をリードしているものの、米国のHDD貿易は赤字となっている。

但し1988年調査によると、アジアの米国企業（電気機械）の販売先はまだ本国向けが約50%弱で最大であるが、現地販売、第三国輸出も20数%ずつで合わせると本国向けを凌駕するまでに増加してきている。米国もアジアの拠点を本国向けのみならず当該国内・域内市場向けに位置付け始めている点が注目される。

## (3) NIES企業の進出の現状

NIESは、1980年代前半に急成長を達成したが、米国との通商摩擦を経て1986～1987年以降に為替レートの切り上げ、人件費・地価の高騰、また1989年には米国が対NIES特恵関税の適用停止するなどの環境変化を経験することになり、これに対応すべく本格的な海外直接投資へ進んでいった。こうした中での対アセアン投資は、NIESにとっても競争のために必要なものであり、アセアン側の外資奨励策も進出促進に作用している。投資額ではNIES4ヶ国合計は日本また米国を越える規模に及んでいる。

その海外直接投資に至る経緯は日本の経緯と類似のものであり、軽工業、中小企業の比重が高いとはいえ、最近では電機や化学産業での大規模投資が注目されている。

### ① 台湾

台湾では、1986年に為替管理の規制の緩和、1987年に対外投資事業の奨励など海外投資への環境が整備され、また1990年には間接的ながら大陸への投資が解禁となったことで、海外投資が急速に本格化している。当初は紡績、食品、雑貨などの労働集約

---

的な分野がアセアン投資の中心であったが、特に1990年以降には次第に電機・電子、輸送機械、化学製品などへと投資内容に広がりが見えブラウン管、コンピュータなど資本集約的な分野、ハイテクへの進出も始まっている。現地また第三国への輸出を目的とする例が多く、強力な競争者として台頭している。1990年からの大陸への投資ではゴム、プラスチック、電機・電子、食品、紡績などの労働集約的分野が急増の様相であり、紡績などはアセアンから中国への移管が顕著に進んでいる。

## ② 韓 国

海外投資の規制緩和が1986年に実施され、人件費の急騰などとともに対アセアン進出急増の要因となっている。繊維、履物、玩具などの軽工業部門、機械組立などの進出が目立つ。1件当たりの平均投資額が小さく、労働集約的および組立志向のものが中心であることを反映している。また中小企業の進出が多く見られる。しかし1988年以降にはカラーテレビ、ブラウン管、通信機などへも進出が見られ、これら分野の競争を一層厳しくしている。タイへは日本、台湾に比して出遅れたため、人材確保や土地コストまた住宅の確保などの点また優先度の高い大型プロジェクトが一巡するなど進出メリットが小さいとみられ、インドネシアへ集中して投資の傾向にある。資源確保のための鉱業への投資も見られるが、低い人件費を目的とした進出が少なくなく、また撤退事例も少なくないため労使紛争を惹起する例がみられる。

## 4. 企業間競争と各国の誘致競争

経済開発を急いだアセアンは、外資を導入すべく誘致条件の引上げに積極的に動いてきた。その結果たしかに経済成長に顕著な成果がみられる。しかし開発優先の結果として、新たな課題が生じているのも事実である。

第1に、アセアンの成長とともに成功したが故の課題が出てきている。例えば、周辺・基礎産業を短期間に育成することは困難なため、導入した外資の輸出が急速に増えるほどにそのために必要な設備・資材の輸入も増えるという現実と直面することになったこと。日本の直接投資が多いため日本からの輸入が増え、対日赤字が拡大することになったことがそれを示している。

またインフラ整備が追いつかず、また進出企業同士の競争が人手不足に拍車をかけて人件費の上昇をもたらしている。コストの上昇は、中国やベトナムの台頭が顕著と



図表 I - 2 - 5 台湾の業種別相手国別対外直接投資承認 (1992年)

(単位: 1,000 ドル)

	日 本		タ イ		インドネシア		香 港		マレーシア		シンガポール		米 国		欧 州		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
漁 牧 林 業					1	675											
製造業	7	1,595	18	78,576	17	38,285	13	11,358	12	150,026	2	3,726	36	52,668	8	14,226	
食 飲 料				4,000													
紡 織 業			1	3,462	3	5,896			-	60,000							
服 飾 品				120	3	2,450							2	480			
木・竹・籐・柳製品			1	2,304			1	196	2	4,686				1,215			
紙・同製品				5,054					1	69			1	200			
皮革毛皮・同製品																	
ゴムプラスチック製品	2	466	5	3,950	2	5,350	1	117	4	3,731		3,380	3	3,700			
化 学 品	1	154	3	37,325	3	8,780			2	21,991			92	1,170	1	340	
非金属・鉱物製品			1	960		600	1	1,464								576	
金属・金属製品	1	480	2	4,984	1	1,202	1	11	1	24,912	1	154	1	765			
機 械 儀 器 製 品	1	79	2	697	1	294	1	64	1	698			1	751			
電 子 ・ 電 気 製 品	2	416	3	15,720	4	13,713	8	9,506	1	33,939	1	100	27	42,811	7	13,836	
建 築 業														1	1,150		
貿 易 業	11	3,726	3	333				35	38,424	2	2,263	8	5,024	32	26,062	22	59,739
融 保 險 業			2	430				4	4,003	1	1,875	1	1	8	87,988	8	197,969
運 輸 業														1	1,069		
サ ー ビ ス 業					1	750	1	662	2	1,563			39	5	21,854	5	20,873
そ の 他				3,954	1	220								1	2,235		
合 計	18	5,321	23	83,293	20	39,930	53	54,447	17	155,727	11	8,790	84	193,026	43	292,807	

(出所) 經濟部投資委員会 注: 件数は新規投資件数

図表 I - 2 - 6 韓国企業の業種別・地域別海外投資状況

(単位: 1000ドル、件)

	東南アジア	中 東	北 米	中 南 米	ヨーロッパ	アフリカ	大 洋 州	合 計
鉱 業	255,085	21,968	111,382		44,379	14,033	62,894	509,741
林 業	6	1	8		3	2	6	26
水 産 業	31,971		1,050				42,804	75,825
製 造 業	6		1				4	11
	8,664		28,284	62,505		187	812	100,452
	12		12	38		3	4	69
製 造 業	698,766	17,437	704,832	80,242	117,654	12,042	17,228	1,648,201
	498	7	110	80	39	10	23	767
建 設 業	11,094	15,458	33,427		45	1,474	1,688	63,186
	23	15	18		1	4	3	64
運 輸 保 管 業	6,559	147	1,465	6,520	560			15,251
	19	1	12	4	4			40
貿 易 業	66,501	98	491,715	4,375	71,201	2,310	3,660	639,860
	187	1	242	7	79	6	15	537
不 動 産	27,699		13,442	155	6,533		461	48,290
	9		11	1	5		1	27
そ の 他	34,918	2,539	167,087	7,017	2,489	31,056	26,992	272,098
	29	8	55	9	7	4	20	132
合 計	1,141,257	57,647	1,552,684	160,814	242,861	61,102	156,539	3,372,904
	789	33	469	139	138	29	76	1,673

注: 1991年末投資残高。  
資料: 韓国銀行『海外投資統計年報』、1992年版。

---

---

なった現在、アセアンの比較優位を低下させる。

外資へ大きく依存した経済界開発は、そのメリットと同時に外資のより有利な条件を求めての撤退や他の地域へのシフトという懸念が常につきまとう。厳しい世界的な競争関係が反映されるアセアンでは、さらに安い人件費を求めて中国へシフトした企業の例やNAFTAの創設によりメキシコへと撤退した例が散見される。アセアンでさえ中には今や外国人労働者を雇用しなくてはならないほどの地域もあり、保障の少ない外国人労働者を数多く雇用するという企業もみられる。

第2に、そのため現在さらなる外資優遇条件が検討される方向も見られるが、競うように外資へ供与した優遇条件は、あるべき国内の税収などの収入を減少させ、経済または企業が急成長しているわりには、国内への還元が十分に進まないという側面ももたらす。（輸出加工区とその社会的側面については「むすび」参照）

開発を急ぐあまり取り残されていることへの対応が、開発とのバランスの中で求められている。その点1986年以来大きなプレゼンスを示している日本がアセアンで本格生産を開始し、1993年来の円高でさらに国際分業を模索していることは、こうした課題に答える要素を持っており、日本への期待は大きいといえよう。

### 第3章 アセアン諸国とわが国の分業構造

#### 1. 経済発展と分業形態

本章1節および2節でみてきたように、アセアン諸国は80年代後半以降NIES諸国を追従する形で本格的な成長を継続している。この成長はアセアン諸国自身の積極的な輸出指向工業化への構造調整や産業基盤整備への取り組みと同時に、プラザ合意以降の先進国、とりわけ、わが国を中心とする多国籍企業の活発な直接投資によってもたらされたものといえよう。

すなわち、この時期の多国籍企業によるアセアン諸国への直接投資は労働集約型で、かつ産業間波及効果の大きい高付加価値産業でもある電機・電子機器、同部品産業や自動車、自動車部品産業などの機械関連産業がその中核を担ってきたからである。生産機能のアセアン諸国への移転を目的とする直接投資の増大は、現地子会社と本国親会社との国際分業を通じてアセアン諸国の製品・生産技術水準のみならず、現地の経営ノウハウの高度化をもたらし、輸出競争力の強化でアセアン諸国を本格的な輸出指向工業化の段階に移行させることになった。

そこで本節ではアセアン諸国の持続的成長の大きな要因でもあるわが国企業の直接投資の進展に伴うわが国とアセアン諸国との国際分業の変化とその影響などを中心にしてわが国企業のアセアン諸国に果たす役割をみることにする。

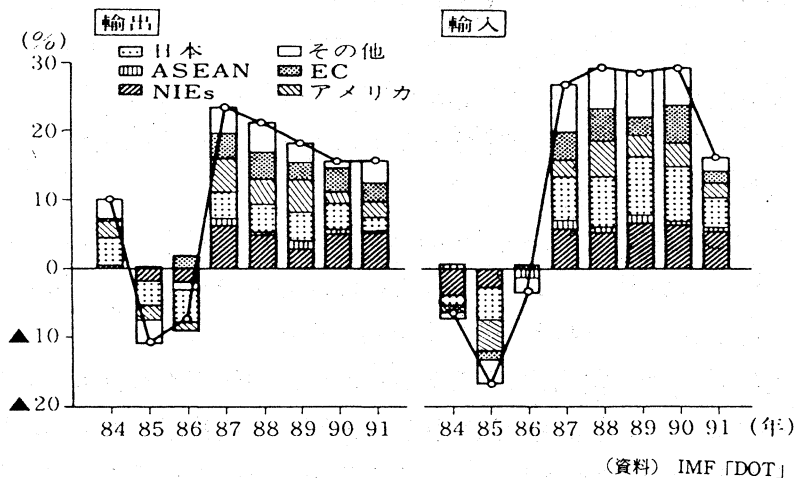
一般に、国際分業は分業関係にあるそれぞれの国が保有する資本・労働力・天然資源・技術蓄積力などの生産要素の賦存状態の国際的な比較優位の関係に規定される。そしてそれぞれの国が特定産業に生産要素を集中・特化させることで得られる経済的利益を貿易活動を通じて享受することで成立するといわれている。この国際分業はさらに「産業間国際分業」と「産業内国際分業」に大別されることが多い。前者は先進国と後発国との間でしばしばみられる分業関係であり、先進国が工業製品を、後発国が農産物や天然資源等の一次産品に特化するような異なる産業間での国際分業である。これに対して後者は分業関係にあるそれぞれの国が同一産業の特定の製品や部品などに特化する場合である。

さらに産業内国際分業は工業製品でそのケースが多いが、部品や中間財などの半製品同士、あるいは半製品と完成品で分業する「工程分業」と完成品同士で分業し合う

「製品分業」に区分することができる。

国際分業のこうした多様な形態は製品の技術的・市場的なライフサイクルとも密接に関連しており、その変化の形態を単純に普遍化することは容易ではなく、多様な分業形態が同時に国際的に進展しているといえよう。しかし、敢えてその変化の方向をみると、国際分業は産業間分業から産業内分業へ、また、産業内分業では先進国で開発された製品が先進国で技術・市場の両面で成熟化するに伴って部品などの半製品、さらに最終的には完成品が後発国に技術移転されるという「雁行形態」と呼ばれるメカニズムによって工程分業から製品分業へ移行し、分業構造の国際的な高度化が促進されることになる。

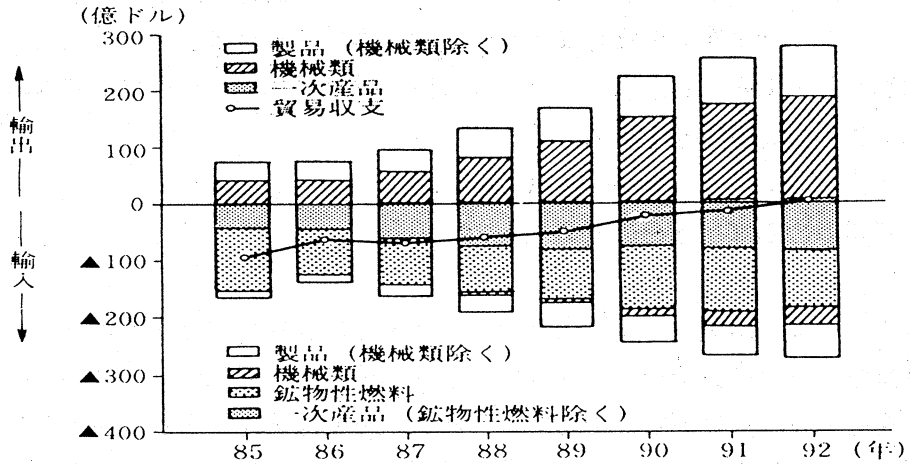
図表 I - 3 - 1 ASEAN諸国の輸出入額伸び率の主要国・地域別寄与度の推移



## 2. 進展するわが国とアセアン諸国の産業内分業

国際分業は多様な形態が同時進行しているが、わが国とアセアン諸国の分業構造の特徴をみると、産業内分業が急速に進んでいる。この分業形態は当事国間の貿易関係に反映されるが、最近のアセアン諸国の貿易状況は高い経済成長を反映して、87年以降、輸入が輸出を上回るものの、いずれも二桁の強い増勢を維持している。また、財別の特徴として、輸出に関してはかつての一次産品などの非製品の比重が低下するなかで機械・同部品などの機械類が、また輸入についても機械類や工業用原料品などの

図表 I - 3 - 2 我が国の対ASEAN諸国財別輸出入額と貿易収支の推移



(資料) 大蔵省「貿易統計」

増勢が強まってきている。

さらに、アセアン諸国における貿易の地域別の特徴をみたのが図表 I - 3 - 1 である。これに明らかなように、アセアン諸国全体の輸出の増勢はアセアン域内での取り引きの増大というよりは、むしろわが国、米国、アジアNIES、さらにECなど国際市場の多様化によってもたらされているという結果になっている。

一方、輸入については輸出と同様にアセアン域内の取り引きの寄与度は低く、とりわけわが国およびアジアNIES諸国からの増勢が強まっており、最近ではわが国とアジアNIESからの輸入がアセアン諸国全体の4割を越える状況にある。

このように、アセアン諸国の貿易状況に明らかなように、財別には輸出・輸入ともに機械類の増勢が強まるというように、アセアン諸国の工業化の進展を背景として、機械類等の製品分野で先進国との産業内分業が強まる傾向を示している。そして地域別には輸出がアセアン域外の多様な地域と、輸入がわが国とアジアNIESとの分業関係を強める方向にある。

さらに、わが国とアセアン地域に限定した貿易状況をみたのが図1-3-2である。これによれば、わが国からアセアン諸国への輸出は87年以降大幅な増勢を示しており、そうしたなかで財別には電子・電機、さらに自動車部品などに加えて、工作機械などの資本財機械の比重が著しく高まっており、また、鉄鋼、非鉄金属製品などの工業用原料品も拡大する傾向にある。これに対して、アセアン諸国からの輸入は一次産品等

---

の比重が依然大きく、全体的には産業間分業の色彩が強いものの、80年代末頃から事務用機器部品、コンピュータ、音響・映像機器などの機械類が増勢を強めており、わが国のアセアン諸国からの機械類の輸入全体に占める割合は10%近くになるなど、最近の円高基調のもとでわが国とアセアン諸国では高付加価値分野である機械製品での産業内分業への兆をみせている。

### 3. 分業構造の高度化とその背景

最近のアセアン諸国やわが国とアセアン諸国との貿易状況でみる限り、わが国とアセアン諸国における分業形態はかつての産業間分業から機械産業を中心に産業内分業の傾向を強める状況にある。そしてこの産業内分業は後発国としてのアセアン諸国では半導体産業に象徴されるような分業関係、すなわち先進国が技術・資本集約的な前工程、アセアン諸国が労働集約的な後工程を分担するという工程分業が促進しつつあるものとみられる。この背景には、85年のプラザ合意以降の急速な円高でわが国企業がアジアNIES諸国に比べて低廉豊富な労働力の活用を目的とする生産拠点のアセアン諸国への移転を積極的に行ってきたこと、また、生産工程の分割が容易な機械系企業の直接投資が増大してきたこと、さらに技術革新に伴う設備機械のメカトロ化が熟練技能を設備機械に吸収し、技術ノウハウが不足する後発国への生産機能の移転を容易にしたこと、などの要因がある。

とりわけ、こうしたわが国の機械製品・部品などの機械系企業のアセアン進出は日本の親会社と現地子会社との完成品と部品など半製品、あるいは半製品同士の企業内工程分業の比重を高めてきているものとみられる。ちなみに、90年当時にアセアン諸国に進出したわが国の機械組立産業の部品調達と製品販売の地域的な関係をみると、部品調達は現地調達と日本からの調達がほぼ二分し、製品販売はその7割強が現地販売となっている（図1-3-3）。

また、図表I-3-3は92年調査によるアセアン諸国を含む東アジア地域に設立されたわが国家電セットメーカーの現地子会社の部品調達の状況をみたものであるが、部品全体では日本からの輸入が30.9%、現地日系企業からの調達が27.7%、NIESおよびアセアン域内の調達が24.3%などとなっており、日本および現地日系企業からの部品調達が58.6%と過半を占める状況にある。なお、これら部品のうち日本および現地

日系企業からの調達割合が部品全体を上回るのはスイッチ（日本からの調達39.0%、現地日系企業からの調達36.6%）、半導体素子（75.0%）、集積回路（73.7%）、小型モータ（71.4%）、ジャック/ピンジャック（70.0%）、大型モータ（69.3%）、磁気ヘッド（66.7%）、モジュレータ（66.6%）などとなっており、相対的に技術集積度の高い部品は現地日系の家電完成品メーカーと日本の親会社や部品企業、さらには東アジアに進出した日系企業との工程分業が活発に進展していることが窺える。

電機・電子産業についてアセアン諸国へのわが国企業の直接投資の多い自動車産業はアセアン諸国では海外企業の直接投資、特に、日系企業がその主体をなし、KD組立による生産が進んできた。図表I-3-4はアセアン諸国で最も生産規模の大きいタイにおける自動車組立企業6社の部品調達の方法を部品の品目構成でみたものである。これに明らかなように、タイの自動車組立企業は日系企業が主体をなすことから、その部品調達においても日本の親企業や系列企業などとの部品と完成品との工程分業を裏付けるような調達関係がみられる。すなわち、部品456点に関する調達方法は現地組立企業の内製化による品目が5.7%、日系の自動車企業・部品企業からが27.6%、さらに日本からの輸入が46.5%で、全体では約7割近くの品目が日本本国や現地日系企業との工程分業という結果になっている。

非常に限定した指標ではあるが、これらの資料から次のような点を指摘することができよう。すなわち、80年代後半以降のわが国企業のアセアン諸国への進出、特に同地域の産業構造の高度化に直結する機械系の高付加価値産業の生産機能の現地化は、日系現地子会社と日本親会社との企業内工程分業、また、日系現地企業と日本の関連部品企業との企業間工程分業、さらにアセアン諸国内での日系企業間での工程分業などといった多様な組み合わせの工程分業を促進している。換言すれば、最近増勢を強めつつある自動車・同部品、電子・電機機器・同部品などのわが国機械企業のアセアン諸国への直接投資はこうした多様な工程分業を通じて現地の生産技術ノウハウを高め、工業構造の高度化を促進するサポート的役割を果たしているといえる。

こうしたアセアン諸国の工業化の進展を反映して将来的には水平的な補完関係ともいえる製品分業にもつながるような新製品も部分的に登場するに至っている。たとえば、タイではファクス、複写機・同部品などのOA関連機器をはじめ、半導体、ビデオデッキ、時計、顕微鏡用レンズなどが生産されてきている。マレーシアでは半導体、ビデオレコーダ、音響機器用高級パネル、電子機器用セラミックス製品などが、イン

図表 I - 3 - 3 アセアン諸国における家電セットメーカーの部品調達先

(複数回答)

(社、%)

	輸入 (構成比)				現場調達 (構成比)						合 計	
	日本から 調 達		NIES/ASEAN 域内調達		自 社 内 製		日 系 企 業		地 場 企 業			
抵 抗 器	9	23.1	13	33.3	0	0.0	14	35.9	3	7.7	39	100.0
蓄 電 器	8	21.6	9	24.3	2	5.4	13	35.1	5	13.5	37	100.0
変 成 器	7	18.4	13	34.2	1	2.6	14	36.8	3	7.9	38	100.0
音 響 部 品	3	15.0	6	30.0	0	0.0	10	50.0	1	5.0	20	100.0
磁 気 ヘ ッ ド	3	50.0	1	16.7	1	16.7	1	16.7	0	0.0	6	100.0
小 型 モ ー タ ー	1	14.3	2	28.6	0	0.0	4	57.1	0	0.0	7	100.0
大 型 モ ー タ ー	6	46.2	3	23.1	1	7.7	3	23.1	0	0.0	13	100.0
コ ネ ク タ	13	29.5	14	31.8	1	2.3	12	27.3	4	9.1	44	100.0
ス イ ッ チ	16	39.0	8	19.5	0	0.0	15	36.6	2	4.9	41	100.0
チ ュ ー ナ ー	4	14.8	8	29.6	3	11.1	11	40.7	1	3.7	27	100.0
モ ジ ュ レ ー タ ー	3	33.3	1	11.1	2	22.2	3	33.3	0	0.0	9	100.0
ジャック/ピンジャック	12	40.0	6	20.0	0	0.0	9	30.0	3	10.0	30	100.0
半 導 体 素 子	29	55.8	12	23.1	0	0.0	10	19.2	1	1.9	52	100.0
集 積 回 路	37	64.9	15	26.3	0	0.0	5	8.8	0	0.0	57	100.0
テレビ用ブラウン管	7	20.6	14	41.2	1	2.9	8	23.5	4	11.8	34	100.0
そ の 他 電 子 デ バ イ ス	23	39.0	14	23.7	3	5.1	12	20.3	7	11.9	59	100.0
キ ャ ビ ネ ッ ト	0	0.0	1	2.4	12	28.6	13	31.0	16	38.1	42	100.0
そ の 他	19	26.4	10	13.9	5	6.9	14	19.4	24	33.3	72	100.0
合 計	191	30.9	150	24.3	32	5.2	171	27.7	74	12.0	618	100.0

部品及び材料調達に関するアンケート調査 (1992年3月)

回答企業 30社

出所: 通商産業研究所「日本の東アジアにおける海外直接投資」(研究シリーズ13)



図表I-3-4 タイにおける自動車組立メーカーの部品調達の方法

	全 体	国 内 調 達			輸 入		
		内 製 品	日系企業	現地企業	日本から	ASEAN から	NEIs他から
全 体	456 100.0	26 5.7	75 16.4	142 31.1	212 46.5	1 0.2	0 0.0
エンジン部品	100	5.0	8.0	25.0	62.0	0.0	0.0
電装部品	87	3.4	27.6	25.3	43.7	0.0	0.0
駆動・伝導・操縦	76	1.3	6.6	15.8	75.0	1.3	0.0
懸架・制動装置	40	10.0	22.5	30.0	37.5	0.0	0.0
車体部品	87	12.6	6.9	46.0	34.5	0.0	0.0
用品・搭載工具	66	3.0	34.8	47.0	15.2	0.0	0.0

注) アンケート調査で、構成比は全品目(全体)に対する自動車部品の品目構成である。

出所: 北村かよ子編「ASEAN機械産業の現状と部品調達」(経済協力シリーズ163)

ドネシアでもビデオ機器、ステレオ、CDラジカセ、工業用原料製品などの分業が本格化する傾向にある。

#### 4. アセアン諸国とわが国の分業関係における意義と課題

わが国企業など先進国からアセアン諸国への活発な直接投資、特に機械系企業の現地生産拠点の設立の動きは現地の技術水準の向上、雇用基盤の拡大、関連産業の活性化をつうじて産業構造を高度化させることになる。ちなみに、92年当時のわが国の海外子会社が雇用する従業員数は162万人で、アセアン地域が全従業員数の24.3%の39万人で、米国(27.2%)に次ぐ比重を占めている(通産省「第22回わが国企業の海外事業活動調査」)。前述したような最近の電機機械・部品や自動車・部品産業のアセアン諸国への活発な進出を反映して、アセアン諸国におけるわが国現地子会社の従業員のうち電機機械産業が35.8%、輸送機械が17.7%とそれぞれ一位、二位の比重を占めているが、その波及効果も含めれば現地の雇用創出効果は非常に大きくなるものとみられる。

先進国のアセアン諸国など後発国への直接投資による国際分業の地域的、あるいは業種的広がりには進出国のみならず、そのホスト国に前述したような様々な経済的効果をもたらすが、その反面、多くの課題があるのも確かである。たとえば、アセアン諸

---

---

国でもマレーシア、タイでは首都圏を中心にすでに労働力不足の深刻化や工場集積の過密化の傾向が強まり、周辺部やその外延地域の投資環境の整備が大きな課題になっている。

また、前述したように、これまでのアセアン諸国の工業化は労働集約型の「組立」産業が主体をなし、わが国との分業関係においても工業化の進展が部品輸入の増大をもたらしてきたが、特に、最終製品の品質・性能に直結するようなコア部品はほとんど輸入に依存する状況にある。

先進国やアジアNIES諸国に比べて資本・技術・経営ノウハウ等の経営資源が絶対的に不足するアセアン諸国にとってその工業基盤を一層強化するには、今後、海外からの直接投資を通じた分業構造の高度化が不可欠になる。このため、アセアン諸国では前述したインフラ整備に加えて、特にコア部品産業の育成を目的とした資本や人材の育成、技術導入の活性化に向けた努力が求められよう。

また、進出側にとっては従来みられたような単にアセアン諸国の低廉な労働力の活用という視点の依存関係でなく、アジア地域との分業構造の高度化は究極的にはアセアン諸国を含めた東アジア地域に新たな市場を創出するわけで、わが国企業などは中・長期的観点から技術協力、産業協力を促進するような分業関係を構築することが肝要である。

アセアン諸国は最近の持続的成長のなかで生活水準も向上しているが、わが国とアセアン諸国の国民所得の格差は依然として大きく、最も所得水準の高いシンガポールでもわが国の1970年前後に相当する（通産省「通商白書」平成4年版）、と指摘されるような影の部分も残されてきたのも確かである。

そこで、以下ではアセアン諸国やアジアNIESの産業の高度化と経済発展過程における労働問題に焦点をあてて、これら地域における労働者状態の特徴、現地の労働組合の労使関係や国際連携活動の状況、さらには今後のわが国労働組合の役割と課題などを提起することにする。

## 第4章 90年代の東アジア経済の展望と課題

80年以降急激な成長を遂げてきた東アジア地域は、90年代も引き続き世界の成長センターであり続けるものと考えられている。最近、世界銀行のまとめた今後10年間（1994年～2003年）の世界各地域の実質経済成率の見通しでも、東アジア地域は年率7.6%と、世界の他のどこの地域より圧倒的に高い成長をとげるものと予測されている。

もちろん、この東アジア地域のなかには中国も当然含まれ、そのウェイトが高まるのが折り込まれている。東アジア地域は、先進国日本、OECD入りをめざす韓国をはじめとする台湾・シンガポールのグループ、ASEAN諸国、それに中国及びこれからテイク・オフしようとする諸国が加わり、引き続き活力を維持する地域となろう。

しかしながら、東アジア諸国がさらに順調な成長を展望するには、上述した「東アジアの奇跡」といわれる「開発独裁型」の政策そのものが逆に限界に転化する可能性がある。そのためには、社会政策的な諸施策の拡充が必要となつてこよう。具体的には、第1に健康的で安全な労働環境を保障すること、第2に公正且つ適正な賃金を確保すること、第3に民主的な企業組織をつくりあげ、その前提として自由な労働組合の結成と労使のコミュニケーションが可能な産業民主制の素地をつくりあげること、などである。

東アジア地域は、その工業化過程の必然的な結果として、アメリカ及び日本の多国籍企業の利害関係が錯綜する地域でもある。そうしたなかで、近年のAPECをめぐる関係諸国の利害対立は、より高まりつつある。東アジアをめぐる利害関係は、次の二つの対抗軸に整理することができる。

第一にアメリカ、日本等の先進国間の利害対立である。最近のアメリカは対東アジア政策の強化をはかりつつあり、とくに対中国政策や東アジア諸国に対してダイレクトな結びつきを求める方向を明確にしつつある。すなわち、日本をはずして米中ないしは米-ASEANなどとの直接的な関係を強化することが、アメリカの対アジア政策の基本に据えられている。例えば、次世代すなわち21世紀のグローバルな情報ネットワークの基盤となる太平洋海底光ファイバー・ケーブルの施設をめぐる、アメリカはシンガポールと結び、日本はその支線とする構想を打ち上げるなど、米・日・ア

---

---

ジアとりわけ中国との関係は複雑且つ激化しつつある。

第二に、先進諸国とアジアの諸国との対抗軸である。WTOの貿易と公正労働基準をめぐる対立、またILOの場における社会条項をめぐる対立、さらにはガット・ウルグァイ・ラウンドの合意に基づく第3国迂回輸出に対する反ダンピング措置をめぐる対立、あるいはインドネシアや中国の労働運動や人権問題にたいする「介入」等々、南北対立はアジアの場において新たな展開を見せ始めている。

こうした東アジアをめぐる力関係の変化のなかで、日本がいかなるスタンスをとり、アジア・ネットワークをいかに形成するかが21世紀に向けた日本の最大の課題である。日米資本の対抗のなかで、クリントンとマハティール・李光耀に代表される対立に対して、保護貿易主義や社会条項、人権など具体的事項について、日本がいかなるスタンスをとり、いかなるボイスを発するか、世界が注目しているところである。アメリカ、日本、欧州の権益と利害が複雑にからみあい、そして中国の台頭など政治的パワー・バランスのなかで、アジアと共生するネットワークをいかに形成するか、の観点から、アジアの一員としての立場からのボイスを発信してゆく必要がある。

## 第Ⅱ部 東アジアにおける労働者状態の諸側面

### 第1章 東アジアの経済発展と労働者生活

#### 1. 東アジアの雇用と生活水準—顕著な改善続く

##### (1) 向上著しい生活水準

東アジア諸国の経済成長は、成果として労働者の所得水準の向上をもたらした。1991年の一人当たり国民総生産水準では日本の約25千ドルを筆頭に、NIEs諸国が概ね10千ドル前後、ASEAN諸国はマレーシア約2.5千ドル、タイ約1.5千ドル、そしてフィリピン・インドネシアが1千ドル弱という水準となっている。これを大まかなイメージ把握のため、前掲の世銀報告(図表I-1-3)の日本の一人当たりGNPの推移に現在のアジア諸国の水準を重ね合わせたグラフによってみるとシンガポール、香港は昭和50年頃の、マレーシア、タイなどは昭和30年台の日本の水準に近いものと思いが浮かべることができる。

TVの普及率を一つの尺度にしてみると、NIEs、マレーシア、タイで10人に1台以上の割合で保有していることとなり、仮に平均所帯の家族人員数を5人と見做すとほぼすでに半分の家庭に行き渡っているという計算になる(図表II-1-1)。

アジア諸国の経済発展のなかで、殊に注目すべきは、前掲の世銀レポートでも特筆されているように、所得分配の歪みが相対的に小さいことである。所得分布の階層別格差の大きさ(不平等度)と一人当たりGNPの成長率の関係を示した図表II-1-2のグラフをみると、低所得層のウェイトを圧縮しながら且つ高成長を達成するという望ましいパフォーマンスを記したグループに属しているのは何れも東アジア諸国である。

世銀の推計によれば、同地域に於ける貧困層の人口比は1970年からこの20年の間に35%から10%にまで縮小・改善されてきており、所得格差について五分位所得階層別家計所得割合でみると図表II-1-3のとおり何れの国でも最低階層の所得割合が増加し、最高階層の所得割合が低下してきており平等化が促進されてきたことがうかがえる。これは、他の開発途上地域に比べ際立った特徴であると言えよう。

この結果、東アジア諸国は、単に「世界の工場」としてだけではなく「消費市場」

図表Ⅱ－１－１ 各国の生活関連統計

国名	面積 (万km <sup>2</sup> )	人口 (万人)	1人1日当 り蛋白質供 給量(g)	TV普及率 (台/千人)	(注1) 電話機保有 数(千台)	自動車 保有台数 (台/千人)
日本	37.8	12,392	42.1	589	(537.7) 66,636	466.5
韓国	9.9	4,327	52.1	203	(174.2) 7,539	48.0
台湾	3.6	2,040	-	226	(238.0) 4,855	(注2) 51.3
香港	0.1	570	34.4	247	(406.1) 2,315	64.1
シンガポール	0.6	276	34.6	360	(389.1) 1,074	140.9
インドネシア	192	17,930	49.9	41	( 3.7) 669	13.3
マレーシア	33	1,776	31.5	142	( 72.0) 1,279	111.1
フィリピン	30	6,287	31.4	37	( 13.0) 820	15.2
タイ	51	5,692	34.3	103	( 13.5) 755	39.0

(出所) 「アジア太平洋ハンドブック」(アジア社会問題研究所)  
「国際統計要覧1992/93」(総務庁統計局編)

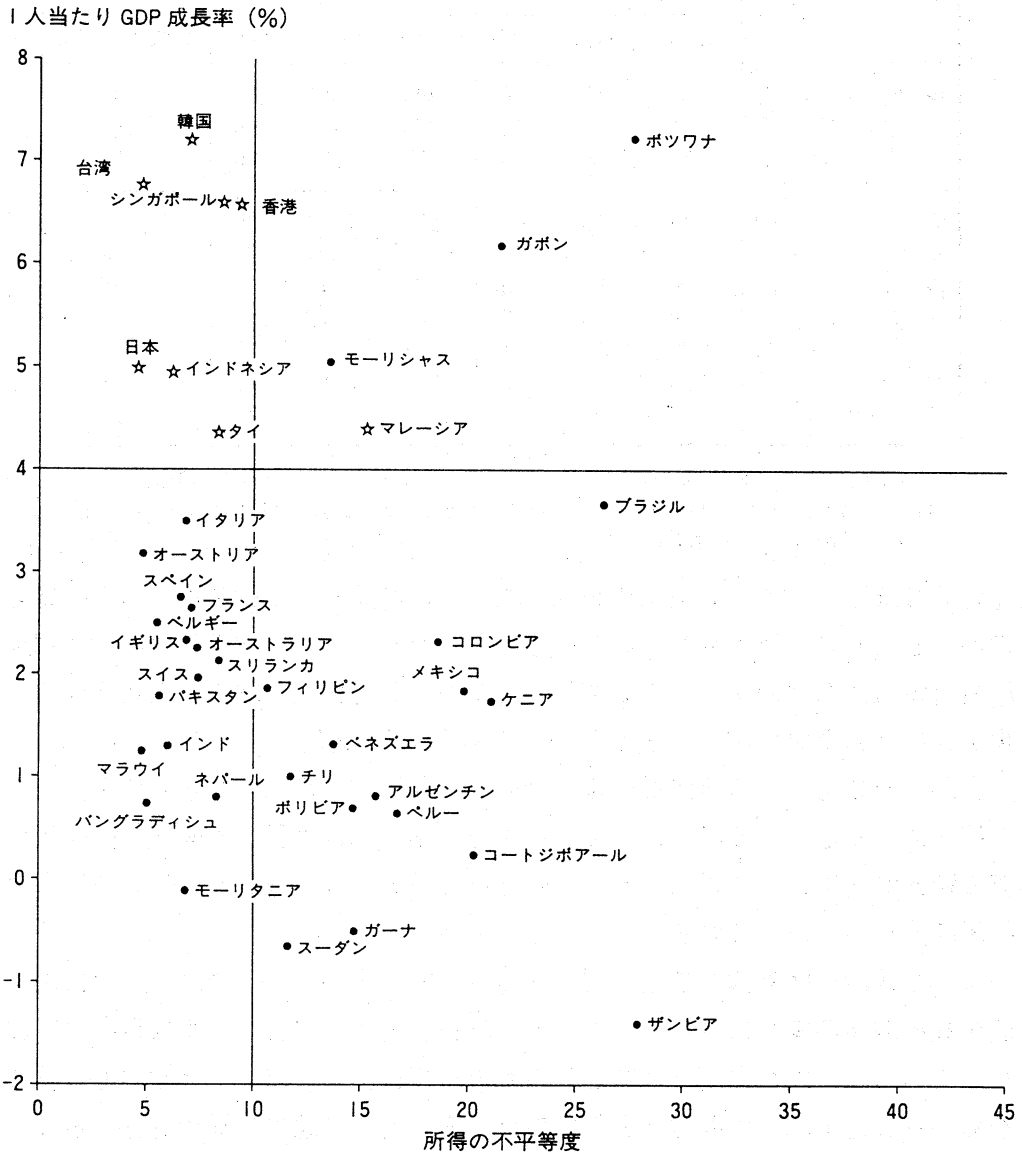
(注) 1. 電話機保有数欄の上段括弧内は千人当りの保有台数を示す。  
2. 自動車保有台数の台湾は乗用車(商用車を含まない)を示す。

としても成長を続けており、バンコクのワールドトレードセンター、クアラルンプール近郊のスバンパレード、ジャカルタのヒーロースーパーマーケットなどは、電化製品(白モノのみならずVTR、電子レンジ、エアコンなども含めて)等の工業製品の山と消費者の人波で、連日賑わっている。もはやこの地域においてはかつての意味での「貧困の克服」にはほぼ成功しつつあり、次のステップでの成長に入りつつある。

## (2) アジア経済成長をめぐる評価

東アジア型経済運営モデルが経済成長を推進し、同時にその経済成長が近代産業社会への脱皮を確かなものとして貧困の克服に有効に機能してきたことが世界的な認知を得るところとなるにつれ、当該各国或いは当該地域の経済成長の要因を分析し、その鍵を解き明かす試みがなされてきた。

図表II-1-2 所得の不平等度とGDP成長率、1965-89年



注：所得の不平等度は、人口の20%を占める最富裕層の所得シェアと人口の20%を占める最貧層の所得シェアの比率により求められる。

出所：世銀データ。

図表Ⅱ-1-3-① 減少する貧困層

	貧困層の割合 (%)			貧困層(100万人)			1990
	1970	1980	1990	1970	1980	1990	全体比 (%)
東南アジア	35	23	10	400	300	180	100
農村部	40	27	12	375	275	160	87
都市部	13	9	5	25	25	20	13
中国	33	28	10	275	220	100	55
インドネシア	60	29	15	70	42	27	15
韓国	23	10	5	7	4	2	1
マレーシア	18	9	2	2	1	0.4	-
フィリピン	35	30	21	13	14	13	7
タイ	26	17	16	9.5	8	9	5
インドシナ	-	-	20	-	-	25	14

(注) インドシナには、ベトナム、ラオス、カンボジア、ビルマを含む。

(出所) World Bank, "Poverty Reduction in East Asia: The Silent Revolution"  
Draft, March 1993

(文化論的な議論もある。儒教思想をベースとした勤勉性、儉約精神や仏教的慈愛などを指摘する諸仮説が提示されている。しかし、それらはかつての封建体制、閉鎖・停滞経済の時代にも共通するものであり、また必ずしも民族・歴史・宗教等が多岐に亘る東アジア地域全般にあてはまるものとして公式化されえない。)

その中から、敢えてこの経済モデルを構成する共通因子と思われるものを図式的に幾つか探ってみると、①政府による強力な主導體制、②経済発展・開発の国家目標化、③外資の積極的活用、④成長にバランスのとれた賃金上昇(経済的競争力を維持する政策的誘導)などが挙げられる。

そのような政治・経済体制を指して「開発主義」と定義し、「同地域では自由・民主主義が経済開発の犠牲にされており、或いは自由・民主主義が正当な目標の一部にさえなっておらず、まさに開発独裁と呼ぶべき状況にある」という批判がある。この見方をめぐり、途上国との間で時として新たな南北間での論争の様相も呈することにもなっている。

しかし、産業であれ、社会であれ、その基盤とするところが「人間」であり、主体的な担い手としてのその活力が不可欠であることを勘案すると、「社会的発展」をないがしろにした「経済的発展」は極めて限定された期間ならともかく、決して持続性



図表Ⅱ-1-3-② 5分位所得階層別家計所得割合

(単位：%)

国名	年	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第5分位
		最低所得層				最高所得層	第1分位
インドネシア	1976	6.6	7.8	12.6	23.6	49.4	7.5
	1987	8.8	12.4	16.0	21.5	41.3	4.7
フィリピン	1970	5.2	9.0	12.8	19.0	54.0	10.4
	1985	5.5	9.7	14.8	22.0	48.0	8.7
マレーシア	1973	3.5	7.7	12.4	20.3	56.1	16.0
	1987	4.6	9.3	13.9	21.2	51.2	11.1
韓国	1976	5.7	11.2	15.4	22.4	45.3	7.9
	1980*	5.1	11.0	15.9	22.6	45.4	8.9
	1988*	7.4	12.3	16.3	21.8	42.2	5.7
タイ	1975	5.6	9.6	13.9	21.1	49.8	8.9
日本	1969	7.9	13.1	16.8	21.2	41.0	5.2
	1979	8.7	13.2	17.5	23.1	37.5	4.3
アメリカ	1972	4.5	10.7	17.3	24.7	42.8	9.5
	1980	5.3	11.9	17.9	25.0	39.9	7.5
	1985	4.7	11.0	17.4	25.0	41.9	8.9

(出所) World Bank, "Poverty Reduction in East Asia: The Silent Revolution" Draft, March 1993

図表Ⅱ-1-3-③ 開発途上世界における貧困、1985-2000年

地域	貧困ラインより下の人口の割合(%)			貧困者数(100万人)		
	1985	1990	2000	1985	1990	2000
途上国全体	30.5	29.7	24.1	1,051	1,133	1,107
南アジア	51.8	49.0	36.9	532	562	511
東アジア	13.2	11.3	4.2	182	169	73
サハラ以南のアフリカ	47.6	47.8	49.7	184	216	304
中東、北アフリカ	30.6	33.1	30.6	60	73	89
東ヨーロッパ	7.1	7.1	5.8	5	5	4
ラテン・アメリカ、カリブ海地域	22.4	25.5	24.9	87	108	126

(出所) 世界銀行「世界開発報告」1992

のあるものとはなりえない。また、その逆の関係（即ち「経済的發展」の裏付けのない「社会的進歩」）もまた永く保つことは困難なことは自明であろう。

---

---

現に東アジア諸国において、経済的な目標が満たされる方向性が確実になるにつれて、社会体制も新しい環境の中で政治参加意識の高まりや価値観の多元化などを生じ、経済開発一辺倒の姿勢を貫くことが次第に困難となり、それまでの後進性を残した政策の基本概念も問い直さざるを得ないという展開がみられる。社会進歩に対するインパクトは内発的な面からも強くなりつつある。

### (3) 社会的発展エネルギー

東アジア諸国における「経済発展指向」は、脱植民地の流れの中でナショナリズムの高揚と相俟って、他の国家目標に優先する国民的課題として選択され推進されてきた。それは独立後の農地改革や行政機構の近代化など一定の前提条件の整備に引き続き、先行する経済的成功の国へのキャッチアップを目指した成長競争に参入する方向をたどった。社会経済構造の効率化を促進して世界市場に占める地位をエネルギーに向上させることが政権の正統性を確保することでもあり、国民の支持を得るところであったからである。

そうした東アジア諸国の発展メカニズムにおいて、重要な役割を果たしてきた基本条件には、第Ⅰ部で分析した「技術輸入や直接投資の受入れにより技術と資本の移転が進んだこと」に加えて、「教育レベルなど人的資本への投資が活発に行われたこと」が特筆される。即ち、東アジア諸国はその財政支出において、人的インフラ投資が経済発展にとって効果的であることを先行した国の経験から吸収し、初等・中等教育を軸とする教育水準の向上に、こぞって大きな努力を傾注してきた。

その結果、現状の東アジア諸国の教育普及レベルは図表Ⅱ-1-4のとおり他の途上地域に対して高い水準に達している。なかでも中等教育までの広範な普及は、ラテン・アメリカなどの他の発展途上地域に対し一線を画する特色をなしている。また、それが東アジア諸国において、産業発展の基盤である良質な労働力を育成し、同時に民主主義への志向、社会市民層の形成を促進している。

そして都市勤労者人口の比重増加とも相まって、政府に対し社会政策、民主化政策のプライオリティを押し上げる方向に働いている。これらは、単に資本や技術の移転をスムーズにしたばかりでなく、雇用情勢にポジティブに作用して所得の不平等化を阻止して社会的な安定を創出する原動力ともなっているのである。これが成長の継続性を支えている要素でもある。

ここでは、そうした社会的活力を推進力として作り上げられてきた諸断面のうち、「労働市場」と「賃金・労働条件」の二つの面から現状を確認しておきたい。

図表Ⅱ-1-4 在学率及び非識字率

国名	在学率 (%)								非識字率 (%)		
	初等教育			中等教育			高等教育		男	女	計
	該当年齢	男	女	該当年齢	男	女	男	女			
日本	(歳) 6~11	100	100	(歳) 12~17	96		36.8	24.2	0.1	0.1	0.2
韓国	6~11	100	100	12~17	88	85	51.4	25.9	0.9	6.5	3.7
シンガポール	6~11	100	100	12~18	68	71	13.3	10.3	6.6	21.4	13.9
インドネシア	7~12	100	97	13~18	45	38	-	-	15.9	32.0	23.0
タイ	6~11	89	88	12~17	28		16.1		3.9	10.1	7.0
フィリピン	7~12	100	98	13~16	53	55	28.2		10.0	10.5	10.3
マレーシア	6~11	97	96	12~18	58	59	7.1	6.2	13.5	29.6	21.6

(出所) 「国際統計要覧 1992/93」(総務庁統計局編)

「統計年鑑 1989、90年」(UNESCO)

(注) 在学率は、該当年齢層の人口に占める在学者数の割合を示す。但し、高等教育の在学率は、20~24歳人口に占める割合である。

#### ① 労働市場の状況と活力

近年のNIEs各国の失業率は総じて低位安定している(図表Ⅱ-1-5)。ことに、1980年代後半に入ってから、顕著な人手不足状況が続いてあらわれ、持続するという、高失業に苦しむ他の地域では考えられない現象が広がっている。図表Ⅱ-1-6に示すように各職種とも採用需給バランスは売り手市場で推移している。

そこで、NIEs各国では、今日では一般的な労働力不足を背景に、高学歴化の進展(前掲図表Ⅱ-1-4)も加わって早くも現業離れ、生産労働者の不足という問題も現れている。それが近隣のASEAN諸国からの外国就労者の急増(多くは非法の労働者)を招き、先進諸国同様の社会問題を起こす状況にまでなっている。

他方、ASEAN各国においては、労働力需給は自国内の地域間格差により過不足両様の側面が共存している状況である。

図表Ⅱ-1-5 失業率の動向

国名	失 業 率 (%)			
	1989	1990	1991	1992
日本	2.3	2.1	2.1	2.2
韓国	2.6	2.4	2.3	2.4
台湾	1.6	1.7	1.5	1.5
香港	1.1	1.3	1.8	2.0
シンガポール	2.2	1.7	1.9	2.7
インドネシア	2.9	2.5	2.6	2.7
マレーシア	6.7	5.1	4.3	3.9
フィリピン	9.2	8.4	10.6	9.9
タイ	3.6	3.9	3.1	3.1

(出所) 「海外経済データ平成5年12月」(経企庁調査局編)  
 「平成5年版海外労働白書」(労働大臣官房国際労働課編)

事情が存するとともに、外国人労働者問題に関してはもう一段、所得水準の低いインドシナ諸国等からの流入者への対策と共に、自国からの日本・NIEsへの流出者の保護対策を考慮するという、両面の政策課題がある。

また、インドネシアにおいては、就業時間の短い不完全就労者の比率が'92年で40.5%と推計され、その殆どは物売り、土木労働等の所謂インフォーマルセクターに従事する者となっている。これは程度の差はあるにしても、ASEAN諸国に共通の問題である。

## ② 賃金・労働条件面の特徴の検証

アジア諸国の賃金・労働条件の向上は、労働組合の組織率がそれほど高くない中で、経済発展による市場成果の側面が強い。しかし、第Ⅲ部第1章にみるように労働組合が組織されたところでは、団体交渉が発達し、また団体交渉以外の労使協議もかなり密に行われているところも多い。このようにゆるかではあるが、これまでの社会運動の経験をふまえた産業民主主義の理念の広がりに対して、近年のアジア諸国での政府・公権力による自由な団体交渉への介入、抑圧の動きも懸念されている。そのあらわれ方は国によって違うが、その背景には70年代後半から80年代にかけての石油ショックなどの国際経済不安が何度か起こったこと、それにもかかわらずなお急速な経済発展を続けたNIEs諸国では労働力不足、ASEAN諸国でも農村から都市への急激な人口移動や都市と農村の格差拡大、社会の激変などがある。都市では学生や労働者の民主化要求も強まり、旧支配勢力の内紛に加えてこのような新たな動きも加わった政情不安がしばしば生じている。アジア諸国の政府はそのなかで、不安定要因として

図表Ⅱ-1-6 各国の労働事情（需給・賃金）

	採 用 需 給			賃 金 水 準 (月当り)		
	ワーカー	マネージャー	技 術 者	ワーカー	マネージャー	技 術 者
韓 国	慢性的労働力不足。政府は中小企業の海外研修生の受入枠を拡大	好条件を求めての転職が顕著。	大幅不足。政府は兵役免除や郷土予備軍縮少、理工系学生養成で対処。	70万円程度 (約95,600円)	130万円程度 (約178100円)	90万ウォン程度 (約123300円)
台 湾	逼迫。特に建設業、製造業。	逼迫。	逼迫。	製造業平均賃金は24,609台湾ドル(約119,500円)。 '86年以降賃金上昇率2桁が続く。		
香 港	逼迫。	逼迫。	逼迫。	製造業平均賃金は5,973香港ドル(約96,500円)。 '87年以降、毎年15%前後の上昇率が続く。		
シンガポール	逼迫。特に製造業、商業、サービス業。	同 左	同 左	600Sドル以上 (約4万円以上)	2500Sドル以上 (約17万円以上)	1800Sドル以上 (約12万円以上)
タ イ	地域によっては逼迫。	激しい引き抜き合い有り。	不足。引き抜き合いも激しい。	3600バツ程度 (15000円程度)	30000バツ以上 (125000円以上)	10000バツ以上 (42000円以上)
マレーシア	地域によっては逼迫。	応募者数は減少傾向。	不足。引き抜き合いも激しい。	350Mドル程度 (14000円程度)	3000Mドル以上 (123000円以上)	1500Mドル以上 (62000円以上)
インドネシア	余裕有り。	絶対数が不足。引き合いが目立ち始めている。	不足気味。	75000Rp程度 (4000円程度)	50万Rp以上 (25000円以上)	40万Rp以上 (20000円以上)
フィリピン	余裕有り。	地域によっては引き抜き合いも目立つ。	不足気味。	3000~4000ペソ (11000円以上)	1万~1.5万ペソ (36000円以上)	6000~7000ペソ (22000円以上)

(出所) 「週刊ダイヤモンド'93.12.25号」(ダイヤモンド社)より。

---

---

あげられがちな労働攻勢にとりわけ厳しい姿勢をとることに傾きがちであった。しかしこのような介入においても、次にみる韓国の事例のように、労働組合の実力が上がってきているところは、社会的な交渉相手として明確な位置づけを確立してきたところもある。

韓国においては、歴史的な87年の「民主革命」以来、労働攻勢と人手不足を背景に、賃金・物価のスパイラル的上昇の傾向がみられはじめた。これが本格的なホーム・メイド・インフレへの懸念が浮上し、インフレ防止・産業競争力維持を図るとの政府の政策から、政府が民間企業に対し賃上げガイドラインを提示することとなった。しかし、それでも実際には企業によっては、別途、手当の増額を行うことにより、ガイドラインを上回るベースアップを実施することが可能であり、企業規模・業種間で格差拡大する傾向があった。そのために91年年末、韓国政府は中央労使代表との協議を通じて92年の賃金安定対策として「総額賃金制」という考え方を示し、手当部分も含めて5%以下にするよう従業員100人以上の全ての企業に要請した。そして、その中でも特に主要企業については、ガイドラインを守らない場合には①国有財産の新規使用の不許可、②金融機関からの融資審査の条件強化等の7項目の制裁措置を設ける一方で、達成した場合には①税務調査の一定期間の免除、②労使紛争発生時の金融税制支援を行う事などの優遇措置を提示し、政府のコントロール下で賃金コストの安定化（＝競争力の保持）が図られている。

93年12月には、ここ数年間問題化してきている製造業生産職を中心とした労働力不足や労働力需給の産業間不均衡に対応するため、職業安定と職業訓練を包括する雇用政策基本法と、失業給付や雇用調整支援、雇用構造改善、能力開発事業等について規定した雇用保険法を公布した。施行は、前者が94年7月、後者は95年7月の予定である。

また、最低賃金については、92年秋に約1か月間・7回に及ぶ三者協議を重ねた末、16.7%の引き上げを主張した労働側と、凍結を求めた使用者側のほぼ中間にあたる8.6%アップの時間当たり1005ウォン（従前925ウォン）と決定、93年1月から実施に移され、約23万人の労働者が適用対象となったとされる。韓国の場合、90年代以降のこのような動きは、労働側には不満はあるものの、中央レベルでの双方の協議による明確な手続きをへた協定のかたちをとるようになってきている点で、労働側の存在そのものの影の薄かった時代とは違った大きな前進があるとみることもできる。

シンガポールにおいては、92年6月、政労使三者構成の全国賃金委員会（NWC）が次の4点からなる92年賃上げガイドラインを発表し各企業に要請を行い、これを受けてシンガポール経営者連盟（SNEF）及び全国労働組合会議（NTUC）がそれぞれ当勧告への支持を表明するという形で対応した。

- ・賃上げ率は予測される経済成長率より低めにすべきこと
  - ・基本給の伸びは生産性向上の範囲にとどめ余力のある企業は諸手当の増額で対応すること
  - ・各企業は自らの業績に見合った賃上げを行うべきこと
  - ・労使双方で拠出している貯蓄制度の掛金引き下げ分は、賃金増額源資と見なすこと
- この勧告は、毎年7月1日に長期的な経済見通しに基づいて発表されるもので、強制力を持つものではないが、労使双方に目安を与える機能を果たしている。

また、同国では93年4月、退職年齢を60歳以上とすることを義務づける退職年齢法が成立した。

その他のNIEs・ASEAN諸国においては、一般的な賃金ガイドラインという形ではなく、最低賃金に関する政・労・使三者で協議決定する方式が導入されており、近年、その影響力を増しつつある。しかし、台湾においては最低賃金制度があるものの実態水準と乖離が大き過ぎてあまり機能していない。香港では最低賃金の制度そのものがないなどの問題がある。

タイにおいては、軍部独裁色の強い政権が代わったあと、93年2月、政労使各5人の委員で構成される賃金委員会で図表Ⅱ-1-7のとおり各地域8~9%の最低賃金の引き上げを決定し、93年4月から施行された。タイでは93年9月、労働社会福祉省を新設し、かつて内務省の内局であった労働担当部局の機能を強化し、労働問題を重視していくという取り組み姿勢を打ち出した。

図表Ⅱ-1-7 タイの最低賃金額（日額）の推移

(バーツ)

地域 適用月日	バンコック 周辺	中 部 ・ 南 部				北部・東北部	
	バンコック ノンタブリ パトムタニ ナコンパトム サムサコン サムトラカソ	ブーケット	ラノンパング	チョンブリ サラブリ	その他の 県	チェンマイ ナコンチャヌ	その他の 県
1987. 4. 1	73			67	61	67	61
1989. 1. 1	76	73		69	63	69	63
4. 1	78	75		70	65	70	65
1990. 4. 1	90		84	79	74	79	74
1991. 4. 1	100		93	88	82	88	82
1992. 4. 1	115		107	101	94	101	94
1993. 4. 1	125		110		102	110	102

(出所) 「平成5年版：海外労働白書」(労働大臣官房国際労働課編)

マレーシアにおいては、最低賃金制度は存在せず、勤続・経験年数をベースとする賃金制度に基づき横並び的に運営されてきた。これに対し、政府の諮問機関である全国生産性コーポレーションは、マレーシア企業が将来にわたり国際競争力を維持していくためには、企業業績等と関連させた賃金制度への改革及び各産業の同意に基づき基本給水準のガイドラインを決定する賃金委員会の設置が必要であると提唱し、その新たな賃金制度とは「自国の経済情勢、企業業績、個人の貢献度に基づく弾力的なものでなければならない」と指摘している。

フィリピンの最低賃金制度は、三者構成の賃金生産性委員会が、「国家経済開発プログラムの枠組みの範囲内で且つ経済的に実現可能性があり、労働者の健康、能率及び福祉の確保に必要な最低限の生活水準を維持するための最低額を決定する」との趣旨で賃金命令を發布するという方式で実施され、現在は図表Ⅱ-1-8に示す水準となっている。

インドネシアにおいては、パンチャシラという建国五原則とスハルト大統領の強い指導力の下、経済開発を大前提としてその枠内で社会労働政策も推進されているのが実態であり、最低賃金も政府が地域別・産業別に定めているが、その水準は政府自身



図表Ⅱ-1-8 フィリピンにおける最低賃金（日額）推移

(ペソ)

指 標	1990	91	92 (1~5月)
(名 目)			
非 農 業 部 門			
マニラ首都圏	91.83	118.00	118.00
マニラ首都圏外	89.83	103.08	106.00
農 業 部 門			
プランテーション	79.83	89.75	91.00
非プランテーション	59.33	68.96	70.00
(実質、1988年価格)			
非 農 業 部 門			
マニラ首都圏	72.14	76.82	70.87
マニラ首都圏外	69.42	68.86	67.65
農 業 部 門			
プランテーション	61.69	59.95	58.07
非プランテーション	45.85	46.06	44.67

(出所) 図表Ⅱ-1-7に同じ

が別途公表している必要最低生計費の約7割程度のものにとどまっている(図表Ⅱ-1-9)。

図表Ⅱ-1-9 インドネシアにおける主要地域別最低賃金額

(ルピア)

地 域 (州)	最低賃金額(1日当たり)
ジャカルタ	3,000
西ジャワ	2,600
中部ジャワ	2,000
バタム島	5,550
北スマトラ州	3,100
バリ州	2,500

(出所) 図表Ⅱ-1-7に同じ。

(参考) 労働組合の活動状況

アジアにおける労働運動は旧宗主国の影響も受け相当に長い伝統を有しているところも多いが、その分析並びに国際的な位置づけ・評価等は次章に譲ることと

---

して、ここでは各国における現況のみ概観しておきたい。（尚、アジア太平洋地域労組の I C F T U 加盟状況は図表Ⅱ - 1 - 10を参照）

韓国では91年末現在、韓国労働組合総連盟（F K T U）の下に21産別7637単位労組が加盟しており、組合員数は約 180万人で組織率は19.8%となっている。

同国の労働争議の発生件数は1987年にその前年までに比べ爆発的に増加したが次第に沈静化しつつある。その背景としては、政府による取り締まり強化、労使交渉技術の向上と実利追求姿勢の定着、急進的民主勢力である全国労働組合会議（K T U C）の組合法上の適格性否認と弱体化等がある。（図表Ⅱ - 1 - 11）

香港では、左派系の香港労働組合同盟（F T U）に84組合約18万人、右派系の香港九竜労働組合会議（H K T U C）に69組合約 3 万人、独立労組系の独立香港労働組合会議（H C T U）に24組合約 7 万人が結集しているが、この他に何れのナショナルセンターにも属さない組合員が公共部門・教員を中心に 292組合約20万人おり、91年末現在の組合組織の状況は 469組合48万人に上っている。

シンガポールでは、91年末現在の組合組織状況は83組合21.7万人で組織率は16.4%となっており、その圧倒的過半は72組合21.4万人で構成される全国労働組合会議（N T U C）に組織されている。尚、同国では、87年以降ストライキが発生していない。

タイでは、政府、使用者の抑圧、労組否認の動きを背景に92年現在の組織状況は 749組合約19万人で組織率 1.9%にとどまっている。しかもその殆どが首都圏の都市部に限られており、地方では組合の存在しない地域が大半を占める。またナショナルセンターに相当する協議体は、タイ労働会議（L C T）、全国タイ労働会議（N C T L）、全国自由労働組合会議（N F L O）、タイ労働組合会議（T T U C）、タイ産業労働委員会（T C I L）及び全国労働会議（N L C）と 6 団体も結成され細分化している。但し一部では、タイ労働会議とタイ労働組合会議の合併などの団結を目指す動きも見られる。

尚、日系企業においては全業種の17%、製造業の31%で労組が結成されている。

このように相対的には日系企業は労組活動に理解をもつともいえるが、結成された労組が初期労働組合運動の特徴としての戦闘性をもつところもでている。

図表Ⅱ-1-10 I C F T Uアジア太平洋地域組織

1992年6月30日現在加盟組織および組織人員

国名	組 織 名	組 織 人 員
1. オーストラリア	1. オーストラリア労働組合評議会 (ACTU)	1,800,000
2. バングラデシュ	2. バングラデシュ労働組合連盟 (BJSI)	550,000
	3. ジャティヤ・スラミク・パーティ (JSP)	295,781
	4. バングラデシュ自由労働組合会議 (BFTUC)	105,000
	5. バングラデシュ・ジャティヤタバディ・スラミク・ダル (BJSI)	122,000
3. 台 湾	6. 中華民国全国総工会 (CFL)	1,000,000
4. クック諸島	7. クック諸島公務員連盟 (CIPSA)	1,200
5. フィジー	8. フィジー労働組合会議 (FTUC)	42,000
6. 仏領ポリネシア	9. ア・ティア・イ・ムア	5,000
7. 香 港	10. 香港・九龍労働組合評議会 (HKTUC)	84,224
8. インド	11. インド労働者連盟 (HMS)	4,356,034
	12. インド全国労働組合会議 (INTUC)	5,435,705
9. インドネシア	13. 自由回教労働会議 (KBIM)	130,000
	14. インドネシア回教労組連盟 (GASBIINDO)	150,000
	15. スジャリカット回教労働組合運動 (GOBSI)	50,103
	16. インドネシア回教徒労組連盟 (SARBUMUSI)	100,000
10. イスラエル	17. イスラエル労働総同盟 (HISTADRUT)	800,000
11. 日 本	18. 日本労働組合総連合会 (JTUC-RENGO)	8,000,000
12. キリバス	19. キリバス労働組合会議 (KTUC)	2,600
13. 韓 国	20. 韓国労働組合総連盟 (FKTU)	1,666,255
14. レバノン	21. レバノン石油労働組合連盟 (PETROLEUM)	1,700
15. マレーシア	22. マレーシア労働組合会議 (MTUC)	300,000
16. ニューカレドニア	23. ニューカレドニア労働者従業員組合 (USOENC)	3,584
17. ニューゼーランド	24. ニューゼーランド労働組合評議会 (NZCTU)	170,000
18. パキスタン	25. パキスタン全国労働組合連盟 (PNFTU)	235,000
	26. 全パキスタン労働総同盟 (APFOL)	265,000
	27. 全パキスタン労働組合連盟 (APFTU)	591,021
19. パプア・ニューギニア	28. パプア・ニューギニア労働組合会議 (PNGTUC)	70,000
20. フィリピン	29. フィリピン労働組合会議 (TUCP)	600,000
21. シンガポール	30. シンガポール労働組合会議 (NTUC)	150,000
22. スリ・ランカ	31. セイロン労働者会議 (CWC)	185,000
23. タ イ	32. タイ労働会議 (LCT)	90,000
	33. タイ労働組合会議 (TTUC)	123,150
24. トンガ	34. 友好諸島教員連盟/トンガ看護婦連盟 (FITA/TNA)	450
25. トルコ	35. トルコ労働組合連盟 (TURK-İS)	800,000
26. 西サモア	36. 西サモア公務員労働組合 (WAPSA)	2,184
	総計	28,282,991人

(注) I C F T U第 103回執行委員会 (1992年12月9日~11日、ブリュッセル) において以下の2組織の I C F T U加盟が承認された。

香 港 : 香港労働組合評議会 (HKCTU) 組織人員 105,000人

トルコ : トルコ進歩労働組合連合 (DISK) 組織人員 30,000人

図表Ⅱ-1-11 労働争議の状況

国名	スト件数(件)		参加人員(千人)		損失日数(千日)	
	1985	1989	1985	1989	1985	1989
日本	627	362	123.4	85.8	264.1	219.1
韓国	265	1,616	28.7	409.1	64.3	6,351.4
香港	3	7	0.4	4.1	1.2	3.3
台湾	-	-	-	-	-	-
シンガポール	0	0	-	-	-	-
インドネシア	78	37	21.1	14.1	557.0	48.6
マレーシア	25	17	9.0	4.8	36.0	24.9
フィリピン	371	197	111.3	56.5	2,457.7	955.2
タイ	4	8	0.6	3.2	13.1	68.9

(出所)「労働統計年鑑 1991年」(ILO)

92年6月中旬から8月にかけて、日系企業が多く進出しているバンコク郊外のナワナコン工業団地で労使紛争が続発し、日系の電機部品メーカーや自動車部品メーカーなど10数社に広がった。その経過は、多くの場合、5月までに終了したベア協議(約17~18%で妥結済)と別枠で生活手当の増額等を求めるもので、労使関係法で定められた要求提出手順とは違ってまずストライキに突入した後に要求内容を明らかにし、労働局の調停を要請するという方法がとられた。しかも、地区の労働局の調停内容は、概ね労働者の要求内容と企業側の回答内容の中間的なもので、労働側としては、要求すれば少なくともその半分は取れるということで士気があがったが、企業サイドからは批判が集中した。

マレーシアの労働組合の組織状況は、89年現在、392組合・61.7万人となっており、組織率は8.8%と推定される。同国の労働組合は、基本的に産業別・職種別に結成されるものとされており、企業別組織を認めていなかった。ところが、政府の優良輸出産業での労働組合組織化を忌避する傾向、やこの産業の多くが外資系であり足並みが揃いにくい等から、本来の産業別労働組合を無視したかたち

で企業別労組が公認される動きとなった。そして、これと同時に現地労働組合の組合活動家に対する不当解雇が強行され、89年国際金属労連（IMF）は同国労組と連携してILO結社の自由委員会に申立てを行った。

フィリピンにおいては、戦後以来の伝統を持つフィリピン労働組合会議（TUCP）と、五月一日運動（KMU）が2大組織として拮抗しており、合計で5236組合 311万人を擁しているとされる。1992年5月、フィリピン労働組合会議とフィリピン使用者連盟は、朝食会の席上でアキノ大統領立会いの下で「正義と平和に基づいた進歩のための社会契約」という覚書を交わし、①団体交渉に公正な成果配分、②政府の社会経済政策への労使の意見反映、③職場レベルの労使協議による生産性向上と安全衛生確保への努力、④争議の自主的・平和的解決努力義務と交渉決裂時の仲裁受入れの4点の確認を行った。

インドネシアでは、従来から全インドネシア労働組合（SPSI）が唯一合法的な組織であったが、90年11月には労組「団結」（SBM-SK）が、92年4月にはインドネシア労働福祉連盟（SBSI）が設立された。しかし、後二者については政府は否認を続け、かえって民主化運動を目指す知識人グループや欧米諸国の強い反発を招いている。このような動きもインドネシア経済の発展に伴う社会発展を示すものであり、最近になって各所でストライキ発生のニュースが伝えられるようになった。その内容の大半は最低賃金を下回る給与水準への抗議や賃金不払い問題、長時間労働や不当な女子労働や待遇改善を求めるもので、海外経験の比較的浅い韓国企業やプリブミ企業（純・民族系企業）のなかに多く、また大規模な工業団地内の事業所に集中する傾向が見られる。労働者の運動も、全国組織による運動というより、企業内苦情処理的な、自生的なものが殆どである。インドネシアにおける労働組合運動のひろがり期待される。

## 2. 労働者の地位向上に向けた課題

### (1) 発展過程にある政治・社会的側面

アジア諸国は、戦後、被植民地からの脱却を契機に民族主義の高揚のなかでいきなり新たな国家体制の建設を求められた。経済社会の発展の段階からみても、西欧諸国

---

の100年をこえるような民主主義の熟成過程をへなかつただけに、ただちに先進諸国型の政治・社会体制に飛躍することは困難であった。しかし、これまでにみたように経済発展が顕著にすすむなかで、新たな社会政治体制の革新の動きも広がっている。

その間のアジア諸国の国家目標として、先進諸国の豊かな消費社会へのキャッチアップを目指し経済開発・発展を最優先課題に掲げることが、当該国にとり最も現実性のある選択肢であったし、国民の支持・納得を得やすい政策であったと言えよう。

その一方で経済的発展の後を追うように、次第に高い政治意識・市民意識をもつ中間層の増加や政財界のリーダー層の世代交代の進行に合わせて、政治・社会体制の改革に向けた努力も試行錯誤を重ねつつ展開されてきている。

かってミュルダールが指摘した低開発、すなわち「経済的な低開発性と社会の停滞性」という悪循環は次第にアジア諸国で断ち切る流れが強まっているとあっていいだろう。

東アジア諸国においては、他地域に比べ教育水準の向上、社会インフラ整備などこれまで政府の役割が大きく、それが経済成長を推進する原動力の機能を果たしてきたことは否定しえない事実である。それにしても、そうした経済的成功が政治・社会システムの民主化を求める新たな動きを生み、強権的な政府の権威を揺るがし社会体制に改革の動きがより強くなりはじめていることも看過しえない重要な点である。

韓国ではもはや軍事政権が受け入れられなくなり民主政体が定着・発展しつつある。他のNIEs諸国でも野党・在野勢力の発言力が増大してきている。また、タイやフィリピンでは幾度かの軍事クーデターや学生革命をめぐり社会的改革への挑戦が繰り返され紆余曲折を経ながらも民主化の道を歩んできた。経済面では既に離陸した東アジアの課題として社会・政治的側面の質的向上の問題が国内外からクローズアップされている。

現状では未だその両次元の発展段階を示す各種指標・現象の間にはギャップが大きいことは事実だが、今後の方向としては正の相関関係が強められていくものと期待される。

図表Ⅱ-1-12 労働災害の状況

(1) 韓国

	雇用者数	被災者数			損失日数 (千日)	災害率 (度数率)
		計	死亡	負傷等		
1990年	7,542,752人	132,893人	2,236人	130,657人	43,588千日	6.70%
1991年	7,922,702	128,169	2,299	125,870	46,245	6.35

(2) シンガポール

	労働災害 発生件数	労働損失日数	災害率 (度数率)
1990年	4,889件	日/百万H 365	4.0%
1991年	5,154	411	4.0

(3) タイ

	合計	死亡災害	永久労働 不能	永久一部 労働不能	一時労働不能	
					休業4日以上	休業4日未満
1990年	79,787件	634件	32件	1,504件	30,338件	47,279件
1991年	103,296	665	18	2,408	39,332	60,873

(4) フィリピン

	労働損失日数
1989年	34.1千日

(5) 香港

	労働損失日数
1989年	660.5千日

(出所) 「平成5年版海外労働白書」(労働大臣官房国際労働課編)  
「アジア太平洋ハンドブック」(アジア社会問題研究所編)

(2) 近年問題となった幾つかのケース

しかし、アジアの労働社会の現状には、以下にふれるような未だ厳しい現実があることも直視さなければならぬ。東アジア諸国が、最近、国際社会から指弾された具体的事例を2、3振り返って、今後の発展に向けた課題を検討する糧としておきたい。

---

### 〔ケースⅠ〕

1991年クーデターにより成立したタイ新政権は、公営企業労働組合の解散を命じる法律を施行し、これに反対するタイ労働組合会議のタノン議長がICFTUの執行委員会に出席するためにジュネーブに出発する直前になって消息不明になってしまった事件に対して、ICFTUがILO結社の自由委員会にタイ政府を提訴をした。

このとき、日本の連合、国際労働財団がICFTUと組んでタイでセミナーを開催をしようとしたところ、タイ政府からの指令で中止させられるという事態が生じた。<sup>1)</sup>

### 〔ケースⅡ〕

1993年7月、マレーシアで開催された国際繊維被服皮革労組同盟のアジア・太平洋地域組織(TWARO)の組合活動家会議にゲスト参加したAFL-CIO系の役員は、「アジアでは労働運動の規制により賃金が抑制され、欧米に失業を輸出している。我々は団結して労働基本権や安全衛生基準など最低限の基準を満たさない国からの製品輸入を制限する社会条項を要求すべきだ」と訴え、ASEAN各国労組もこれを評価する報告書を取りまとめた。

これに対し、マハティール首相を始めASEAN各国政府は「社会条項云々は、途上国の発展を妨げるための外国労組の偽計であり、偽りの同情を示しているに過ぎない」として反発しているという。<sup>2)</sup>

### 〔ケースⅢ〕

1993年5月、インドネシアの東ジャワで腕時計工場の女子工員マルシアさんの遺体が発見された。彼女は、その5日前に最低賃金の7割しかない賃金水準を最低賃金レベルまで引き上げることを求めストライキに突入した工場に勤務しており、翌日、軍当局が介入して会社が要求を認め解決した日の夜から行方不明になっていた。

警察当局は「会社による謀殺」と発表した。その後の人権団体等の調べで、行方不明の直前に彼女が追いかけていたのは、スト終結のその日の内に13人の組合指導者に辞職を命じた治安関連の真相・黒幕の存在があることが浮上してきた。そして、事件は6月にウィーンで開催された世界人権委員会において、軍当局の関与を示唆する根拠も含めて報告された。米国は労働条件に対する疑念があるとしてインドネシア製品への関税優遇措置廃止を検討していく上で、本件の処理を重要な判断材料として注



目していると表明した。<sup>3)</sup>

#### 〔ケースⅣ〕

韓国の現代自動車労組と現代精工労組は、1993年4月の労使交渉で16.8%の賃上げ要求、週40時間制導入、解雇組合員の復職などの要求を掲げて団交を重ねた末、6月に時限ストライキに突入した。現代自動車は7月下旬に至って賃上げ4.7%、その他一時金を得て妥結したが、現代精工労組のストは交渉相手が防衛産業に属することから警察機動隊の出動するところとなった。この紛争では、韓国労働組合会議(KTUC)委員長に対し、労組法という第三者介入のかどで賞金付きの逮捕令状が出されて、労組の国際連帯行動まで呼び起こした。ICFTUおよび同APRO、ITSは、ILOとも連携して、ソウルで同国労働組合運動との協力のもと、セミナーや国際会議を開催し、労組法の見直し、改正勧告を打ち出して同国政府への働きかけを強めている。ILO結社の自由委員会は10月、中間的な勧告をまとめ問題とされる一企業一組合の規定をはじめ、第三者介入の禁止、労組の政治活動禁止などの条項撤廃を中心に9項目の勧告を再度提起した。また、労組加入を理由に失業した1,500人にのぼる教員の復職を提言した。先進国に限りなく近づいたとされる韓国政府の労組権に対する姿勢が国際社会で注目された。<sup>4)</sup>

#### (3) 社会の総合的質的發展に向けて

世界貿易機構(WTO)設立にむけた協定内容を巡る一連の動きにみられるように、基本的人権、民主主義などの基本的価値観を巡る問題は、環境問題等とも相俟って一面では新たな南北問題化しそうな深刻な懸念もある。

確かに、東アジア型の発展モデルは、その歴史的背景・経済的環境などの相違により「西欧型近代化」と同じ経路を歩んできたわけではなく、先ず経済成長を国家目標に掲げて最優先課題であった貧困の克服に集中してきた。しかし、アジア諸国も従来路線の延長線上をそのまま進んではない。国民所得の向上による価値観の多様化・高度化などに基づく内なる要求の高まりと、国際経済への関わり・相互依存関係の進展の両面からかかってのようないき方は困難になりつつあり、平和、自由、民主、弱者救済と言った普遍的な価値観を実現していく方向にそった改革が強く求められる局面に立たされている。これまで西欧型とアジア型の出自の違いが、近代化への経路と手

図表Ⅱ－1－13 ILO条約の批准状況（1992年12月末現在）

\*印はICFTU-APROが批准を要請する基本条約

国		日 本	韓 国	台 湾	香 港 (注)	シン ガ ポ ール	イン ド ネ シア	マ レー シア	フィ リ ピ ン	タ イ
条 約 批 准 数		40	3	—	(68)	21	10	23	23	11
個 別 条 約 ご と の 批 准 状 況	第1号（工業における1日8時間、1週48時間制）	×	×	—	(×)	×	×	×	×	×
	第29号*（強制労働の廃止に努める措置）	○	×	—	(○)	○	○	○	×	○
	第47号（週40時間制への時短に関する条約）	×	×	—	(×)	×	×	×	×	×
	第87号*（結社の自由と団結権の保護）	○	×	—	(○)	×	×	×	○	×
	第98号*（団結権及び団体交渉権の原則）	○	×	—	(○)	○	○	○	○	×
	第100号*（同一労働・同一報酬に関する条約）	○	×	—	(○)	×	○	×	○	×
	第105号*（強制労働の廃止に関する条約）	×	×	—	(○)	○	×	○	○	○
	第111号*（雇用・職業上の差別待遇の廃止）	×	×	—	(×)	×	×	×	○	×
	第122号（雇用政策の推進に関する条約）	○	○	—	(○)	×	×	×	○	○
	第132号（有給休暇の権利に関する条約）	×	×	—	(×)	×	×	×	×	×
	第135号（労働者代表の不利益取扱の禁止）	×	×	—	(○)	×	×	×	×	×
	第138号*（就業最低年齢＝児童労働の禁止）	×	×	—	(×)	×	×	×	×	×
	第144号（国際労働基準促進への三者協議実施）	×	×	—	(○)	×	○	×	○	×
第156号（労働者の家族的責任＝育児・介護への配慮）	×	×	—	(×)	×	×	×	×	×	

(注) 香港については、英国によって批准された条約を示す。

(出所) 「Lists of Ratifications by Convention and by country」(ILO 1993)

法の違いを生んできたとは言え、目指すべき方向性まで全く異質のもので相容れないとするような見方は否定されるべきである。むしろ、互いに公正な競争と協調によって、人類の更なる進化・発展を築いていくべきパートナーとして認め合い、一層の対話と改善努力を図っていくことが要請されることとなろう。

「人間」の尊厳さに根ざした価値である『人権』保障の質を高めていくということは、歴史的背景・民族的特性により各国の置かれた状況を踏まえると差が生じがちであり、またこれからも開発権や環境権といった新たな広がりが見られよう。けれどもそれでも共通の認識・姿勢として、『人権』を人類の生存を前提とした基礎的且つ普遍的な課題と受け止めるべきではないか。

それは労働問題に関して言えば、所謂「国際労働基準」と総称されるILO条約・勧告の定める約350の条項に出来るだけ多く沿いうような労働環境の創出がメルクマールとなろう。(図表Ⅱ-1-13)

そして、それぞれの国でより多くの条項に適合し批准しうる労働環境の実現に努めることは、国際社会の一員として国政を与る為政者にとって当然の責務であるとともに、労働組合としても、主体的に社会的意識形成をリードし公正な社会の実現に向けた主張を展開していくべき立場にあるものとして、その重要な使命の一つであり、社会を構成する当事者として重大な責任の一端を担っているとも言えよう。

(注)

- 1) 「世界の労働」第43巻 第11号 1993/11
- 2) '93. 8. 31付 朝日新聞
- 3) '93. 12. 29付 朝日新聞
- 4) 1994年版「労使関係白書」、日本生産性本部

---

---

## 第2章 労働者状態をめぐる国際的評価と今後の課題

\*「アジアの経済成長には労働組合をパートナーとするもう一つの道がある」  
(ICFTU-APRO書記長 和泉 孝)

本章では、前章を受けて、アジアの労働者状態をめぐる国際的評価について検討する。われわれは、アジアにおける産業民主主義の将来について検討を進めているが、それが国際的な説得力を持ちうるためには、アジアの労働力状態について、アジア自身や世界がどう捉えているかについての理解が必要である。日本における論議は、アジアにおいて「突出」した経済的成功と労働運動の特質の故に、ともすれば自己中心の判断に陥りがちである。ここで、視点をアジアや世界に移してみることにしよう。

アジアの労働者状態についての国際的評価を検討する前段に、労働組合活動を中心に、労使団体の歩みと現状を概観する。産業民主主義を担う主体は、いうまでもなく労使団体であり、アジアにおけるその自立的な活動の強化が期待できなければ、われわれの検討も空論に帰すからである。また、労働組合活動の歩みを見ることにより、本報告が主として検討対象としている1980年代アジアの労働者状態の課題について、歴史的な位置づけも示されるであろう。

### I. アジアにおける産業民主主義の主体

#### － 労使団体の歩みと動向

ここでは、労働組合を中心に、アジアの労使団体のこれまでの歩みと動向を概観する。

基本的な問題意識はつぎの2つである。1つは、労働運動に対する制約の問題である。東-東南アジアでは、経済の成長とはうらはらに多くの国で労働組合の活動に対する制約が続いている。今後の動向次第では、この地域においては、産業民主主義なき経済成長が一般化しかねない。その場合、近い将来、アジア東北部、中国からベトナムを含む東アジア全体へと波及し、ひいては、世界における産業民主主義の普遍性を左右する可能性すらある。そのような事態を如何にして避けるべきか。

もう1つは、労働運動の継続性とパワーの評価についてである。東-東南アジアでは、第2次世界大戦以前から労働運動が継続し、今日では、制約を受けているとはいえ、共産圏を除く多くの国に自立的な労働運動体が形成されている。その意味で、アジアは欧米につぐ労働組合の活動地域であり、産業民主主義の形成に向けての基礎的な条件があると考えられる。その条件を生かし、産業民主主義を確立する道は何か。

なお、以上の問題意識は、国連が1995年に開催を予定する「社会開発サミット」に向けて、実際的にも現代世界の重要課題であることに留意する必要がある。この「サミット」は、冷戦がほぼ終了するとともに、経済の著しい「世界化」が進む世界において、社会権の確立が国際的な緊急課題であるとの認識に基づくものであり、今後の社会開発活動の基調をなすものである。

## 1. アジアにおける労働組合の発展

### (1) 第2次世界大戦以前の状況

アジアの労働組合は、19世紀末、各国の工業化の進展とともに胎動を初め、20世紀初めには、インドのKHS（1909年）、日本の友愛会（1912年）などの全国的な労働組織が作られた。1919年のILO創設は各国の労働団体を刺激し、ナショナルセンターの形成が進められ、大日本労働組合総同盟（総同盟・1919年）、全インド労働組合会議（AITUC・1920年）、中華民国全国総工会（CFL・1925年）などが発足した。日本、インド、中国のなどの労働組合はILOを舞台に連絡をとり合い、アジアにおける労働組合の連帯がはじめられることとなる。同じ頃、インドネシア労働運動統一機構（1919年）、朝鮮労働共済会（1920年）、シャム友愛会（タイ・1921年）などの組織も作られている。

この時期、労働組合は、ILOの三者構成原則や欧米先進国型の労働組合活動を各国に導入するために懸命の努力を続けた。各国で労働者の組織化や争議の指導などが進められた。また、労働組合は、産業民主主義の基盤をなす制度の整備を要求し、労働条件に関しては、1916年に日本で今日の労働基準法の前身にあたる「工場法」が、労働組合権に関しては、1926年にインドで「労働組合法」が制定された。1936年にはフィリピンで「労使関係裁判所」がスタート、1940年には今日のシンガポール、マレーシアを含む英領マレーに「労働組合法」が施行されている。

---

## (2) 戦後の高揚期

第2次世界大戦後、アジアの労働組合は、植民地からの解放と民主主義の強化のなかで、組織の結成と拡大が進み、労働運動の高揚期を迎える。

各国でナショナルセンターの形成が相次ぎ、大韓労総（韓国・1947年）、タイ国民労働組合会議（1948年）、マレーシア労働組合会議（MTUC・1950年）、フィリピン労働組合会議（PTUC・1954年）、シンガポール労働組合連合（1959年）などが生まれた。

アジアにおける労働組合の国際連帯の機運も強まり、1951年には、国際自由労連アジア地域組織（ARO）が結成される。各国の労働組合は、国際自由労連や国際産業別組織の国際的支援も受けながら、体制の強化や組織の拡大を進めた。各国の法制度の整備も進められ、「労働組合法」が、日本（1945年）、韓国（1953年）、フィリピン（産業和平法・1953年）、タイ（労働法典・1957年）などで制定された。

この時期は、同時に、東西冷戦の進行に伴い、労働運動内部の路線対立も激しさを増した。 Kommunismusを理念とする組織が、産業民主主義とは異質の活動を展開したが、その影響は欧米に比べはるかに深刻であり、多くの組織が、自由と民主主義に立脚する運動を拡大するために、多くのエネルギーを費やすこととなった。

## (3) 1960～70年代の活動と規制

1960年代から70年代にかけて、アジア諸国では国家体制の整備が進められる。その中で、労働組合の組織活動もおおむね拡大し、国の諸活動への参加も一定の前進をみるが、同時に、国家による規制の動きも強められていく。

国による規制は、まず、労働組合の政治的影響力に向けられた。「国家の政治的安定」を理由とするもので、典型的なケースは、マレーシアの労働組合令（1965年）、タイの労働法典廃止（1958年）などである。

1960年代は、同時に、アジア各国が経済計画の策定と実行に踏み出した時期であった。例えば、「第1次5か年計画」は、韓国とタイでは1961年より、インドネシアでは1969年よりスタートしている。各国政府は、経済計画の策定と資金の導入に向けて、世界銀行などの指導と支援を受けるのだが、その後の施策においては、労働団体を社会開発のパートナーとして扱うことは少なく、規制を主とする対応に向かうこととな

る。マレーシアの「労使関係法」（1967年）、韓国の「国家保衛特別措置法」（1971年）、フィリピンの「新労働法典」（1974年）、タイの「労使関係法」（1975年）などが、そのような時期にあいついで制定された。

なお、今日の視点から言及すれば、この時期こそ、アジアにおける「労組をパートナーとするもう一つの成長の道」の基礎を築くべき時代であった。さらに、あえて問題提起をすれば、当時の日本の労組が結集してその方向を支援していたならば、一定の成果が期待できた可能性もある。現実には、この課題は、「抑圧の80年代」を経て今日に持ち越されている。

#### (4) 80年代の低迷と抑圧

1974年のオイルショック、1986年の「プラザ合意」などにより、1980年代のアジア諸国は、独立期以来の経済的試練を迎えた。N I E SやA S E A N諸国の政府は外資導入による輸出産業の育成と競争力の確保をはかり、いわゆる「構造調整政策」を強化する。そのなかで、本来は最大のパートナーであるべき労働組合に対して、60～70年代に用意した法規制や新たな措置に基づく強い抑圧を加えることとなった。この時期に、いくつかのアジア諸国は「高度成長」を実現することとなるのだが、労働運動は、かつてない低迷と抑圧を経験し、また、その状態を持続している国や地域も少なくない。

次項で検討する「アジアの労働者状態に対する国際的評価」は、主としてこの時代を対象としている。世界銀行などが、社会労働面に十分に配慮することなく成長政策を指導したことに対して、アジアや世界の労働組合から強い批判が寄せられていることは後に詳しく述べる通りである。

なお、この時期は、日本経済の「高度成長」に伴いわが国労組のアジア視察が大幅に増加し、いわば「大規模交流時代」の始まりであった。視察と交流を主なねらいとするチームの度重なる来訪に対して、厳しい状況に置かれたアジア労組のベテラン活動家は奇異の念を持つこともあったと聞かすが、日本の労組が「アジアと日本」を真剣に考える道筋をつくる過程でもあった。

#### (5) 90年代—社会権の新たな確立に向けて

1990年代を迎え、アジアでは社会権の確立に向けて新しい動きが現れた。N I E S

---

諸国では、労働組合は活性化の方向である。韓国では、1987年の民主化宣言以降、労働運動や産業民主主義に重要な前進が見られており、今後の進展が期待される。また、台湾や香港においても、労働組合活動は活発化している。

日本では、1989年末、800万人の組織人員を擁する「連合」が形成された。アジア労働運動史上最大の組織であり（共産圏を除く）、アジアの労働運動を理解し、国際的な運動の課題を踏まえた活動を展開するならば、この地域の労働運動と産業民主主義の前進に大きく貢献しうる可能性を秘めている。

しかし、ASEANや他のアジア諸国では、1980年代の停滞が続いているところも少なくない。また、共産圏諸国の労働基本権の状況については、引き続き、国際的な非難が寄せられている。

1990年代において、特筆すべきことは、地域組織であるICFTU-APROが1994年8月に労働組合としての「社会憲章」を採択した（予定・後掲）ことである。また、前述のように、1995年には、国連が「社会開発サミット」を開催するが、アジアにおいても、貧困の改善、労働基本権の確立を含む行動計画をまとめる予定である。1920年代に、ILOの設立に強く刺激されて本格的なスタートを切ったアジアの労働運動は、「ILO創設75周年」（1994年）を経て、社会権の確立に向けて新たなステップに入るべき時を迎えていると思われる。

アジアの労働運動の概観は以上の通りであり、今日、各国の組織は、80年代の低迷と抑圧からの脱出をめざして苦闘を続けている。いくつかの前進はみられるものの、大きな懸念材料も少なくない。わが国の労働組合に求められるものは、アジアの歩みと現状について国際的な視点を踏まえた的確な理解であり、それを通じてこの地域に産業民主主義を定着させるための具体的かつ誠実な支援活動を展開することであろう。

## 2. アジアにおける使用者団体の動向

現在のところ、アジアにおける使用者団体は、各国の団体がそれぞれの立場で活動を進めており、アジア全体をカバーする使用者団体は作られていない。後述のように、世界的には、108か国、110使用者団体をカバーする国際使用者連盟（IOE）が活動をしており、アジアから22団体（22か国）が加盟している。アジア地域における常



設の使用者団体の創設が望まれるところである。日経連など日本の使用者団体は、その実現に向けて積極的な対応をはかるべきである。なお、後述するように、アジアでは、近年「使用者サミット」が開催され、使用者間の意見交換の場となっている。

## Ⅱ. アジアの労働者状態をめぐる国際的評価

ここでは、アジアの労働者状態に関して、主として80年代の状況に関する国際的な評価を検討する。とくに、つぎの2つに焦点をあてる。1つは、80年代の経済成長がアジアの労働者状態に何をもたらしたかであり、もう1つは、労働者状態の改善を進めるための今後の課題は何かということである。

第Ⅰ部で検討したように、近年の東アジアの経済成長にはめざましいものがある。しかしながら、前項にも述べたように、社会運動や労働運動に携わる人々からは、労使団体を社会的パートナーとする産業民主主義の発展が抑圧されていること、そのため、現実の労働者状態が経済成長に見合う改善を示していないことなどが強く指摘されている。経済成長を社会労働面の開発に結びつけるために、克服すべき課題は何か、可能性を現実のもとにするために何が必要か—これが、今日における主要な国際的関心である。

### 1. 国際的評価—アジアの視点から

アジアの労働力状態については、国際機関や国際組織により、さまざまな見解が示されている。国際的な評価を概観すれば、最貧層の改善については各方面の見解がほぼ一致し、雇用と労働条件については評価や見解が分かれ、また、基本的権利については厳しい見方が大勢というところであろう。

注意すべき点は、わが国においては、社会労働面においても、「東アジアが世界の成長センターになりつつある」といった感覚が前面に出がちなことである。国際的には、「アジアは、労働面では依然として多くの問題があり、産業民主主義の将来についても大きな懸念がある」とする判断が主流である。

---

ここでは、まず、中立的な立場からILO（国際労働機関）アジア太平洋総局、労働組合の立場からICFTU-APRO（国際自由労連アジア太平洋地域組織）、使用者の立場からアジア使用者サミットの見解を検討する。さらに、労働側から強い批判が加えられている世界銀行の見解についても見てみよう。

(1) ILO-ROAP（国際労働機関アジア太平洋総局）

ILO（国際労働機関）は、1991年11月に、バンコクで第11回アジア太平洋地域会議を開催した。同会議には、ILO-ROAPが報告（「成長と構造調整」、以下「ILO報告書」）を提出しているが、その内容は、アジア地域における労働問題担当の国際機関の見解を示している。

「ILO報告書」の見解は、アジアの労働者状態に関して、要旨、「アジア諸国は、1980年代に構造調整により経済成長を実現した。労働者状態に関しては、貧困層の改善に成果が見られたが、雇用や労働市場の質を悪化させた。1990年代には、労働者参加を含む合意のシステムをつくり、問題点の解決を進めるべきだ」というものである。

「ILO報告書」の分析の骨格はつぎの通りである。

- ① 1980年代に、世界経済の低迷のなかで、アジアが経済的に成功した理由は、経済をより弾力的で効率的にするための「構造調整」に成功したことである。
- ② 1980年代のアジアの経済成長は、貧困層の改善に大きく寄与をした。農業の改善も進んだ。
- ③ 「構造調整」のしわ寄せを受けたものは労働市場である。1980年代のアジアでは、失業者の増加（失業率の改善の遅れ・増大）、雇用弾性値の低下-インフォーマルセクター・臨時労働などの増加、女性雇用へのシフト、公営企業の民営化などが見られた。
- ④ 雇用保障のメカニズムも影響を受けた。政府による労働保護規定の変更、企業による雇用保障の回避、労使紛争などが見られ、時には労働組合の統制も行われた。
- ⑤ 1990年代の課題は、「雇用調整」のマイナスの影響を解決するため、調整政策について、労働組合を含む社会的なコンセンサスを得ることである。

(2) ICFTU-APRO (国際自由労連アジア太平洋地域組織)

ICFTU-APRO (国際自由労連アジア太平洋地域組織) は、1992年12月に、東京で第15回大会を開催した。大会のテーマは、「進展する世界化と労働組合の対応—経済再編と有効な民主的・社会的枠組み」である。同大会の報告書(以下「APRO報告書」)には、アジアの労働団体としてのICFTU-APROの見解や論議が集約されている。

その内容は、アジアの労働者状態に関して、要旨、「経済成長にもかかわらず、アジアには、社会的不公正、失業・潜在的失業、短期契約等による雇用の不安定化が目だつ。構造調整プログラムへの労働組合の参加を求め、IMFと世界銀行プログラムの否定的な面に強く反対する」というものである。

「APRO報告書」による分析の骨格ははつぎの通りである。

- ① 人間生活のあらゆる側面で世界化が進んでいる。そのなかで、世界の多くの場所で貧困、文盲、搾取、腐敗、社会的暴力などといったおびただしい経済的、社会的疾病が見られる。世界化の進展が、貧富の差を固定するものであってはならない。
- ② アジア地域においては、多くの国が経済成長を遂げているが、開発の社会的側面に効果的に取り組むにいたっていない。経済と社会開発を完全な市場原理に委ねようとする考えが力を得ており、労働者の多くに挑戦をつきつけている。
- ③ アジアの多くの国の政府は、新興工業国および先進国政府でさえ、競争力維持のために社会的開発を無視している。労働者の基本的権利を抑圧しており、社会保障政策・労働条件や生活の改善のための政策への関心がほとんどない。
- ④ 必要な変革を、経済的、社会的構造に不当な損害を与えないで実現するための政策的選択が存在する。人間生活の世界化が、経済的、社会的水準の向上をもたらすことが期待されなければならない。

(3) アジア使用者サミット

アジア使用者サミットは、1988年に東京でスタートし、継続的な開催が合意されている。前回の会合は、1992年にバンコクで開催されている。会合では、経済政策、職業訓練、労働市場などについての意見が交換され、とくに、途上国において、貧困の

---

改善、農村地域の基盤整備、労働市場の柔軟化、中小企業対策の強化等を進めるべきである等の見解が表明されている。なお、「サミット」が、アジア全体の労使関係にインパクトを与える力が弱いことは、前述の通りである。

#### (4) 世界銀行報告について

世界銀行は1993年9月にレポートを発表したが、ここでは、東アジアの経済成長について、「奇跡」とする表現で賞賛している。その内容の概略は既に紹介されているとおりであり（第Ⅰ部第1章）、経済成長に関する政府の役割を評価し、世界経済の成長センターとして期待する分析となっている。

世界銀行は、1960年代からアジアの経済開発を指導してきたが、その立場から、その指導が成功した諸国を評価することは当然であろう。しかし、同時に、プログラムに社会開発を組み入れなかったことの矛盾が吹き出していることもまた事実である。アジアや世界の労働団体が批判する点もそこにある。

今後の課題は、従来の世界銀行のポリシーを変革し、APRO報告書にいう「経済的、社会的構造に不当な損害を与えずに必要な変革を実現するための政策的選択」をとるべきである。そのためには、世界銀行が、その政策と行動において、産業民主主義の理念を十分に踏まえることが必要である。

なお、世界銀行のレポートに限らず、アジアの経済成長に関して社会労働面を軽視する傾向があり、問題である。例えば、わが国の入門書レベルにおいても次のような表現が見られる。「NIE Sの持ち味は、人件費の安さや労働時間の長さといった『若さ』とバイタリティーである。先進国は、アメリカを例にとると、壮年の域に達し、若さやバイタリティーで勝負できなくなっている」（日本経済新聞社「アジア経済入門」）。アジアの視点に立つとき、このような論が如何に尊大なものであるかは明かであろう。

## 2. 国際的評価—世界の視点から

国際的評価について、中立的な立場からILO（国際労働機関）、労働組合の立場からICFTU（国際自由労連）、そして、使用者の立場から、国際使用者連盟の見解をみることにする。また、最近の重要な動向として、「国連社会開発サミット」（1995年）へ向けての状況にも触れてみよう。

### (1) ILO（国際労働機関）本部

ILO本部は、スイス・ジュネーブにあり、国際労働報告(WORLD LABOR REPORT)などにおいて、世界各地域の労働者状態の分析を行っている。アジアについては、地域組織の報告が基礎であるが、世界の視点からは、より人権、労働組合権について焦点を当てたものとなっている。

国際労働報告によるアジアの労働者状態の分析は概要つぎの通りである。

- ① アジア太平洋地域には、経済成長の進行と、人権・労働組合権抑圧の継続のアンバランスがある。
- ② アジア太平洋地域は、三者構成主義を強化する必要がある。

### (2) ICFTU（国際自由労連）本部

ICFTU本部は、ベルギー・ブラッセルにあり、3年毎に世界大会を開催し、また、経済や人権に関する年次報告書をまとめている。

ICFTU本部は、アジアの労働者状態に強い懸念を表明している。1992年3月の第15回世界大会（ヴェネズエラ・カラカス）では、「アジア・太平洋地域では経済の成長にもかかわらず、膨大な人々が極端な貧困に苦しんでいる」とし、アジアを含む世界において、「完全雇用の実現、訓練など積極的雇用政策の展開、社会政策と経済政策の統合、弱い立場の労働者への支援」への努力が必要としている。

ICFTU本部は、とくに、雇用問題に関して、世界銀行とIMFの果たしている役割の問題点を指摘し、「先進国政府が、IMFと世界銀行を通じて、大量失業と生活水準の低下をもたらす厳しい構造調整政策を開発途上国に押し付けた」とし、「自

---

由な労働組合の参加による真の民主主義プロセスの導入、保健その他必要な支出の保障という観点から、IMFと世界銀行が勧告している構造調整政策を厳しく見直すこと」を求めている。

ICFTU本部は、また、「労働組合権報告書」において、「アジアは政治的、経済的な実験室と化しつつあり、そこでは労働者が実験用のネズミにされている。中国政府は国全体を世界ではじめての共産主義による輸出加工区にしようとしている」ととらえている。

### (3) IOE (国際使用者連盟)

国際使用者連盟(本部=スイス・ジュネーヴ)は、1920年に設立され、現在、非共産圏の108か国から主要な110の使用者団体が加盟する国際団体である。IOEは、アジアの経済成長についての特別な分析は行っていないが、1993年5月の総会(ケニヤ)、1994年1月の「国連社会開発サミットに向けての準備委員会見解案」(ニューヨーク)では、基本的な見解をつぎのように述べている。

「世界の脅威は、共産主義から貧困に移りつつある。この課題は労働基準の設定より優先されるべきである。自由な企業は、権威主義のなし得ない事業—すべての人への平等な機会、個人の自由、私有財産の尊重に基づくより良い生活—を実現しなければならない」「生産的な雇用の開発のためには安定したインフレのない投資環境が必要である」「柔軟な労働市場と労働法制、中小企業の創設と活性化、生産性を上回らない労働コストの上昇などを労働市場政策とすべきである」

### (4) 国連社会開発サミットについて

国連社会開発サミットは、1995年3月、①社会の調和、②貧困の解決、③雇用の開発についての世界的な行動方針の確立をねらいに、コペンハーゲンで開催されるものである。このサミットは、国連経済社会理事会の決定(1991年)に基づくものだが、その背景には、国連によるつぎのような分析がある。「共産圏が崩壊し、経済社会の世界化が急速に進展しているが、開発途上国の貧困、社会権の侵害、工業国の高失業などの社会問題は深刻化している。これは、今後の世界の平和と安定についての大きな脅威であり、国連が最重点で取り組むべき課題である」。

国連の提起を受け、ILOは、サミットの方針を実現するメインの機関となるべく

準備を進めている。社会権に関する当面の考え方は、「児童労働条約、強制労働条約、結社の自由条約など5～6の主要条約を世界的に批准すべき条約と定め、その深刻かつ継続的な侵害の行われている国には実効ある監督を行うための機構を整備する」というものである。

国連とILOは、社会サミットの方針採択を受け、アジアを含む地域別の対策を進める予定である。ICFTU-APROが本年8月に採択予定の社会憲章もこの流れに沿ったもので、サミット以降、世界の労働組合は、国際的な社会権の確立を求める取り組みをいちだんと強めることとなるであろう。

社会開発サミットに関する国連の提起は、経済社会理事会、ILOなど「最寄り」の機関のみならず、IMF（国際通貨基金）、GATTなどでも重要な提起として受けとめている。IMFのカムドシュ専務理事は「国際協力の新しいシステムにもっと人間的な要素を盛り込むための強固な『社会的柱』を樹立すること」を訴えている。また、EU委員会のドロール委員長も、政府代表のほか、ILO、GATT、IMF、世界銀行などの代表からなる「経済保障委員会」の創設を呼びかけている。

### 3. 視点と課題

#### (1) 「国際的な評価」についての視点

アジアの労働者状態についての国際的な評価の例は以上の通りである。それらには一致する部分もあるが、それぞれの立場などにより、当然のことながら、大きく異なる判断もある。

それらについて、アジアの政労使において当面共有しうる判断をまとめればつぎの通りであろう。

- ① アジア（東-東南アジア）は、1980年代に、世界的に困難な経済情勢のなかで、一定の経済的成功を得た。
- ② 経済的成功のカギは「構造調整」の実現にあり、海外からの直接投資のコントロール、IMFや世界銀行による金融支援などがそれを可能とした。IMFや世界銀行の途上国政策については、雇用や労働条件の確保問題等をめぐって、労働組合が強い批判を加えるなど、労使の見解は分かれている。

- 
- 
- ③ 労働者状態については、貧困状態や生活水準の改善が行われた。労働市場は、「構造調整」のなかで「弾力化」などが進められた。ILOや労働側は、「弾力化」により、失業問題、インフォーマルセクターの増加、雇用弾性値の低下など、労働市場の質が低下したことを問題としている。
- ④ 労働組合については、一連の規制政策がとられており、労働側は、人権、労働組合権の重大な侵害が行われていると指摘している。ILOやアジアの政府の一部にも同様の見解がある。
- ⑤ 1990年代は、1980年代の問題点を解決し、労働者状態をはじめ、社会、経済の状況、労働組合の活動条件などを改善すべき時代である。
- ⑥ とくに、1995年に開催予定の国連社会開発サミットは、上記の課題を世界レベルで解決しようとするものであり、その行動計画への積極的な参加をはかるべきである。
- なお、ここで取り上げた「国際的評価」は、いずれも、アジア地域において活発な活動と実績を持つ組織のものであり、それらの見解は、アジアにおける労働者状態について、それぞれの立場における代表的見解と考えることができる。また、それらの組織は、いずれも、日本の組織が主要メンバーの一つとして参加し、あるいは、日本人が責任者として運営しているものもあることに留意する必要がある。

### (3) これからの課題－労働組合を中心に

#### A. アジアで－

##### ① アジアにおいて産業民主主義の確立を政労使共通の目標とすること

アジアの社会経済開発に促進に向けて、国連社会開発サミット等の意義も踏まえ、産業民主主義の確立を政労使共通の目標とする必要がある。そのため、政労使の対話と協議を推進し、世界的視野でアジアの社会労働問題を解決する努力を強める。アジア地域では、かつて、労働法制の整備が進められた時期に、労使関係の意義に関する合意がみられたことを想起すべきである。

##### ② アジア各国の労働運動の基盤を強めること

産業民主主義の確立のためには労働運動の基盤強化が不可欠である。国際労働組織



の活動強化と適切な支援活動の推進、各国ナショナルセンターの機能の強化、などが求められる。また、産業民主主義の先進地域としての欧米労使との共同行動等も有意義であろう。

③ 労働組合の参加を得た新たな構造調整を推進すること

国際機関や各国政府の構造調整政策について、労働組合の参加を得た新たな構想を持つべきである。IMFや世界銀行による支援が、労働者に歓迎されるものとなるよう、関係者との協議の場の設定などを進めるべきである。

④ 社会憲章の実現を

国連社会開発サミットへ向けての世界的な流れを踏まえ、SOCIAL-ASIAの実現をめざし、労働者の権利の確保と、労働市場の整備と改善に関する社会的合意が必要である。そのため、ICFTU-APROの「社会憲章」に続き、三者構成による「アジア社会憲章」の策定とその実現が求められる。

B. 日本から

① アジアの社会開発を労働組合の主要課題とすること

アジアの社会開発はわが国自身の問題であり、労働組合の主要課題として総合的な政策を確立し、行動を強化する必要がある。今後の東-東南アジアが、労働組合なき経済成長の社会となるようなことがあれば、日本の労働組合の責任は免れないとの自覚も必要である。

② アジアにおける産業民主主義の育成を適切に支援すること

日本の労働組合は、アジアの労働者状態についての現実を十分に把握し、産業民主主義の育成に向けて具体的かつ大規模な支援活動を進めるべきである。とくに、1990年代の重要性を踏まえ、従来の視察・交流中心型から脱して、アジアにおいて実効ある協力を積み重ねるべきである。さらに、わが国の労働組合がアジアの産業民主主義推進のセンターとなりうるような、現実的かつ広い協力活動が必要であろう。

---

---

③ 国際組織、機関における発言力を強めること

アジアや世界における国際組織や機関に積極的に参加し、発言力を強める必要がある。アジアの労働問題を世界的な視野でアピールする努力を進め、欧米先進諸国とアジア諸国の橋渡しを積極的に進めるべきである（「APRO/TUAC/連合共同シンポジウム」（1992.12）など）。

④ アジアの問題とわが国の職場の結びつきを強めること

「アジア」への対応を強めるには、わが国において、労働組合版「国際活動白書」などを作成し、労働組合の国際活動について、組合員の意識を「交流」から地道かつ真剣な活動へと高める必要がある。春季生活闘争等においても、アジアの労働に関するシンポジウムを定例化するなどして、わが国の労働条件問題がアジアに直結していることへの理解を深めることも検討すべきである。

⑤ 日本の経験の適切な一般化を

アジアにおける日本の重みを踏まえ、産業民主主義の推進に関する「日本の経験」の適切な一般化が必要である。アジアのいくつかの国においては、日本の企業別労組を、労働組合の発言の弱い民主主義のシステムと意識的に曲解し奨励することがある。わが国の労働組合活動の信頼に関わることであり、日本の労組として主体的に、かつアジアの視点を踏まえ、適切な一般化を行うべきである。

### 第3章 社会政策における政・労・使の役割

アジア諸国特に東アジア諸国の経済発展は今日めざましいものがあり、アジア開発銀行の年次報告書に於いても加盟32カ国、地域の平均経済成長率（1994年～95年）は7%を持続するものと予測している。（1994年版「アジア開発展望」）

このような中でアジア地域の労働者は現在どのような状態におかれているのか、特に政府の労働政策、企業経営者の労使関係についての認識の度合そして労働組合の対応策が問題とされなければならない。

従って以下（Ⅰ）東アジア諸国の政治・労働経済の動向と問題点、及び（Ⅱ）政・労・使の諸方策の重点、について言及する。

#### Ⅰ. 東アジア諸国の政治、労働経済の動向と問題点

(1) 現在、国際経済が諸々の分野で混迷状態を続けているなかで今日まで慢性的な貧困と経済の停滞に苦しんできた東アジア諸国は一転して顕著な経済成長を続ける地域となり、世界各国から驚異の目で見られている。

1993年秋に世界銀行が発表した「東アジアの奇跡」と題する報告書は、その驚異的な成長と発展の背景にあるものは何であるのかについて各方面からの分析を試みている。

もちろんこのような経済成長の過程においては多くの社会的矛盾を伴う面のあったことも否定できないが、経済成長は全般的に労働者の生活水準の向上をもたらし、少なくとも絶対的貧困の克服に大きく貢献したことは事実である。

もちろんこのような経済発展の恩恵は労働者生活の改善や賃金・労働条件の向上に多かれ少なかれ影響はあったであろう。しかし労働の基本権や労働者の社会的地位をめぐる問題についてどうかということになればなお多くの問題点が残されていることは否定できず、それらの詳細はすでに前述の第1章及び第2章において明らかにされているとおりである。

東アジアにおける経済発展の現状については前記の世銀レポートの分析を否定するものではない。しかし、急成長の要因として東アジアの政治体制（官僚制度）が機構・制度面で充実し、さらに優れた物的・人的資本の蓄積によるものと指摘しているけ

---

れども、これはあくまでも“光の部分”であってその背後にある“影の部分”が軽視されている。すなはち、アジア開発銀行の報告書は深刻化するアジアの諸都市における貧困問題を取りあげ、現在のアジア人口の約30%が都市部に住み、都市人口の比率がさらに増加しつつあり、多くの人々が粗末な住居での生活をよぎなくされ、環境の劣化や行政サービスの欠除に苦しんでいると指摘している。また、増大するインフォーマルセクターの存在をどのように位置づけるかという問題もある。

周知の如くアジアN I E SやA S E A Nにおいては、それぞれの政府が権力主義的な“開発独裁”の政策を強行するため強権的な独裁政治体制をとったが、これが逆に海外からの直接投資を誘引するための良好な投資環境をつくり出し、またそれに連動する一連の経済・貿易面での自由化政策が経済発展の基盤を形成するという皮肉な結果を生み出した。

即ちこれらの地域においては各国政府が独裁的な専制政治を推進するため、自由な労働運動や民主的グループの活動に断圧を加え、これが結果的に「安価で良質」な労働力を提供するメリットを生み出し、海外からの直接投資を受け入れる土壌を形成したのである。

このため世界のトップクラスの多国籍企業の多くが此の地域に進出するようになった。その中でも日本企業は大企業のみならず中小企業も含め進出件数が欧米企業に比べて多数にのぼっている。

(2) 各国政府は多国籍企業の進出が国の経済開発政策の目標達成のうえで有益であるとの判断から多方面にわたる投資優遇措置を構じ、経済インフラの整備拡充とE P Z（輸出加工区）の設置に努力を払った。

これらE P Zの充実策に共通しているのは各国政府が優先的なインフラの整備、各種の税制上の優遇措置や輸出入関税の減免、さらには低賃金や長時間労働を可能にするための労働運動に対する断圧政策をとることによって海外からの進出企業の要請にコミットすることにより、直接投資を増大させる誘導政策をとったことに留意せねばならない。

E P Zの動向をアジアN I E Sに関してみるかぎりにおいては、成長から発展段階へのライフ・サイクルをほぼ終了しているかにみえる。しかし過去においてE P Zの生産活動の活発化が雇用創出効果をもたらし、同時に国内における地場産業の企業活

動に大きな刺激効果を与え、市場競争条件を作り出したことは否定できない。

しかし他の国々（特に南アジアの場合）では政府は明らかにE P Zを文字どおり特別区域に指定し、法制上のいくつかの例外規定を設けることによりむしろ自由な労働運動を弾圧している事実もみられる。

E P Zをめぐる問題に関しては、ILO理事会がすでに1977年に「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を採択しているが、各国政府はこの宣言にもりこまれた内容を遵守することを再度明らかにし、同時に関連企業の経営者に対してもその実行に当たっての道義的責任を明確にするよう積極的に働きかける必要がある。

現在、アメリカなど先進数カ国はG A T Tを引き継いで1995年に発足するW T O（世界貿易機構）において自由貿易ルールの一つとして世界共通の最低労働基準（例えば団結権の保障や強制労働、児童労働の禁止）の設定を提唱しており大きな関心を呼んでいる。

これに対して発展途上国からはそのような考えに対し、労働問題はそれぞれの国の国内固有の問題であり、先進国の貿易面での保護主義を正当化づけるものだとの強い反論がみられる。

このような論議の進展に際しては当事者である労働組合の発言の機会が当然強められるべきであり、特に人権の尊重や労働基本権の保護をめぐり積極的な行動を展開する必要がある。

このためILO 144号条約「国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約」の批准を促進し、それによって“結社の自由の権利を享受する代表的労使団体と効果的協議”を行うことが可能となるから、国内における政・労・使の三者協議の場が確立され、諸々の問題について話し合いの場が開け、おのずと産業民主主義の実現が期待されるのである。

(3) 日本企業をはじめ世界各国の企業が何故アジア地域に多く進出したかについては前記の点から明らかであるが、今後とも国際化の進展や経済のグローバル化に伴いアジア地域全般に対する海外直接投資の傾向が一段と強まるのであろう。

特に日本企業の場合、国内における構造不況の深刻化に伴い雇用調整を含む構造調整策が進められ、このため広くアジア諸国への企業進出が増加してきているが、これは単に日本企業だけでなく、近年賃金水準の上昇と人出不足化が進んだアジア

---

---

N I E SグループからのA S E A N諸国や中国、ベトナム等への企業進出が増大する傾向がみられる。

1985年秋のG 5以降、円高が急速に進むに伴い日本からの海外直接投資が増加する傾向を示した。それが大企業のみならず中小企業の直接投資が製造業を中心に進められたのが注目される。

中小企業の海外直接投資が増大した背景には、円高による輸出競争力の低下或いは賃金上昇に伴うコストアップによって企業の業績が悪化するのを回避するため、アジア諸国における豊富で低廉な労働力の確保に重点をおき、更には進出先国や周辺諸国のマーケットの拡大、また日本の国内市場への逆輸出を強めようとする経営戦略がとられた。

しかし一部の企業の経営者は明確な経営理念や中・長期の経営計画も持たず、途上国政府からの企業誘置政策に漠然と便乗し、企業進出を一時的な利潤追求のための経営戦略だと考えているような例もみられる。

このような経営者は労働組合の存在を無視し、組合活動にも理解を示さず、労働条件や労働環境を軽視するため企業の労使関係を極度に悪化させることになる。

またこのようなトラブルの続発や現地社会への適合性を欠くことから企業撤退をよぎなくされる場合も生ずるが、その結果は単なる一企業の存在にかかわる問題ではなく、広く国民感情を刺激することになりかねない。

今日までアジア諸国への進出企業が自然環境の破壊や公害問題を発生させているとの疑惑が持たれてきている。

特に公害に関しては日本企業が国内における厳しい規制基準を免れるために日本から現地に工場を移転し操業を行うケースがみられる。これらの企業が経済的利益の追求のみに走って地域社会の住民の健康に重大な被害を与えるようなことは絶対に避けなければならない。

1992年に行われた国連の“地球サミット”に象徴されるように今後ますます企業は“環境にやさしい企業経営”を求められることになろう。環境に適合した企業経営は先進国及び発展途上国の持続的な経済発展のため基本条件であることをひとしく銘記する必要がある。

## Ⅱ. 政・労・使の諸方策の重点

### (1) 発展途上国政府の労働政策について

民主的な労使関係の確立のための根底には人権の尊重と労働基本権の保障がなければならないが、徹して発展途上国の政府当局はそれらを経済開発と経済発展の背後に位置づけようとしているため、いわゆる開発独裁と称される社会経済体制への展開につながるようになる。

ILOの“World Labour Report 1993”によると、例えばタイ・マレーシア・フィリピンは経済成長のための外資や技術導入をはかるうえで労働組合の勢力が強まるのを抑えこもうとしており、またマレーシアではMTUCのライバル組合であるMLOに対し暗黙の支持を与えることにより労働運動への介入を強めている。

また多国籍企業が投資条件として組合を容認しない態度をとっているため、EPZにおける組合活動を制限している。例えばバングラディッシュやパキスタンではEPZに労働法の適用を免除し、また労働組合の組織化を認めていない。

またマレーシア・インド・タイ・フィリピン・スリランカでは特に外資系の電子産業の労働者の組織化は困難である。

このように発展途上国では独裁的な政治権力が先行するため労働者の自由と民主主義が抑圧され、また多国籍企業の“企業の論理”と“雇用の維持”のはざまに立たされた労働組合の存在は極めて不安定なものとならざるをえない。

したがって今日まで発展途上国がとっている外資導入政策と国内における労働立法や労働政策については次の点で大きな乖離を生じている。

第一に各国政府は自国の経済成長と経済発展政策を最優先課題とし、外資導入に際しては労働運動の活発化や労使紛争が重大な阻害要因になると信じこんでおり、これは特にEPZの場合に顕著にあらわれている。

第二に政府主導型の開発政策即ち開発独裁を強行するため企業誘致に際しては地域社会における自然環境の破壊や地域住民の感情を軽視し、さらには公害の発生などにより住民の日常生活に脅威を与えるような企業行動を黙視している。

第三に労働立法を強化することにより、労組の組織化を妨害し、ストライキ権やその他の労働基本権を抑圧し、組合リーダーにプレッシャーをかけたり国内の労働組合の組織競争や運営に不当な交渉を加える例もみられる。

---

---

第四に使用者団体からの働きかけに応じて最低賃金の改定引き上げを凍結したり、職場の安全衛生に関する監視をおこたり、或いは児童労働の横行を黙認するなど適切な社会政策や労働政策の欠除が多く、社会不安を引き起こす危険性がある。

上記のような政策の基本姿勢や政策は、労働運動の民主的発展のためには重大な障害となっており労働者生活を不安定なものにしている。欧米先進国のみならず多くの国々が経済の停滞と失業不安に脅かされているとき、発展途上国の低賃金が不公正貿易の元区であるとの批判が高まってきていることから、各国政府はこれからの国際経済の動向と労働者の基本的人権の確立を真剣に検討する必要がある、以下の点を今後の政策を展開するうえでの重点項目とすべきである。

第一に前記のILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を引用するまでもなく、公正な国際貿易競争の実現と公正労働基準が車の両輪であるから、特にILO 144号条約（1976年）にもられた三者協議の場を確立し、同時に採択された関連勧告即ち「国際労働基準の実施および国際労働機関の活動に関する国内措置を促進するための三者協議に関する勧告」にもとづいてその実効化のため真剣な対策を構ずる必要がある。このため特に労働組合のナショナルセンターの組織体制を強化せねばならない。

第二に政府は産業民主主義の本質をふまえ労働問題に関連する諸政策の根幹づくりのため労働組合の意見が十分に反映されるような場づくりが必要である。

発展途上国の政府当局者は自国の労働組合リーダーの立場を軽視し、特にナショナル・センターに対する信頼感を欠き、場合によっては組織運営に不当な圧力や干渉を加える例もみられるが、このような態度は厳にあらためられなければならない。

第三に当面の経済発展と雇用創出に大きな影響のあるEPZに関しては、前記のILOの勧告や基本条約に十分な関心を払い、人権や労働基本権を無視した開発政策や外資導入を行わぬよう配慮すべきである。

また当該企業の労使双方の主体性を尊重しつつ民主的な労使関係の成熟化をはかるため積極的な役割を果たす必要があるが、それが不当干渉にならぬよう十分な配慮がなされねばならない。

第四は今後の海外直接投資は同じアジア諸国の中でも政治、経済体制の異なる国々、例えば中国やベトナム等へ向けられるのは必然的である。

しかし体制の異なる国といえども国際的な経済秩序の維持が大前提であるから前記



の諸条件を十分に理解し実践努力と責任を果たす必要がある。特に当面の課題として当該企業の労使や地域社会の住民代表が自主的に参加できる「参加型」開発援助方策を推進する必要がある。

## (2) 進出企業経営者の経営行動規範について

国際化の進展さらには国内における構造不況の深刻化に伴う企業業績の悪化を回避するため、日本企業の海外直接投資の傾向は一段と強まるであろう。

しかも最近の進出企業で起こっている労使紛争は日本企業のみならず台湾、韓国、香港などの企業も多いことを重視すべきである。

発展途上国への海外直接投資がもたらす経済・社会的諸影響については、メリット及びデメリットを含めて多くを論ずる必要はなかろう。しかし労働問題を軽視することは単なる労使紛争を引き起こすだけでなく、当該国における民族感情をも刺激することになりかねないし、各国政府の労働政策に十分な関心を払はねばならない。

日本の場合、今迄に経済諸団体から企業の海外進出に際して投資行動指針や行動規範などについて、多分に道義的な意味合を含めての留意すべき点が示されてきている。

このうち労使関係をめぐる諸課題について留意すべき点は以下に述べるとおりである。これは日本からの進出企業だけでなく欧米諸国やアジアN I E Sグループからの進出企業にも共通する問題であるから今後その調整と実践化に向けての努力が重要となる。即ち、

第一には海外直接投資に際しては発展途上国政府からの企業誘置政策に漠然と便乗し、また企業進出を一時的な利潤追求のための経営戦略だと考え、現地の経済状況やローカル企業の動向に無関心であるのみならず、労働事情についても認識が不十分である。

A S E A N諸国の各経営者団体への日本企業の加盟状況は5カ国平均で16%に過ぎず、(日経連調査1992年)これは日本企業の現地社会への融和が極めてなおざりにされていることを物語るものである。

第二は特にE P Zに進出した企業は、当該国の政府が提示している諸条件を十分に理解せず、労働条件や労働環境の整備を軽視するため労使関係を極度に悪化させることが多い。特に年少婦人労働者を低賃金と劣悪な労働環境で働かせる事例が多く見られる。

---

それ故多国籍企業に関するILOの三者宣言やOECDの多国籍企業に関する行動規範を十分に理解し、進出企業としての社会的責任を遂行せねばならない。

第三は、労使紛争を引き起こす主な原因が、外国人マネージャーと現地労働者との間の文化摩擦やコミュニケーション・ギャップによるもの、労働側からの過度と思われる要求事項については交渉をいっさい否定すること。労働組合の存在を無視し、組合活動に理解を示さず、また時としては組合リーダーの身辺に重大な脅威を与えることなどが指摘されており、いずれも労使関係の円滑な運営を阻害している点を十分に自覚せねばならない。

第四に経営者はいはゆる“日本型経営”の現地社会への適応度について慎重に検討すべきであり、また特に新技術の導入などによる突然の労働者の大量解雇が起こる例がみられるが、このような場合は重大な社会問題を発生することにもなりかねないので、事前に労働側への十分な説明と解雇予告を行う必要がある、このためにも職場の労使協議会などを活用して適切な情報の提供を行う必要がある。

第五には進出企業は投資を国における環境問題全般や労働者の健康及び安全衛生について十分な配慮が必要である。

特に自然環境の破壊や公害問題については今迄大なり小なり日本企業に対する疑惑が持たれてきたことは否定できず、それがいたずらに反日感情を強める結果になっている。

経営者は比較的ゆるやかな発展途上国の環境基準を逆用し、結果的に地域環境を悪化させるような企業行動は結果的に当該国の文化まで否定することになりかねない。

もちろんこのような企業活動は絶対避けねばならないが、同時に各種のコミュニティ活動への参加や文化活動の活発化、さらには諸々の寄附活動などを通じて地域社会へのフィランソロピーの活動（社会的貢献）を活発化せねばならない。

### (3) 労組の諸活動について

経済のグローバル化が進むに伴い、労働問題の国際的なレベルの検討や解決策を必要としていることは云うまでもない。

アジア各国のナショナルセンターはICFTU-APROの旗の下に結集し、政治や経済面での多くの困難な条件を乗り越え民主的な労働運動の発展に努力を続けていることは高く評価するべきであろう。

しかし各国労組とも組合財政が確立されておらず（日本では比較的よい条件に恵まれているが）、また組合リーダーやスタッフが不足しているため国内での諸活動や対外的活動において弱体化している現実を否定できない。

現在アジア各国の労組が直面している課題は、ILO条約（87号）の結社の自由と団結権の保護をかちとることによって組織の拡大をはかり、合わせて組合財政の充実強化と有能な組合リーダーの育成にある。

国際経済のボーダーレス化が進む中でひとり労働運動だけがかつての東西の冷戦構造の遺物を引き継いだ形に終始し、新しい時代の進展に適合できないということになれば、労働運動は消滅しかねないと云っても過言ではなからう。

東アジアにおける経済発展の現状については前記の世界銀行のレポート、或いは最近ではアジア開発銀行の経済成長予測（年次報告書）からも明らかである。

特に世銀報告では東アジアの急成長の要因として、政治体制（官僚制度）が機構や制度面で基盤づくりに貢献した点を強調しているが、それは部分的には肯定できる制度としても、その背後で大きな下支えとなったであろう労働者や労働組合の存在も同時に強調されてしかるべきである。

それは例えば韓国における1987年の「6.29民主化宣言」以降の労働運動の活発化と経済成長への貢献は著しいものがあり、またタイにおける1992年の政変に際して軍部の介入に反対して起ち上がった民主主義勢力と労働組合の協力関係が今日のタイの経済の安定と発展に果たした役割は大きなものがあつたと云えよう。

これに対して1989年6月中国で起こった「天安門事件」は学生・労働者などの民主主義グループに対する軍部の厳しい弾圧が加えられ、多数の死傷者を出す悲劇的な結果に終わったが、これを契機に自由と民主主義の灯は消え去ることなく今日もなお燃え続けていることを重視すべきである。

以上の点からも明らかな如くアジア諸国は今や大きく躍動を続けてはいるが、体制のことになった国々の共存関係の維持或いは欧米諸国との連帯を考える場合、労働組合として統一と団結を守るため、アジア諸国に共通する“Asia Social Charter”の確立を強くアピールする必要がある。

もちろんその中心となる核は、人権（労働基本権）、雇用、環境であり、この線に沿ってアジア各国の労働組合は政府や経営側に対し実現の一大キャンペーンを展開する必要がある。

---

---

以上が21世紀を展望したアジアにおける労働運動の中心課題とすべきものである。これにもとづく日本の労働組合のとりくむべき重要課題は第Ⅲ部第3章に明記されているが、そのため基本命題として次の点を強調しておきたい。

(1) 労働基本権の確立

労働者のための労働基本権の確立は、ILOの基本条約や勧告を加盟国の政労使がいかに遵守するかが基本要件であることは言うまでもない。

このためにも労働組合の国際連帯の輪を広げつつあらゆる機会を活用して積極的なキャンペーンを展開する必要がある。

(2) 社会開発に伴う適正な雇用創出

人権の擁護と民主制の確立は、今後とも社会開発や経済政策の根幹に位置づけられねばならない。

そのためにも安定した雇用創出と有効利用についてマクロ経済政策及び構造政策の整合性が実現されるよう諸方策を講ずる必要がある。

(3) 環境保全と公正な労使関係の確立

自然環境や社会環境の整備充実をはかると同時に、労働者の人権尊重をモットーとした職場環境と安全衛生を強化せねばならない。このためにも労働組合の政策参加や社会参加のみならず、企業における労使の対話活動（例えば労使協議制の活用）を積極的に進めなければならない。

(4) 労働者教育（若年層・婦人層・成人層）

労働者の知識や技術水準の向上のための先進国労組からの教育援助活動は、労組間の国際交流の成果をあげるうえでの重要課題である。

このためICFTU-APROを通じ、いはゆる“マルチ・バイラテラル方式”による各国別のニーズに対応する密着型の協力体制をとる必要がある。

## 第Ⅲ部 アジアの労働組合と国際連帯活動の課題

### 第1章 アジアにおける労使関係の諸類型

同じ東アジアであり、共通の文化圏であっても、労使関係の姿は、それぞれの国がもっている歴史的背景、社会風土、政治的土壌、経済の発展状況等によって大きく異なっている。その意味で、労使関係の状況を単に経済の発展段階に基づいて考察することは問題が大きいかもしれない。すなわち、経済が発展すれば、同時平行的に労使関係も成熟、発展していくといった仮定はいささか早計であるかもしれない。

しかし、経済の発展に見合って雇用労働者比率が上がり、労働組合の組織化も進む。これは世界的に観察される点であり、アジアにおいてもこの例外ではない。

本章では、まず、東アジア各国の労働組合の組織状況と活動内容について概観する。次に、今回連合総研が行った東アジア諸国における労働組合リーダーの意識調査の結果に基づいて、各国の労働組合のミクロの状況を把握する。具体的には、組合の基本的な課題は何か、協約、交渉はどの程度制度化されているか、そして、組合の問題点と政策的課題は何か、について検討する。そして、この章の最後では、以上の考察を踏まえて、東アジアにおける労働組合運動の多様性と共通性を捉え、その運動の発展のための議論の布石を提示したい。

#### 1. 労使関係の概況

まず、東アジア各国における労働組合の組織状況についてみた。

組合員の数は、それぞれの国の人口構成を考慮すれば、単純に比較することはできないが、労働組合の組織率は、一つの比較するための指標としてみることができる。この表によると、組織率がもっとも高いのはフィリピンであり、3割近くを占めている。これは、この国において外資がそれほど急激には進まず、また労働組合の伝統をもっていることが大きな要因として考えられる。しかし、フィリピンを例外として考えれば、その組織状況は、ほぼ経済の発展に応じて組織率が高くなっていることをみてとることができる。

次に、参考として、各国におけるナショナルセンターの状況をまとめた。

図表Ⅲ-1-1 労働組合の組織状況（1991年）

	組合数：産別	組合数：単組	組合員数	組織率	一人当たりGNP
日本		36,415	12,396,592	24.5	35,000
香港		469	486,961	21.2	18,500
シンガポール		81	228,686	16.8	16,440
台湾					10,215
韓国	21	7,656	1,803,408	19.8	7,250
マレーシア		392	617,000	8.8	3,230
タイ		849	231,900	2.8	1,905
フィリピン		5,236	3,110,000	29.7	805
インドネシア					645

(注1) シンガポール、タイは、『海外労働情勢』1993年による。韓国、マレーシア、フィリピンは、『海外労働情勢』1992年による。香港は、組合数、組合員数は『海外労働情勢』1992年、組織率はJIL『海外労働時報』93年12月号による。

(注2) 組織率の計算

韓国：組合員数÷非農業常用労働者数×100

シンガポール：労働組合員数÷雇用者数×100

タイ：労働組合員数÷雇用者数×100

(注3) マレーシアの数字は、1989年のもの

(注4) 日本の数字は、労働者『労働組合基礎調査報告』平成4年版による。

(注5) 一人当たりGNPの単位は、アメリカドル。

図表Ⅲ－１－２ 主なナショナルセンター

国名	ナショナルセンター	設立	組合数	組合員数	備考
香港	香港労働組合同盟 (FTU) 香港九竜労働組合会議 (TUC) 独立香港労働組合会議 (HCTU)				
シンガポール	全国労働組合会議 (NTUC)	1964			
台湾					
韓国	韓国労働組合総連盟 (労総)	1961			
マレーシア	MTUC	1949	157	5万人	
タイ	TTUC LCT	1982 1978	103 107	3万人 3.8万人	
インドネシア	全インドネシア労働組合	1973			85年組織改編
フィリピン	フィリピン労働組合会議 (TUCP)	1975			

このようにみると、マレーシアのナショナルセンターであるMTUCがもっとも古く、1949年に設立されている。次いで、シンガポールと韓国が60年代に、そして、タイ、インドネシア、フィリピンが70年代にナショナルセンターが設立されている。また、それぞれの組合は、その運動の歴史の中で、組織改編が行われたり、統一を繰り返してきている<sup>1)</sup>。

単に組合数や組織の状況をみただけでも、同じアジアであっても各国の労働組合の活動は多様であることがわかる。

## 2. アジアにおける労使関係の諸類型

ここでは、1993年に連合総研が行ったアジア各国における労働組合リーダーに関する調査をもとに、アジアにおける労使関係についてみていきたい。

そこで、まず、この調査についての概略についてふれよう。この調査は、連合総研

によって、東アジア諸国における労働組合の協力をもとに行われた。調査は、ナショナルセンターあるいは産業別組織向けと、事業所レベルの組合リーダー向けの2種類行われた。調査票は、各国別にまとめて、各ナショナルセンターのリーダーあるいはリーダー相当の人に送られた。配布数は各国とも、ナショナルセンター・産別リーダー調査票50、事業所レベルリーダー用調査票200であった。回収についても、協力を依頼したリーダーを経由して、郵送で返送してもらった。調査の主な内容は、労働組合の基本属性、事業所の状況、労使関係の状況、労働組合の活動、事業所の安全衛生環境、外資系企業のイメージ、国の社会経済政策などである。協力を求めた国は、香港、シンガポール、台湾、韓国、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシアの8ヶ国であり、インドネシアを除く、香港、シンガポール、台湾、韓国、マレーシア、タイ、フィリピンの7ヶ国から回答があった。これらの国の回答状況は次のとおりである。

図表Ⅲ-1-3

	ナショナルセンター／産別組織	事業所レベル
香 港	1	1
シンガポール	0	36
台 湾	12	1
韓 国	9	49
マレーシア	10	7
タイ	30	103
フィリピン	53	62
合 計	115	259

このように、サンプル数は国によって異なっているが、調査事態が厳しい条件のもとで行われ、しかもこの種の調査がこれまで行われてこなかった経緯を考慮すれば、いずれも貴重な資料を提示しているものと思われる。以下では、事業所レベルの回答を中心に考察する。なお、国別の分析については、サンプル数が比較的充実しているシンガポール、韓国、タイ、フィリピンについてのみ取り扱う。但し、全体については、全ての国からの回答の合計を用いている。



(1) 労働組合の組織力（組織率、資金）

アジアにおける労使関係の状況をみるにあたって、最初に、労働組合の組織力についてみることにしたい。すなわち、ここでは、まず、回答者が属している事業所あるいはナショナルセンター（または産別組織）における組合員の数、組織率、組合の設立年、組合費などについてみる。まず、組合員の数と規模別構成比についてみたのが、図表Ⅲ－１－４である。

図表Ⅲ－１－４ 事業所における組合員数（事業所レベル）

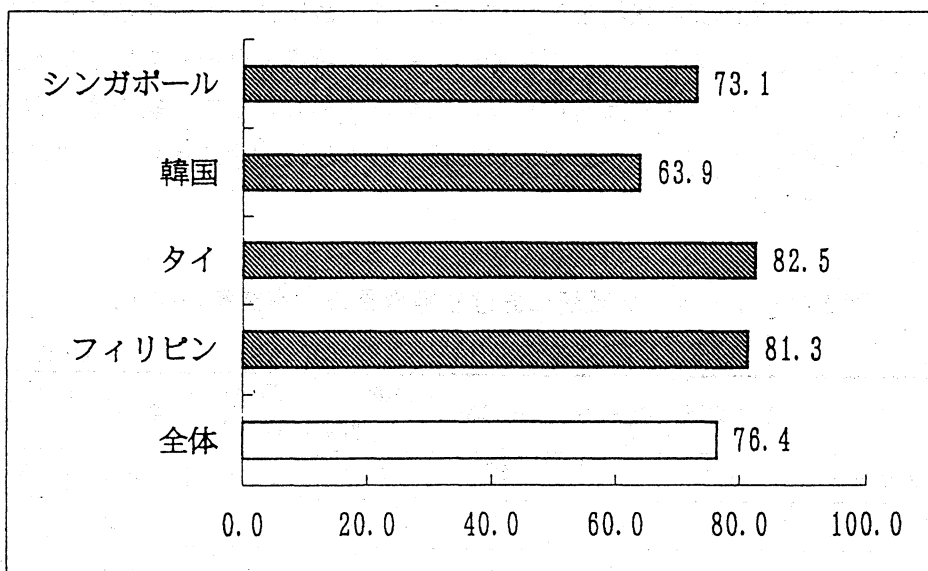
（単位：％）

	99人以下	100-299	300-999	1000-2999	3000人以上	無回答	平均 (人)
シンガポール	8.3	11.1	19.4	33.3	27.8	0.0	3,577
韓国	46.9	34.7	12.2	2.0	2.0	2.0	355
タイ	8.7	33.0	34.0	23.3	0.0	1.0	720
フィリピン	30.6	17.7	22.6	24.2	4.8	0.0	1,142
全体	21.2	26.3	24.7	20.5	6.5	0.8	1,351

この表から、まずアジア全体でみると、平均で 1,351人と比較的多い数になっており、その分布状況をみると分散的であることがわかる。国別には、シンガポールでは大企業が多く、タイでは中堅企業が多く、また韓国では小企業の割合が大きいことがわかる。フィリピンは、全体的に分散している。

次に、回答事業所における組合員の割合をみた。この結果は図表Ⅲ－１－５のとおりであるが、前節でみたような一般論とは異なり、全体的に組織状況は良好である。

図表Ⅲ－１－５ 事業所における組合員の割合（事業所レベル）

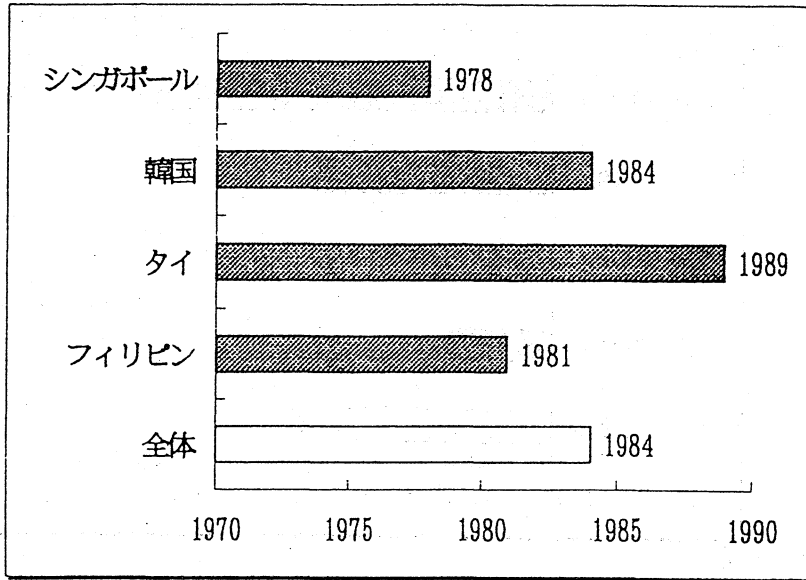


次に、組合の設立年の平均値をみると（図表Ⅲ－１－６）、シンガポールを除けば80年代以降が中心であり、それぞれの国の政府による労働組合の解体、再編が行われた歴史的背景によっている。特にタイでは、比較的新しく設立された労働組合が多い。

それぞれの事業所における組合の役員数をみたところ、全体として10数人であり、組織的にしっかりした状況が認められる。これを全体の平均について、組合員100人当たりの専従の数をみたところ、韓国が3.4人と最も多くなっている。シンガポールは、事業所当たりの組合員数が大きいため、この比率が小さい。ちなみに、日本における組合員100人当たりの専従の数は0.3人であり、シンガポールとほぼ同じ数字である。

このように、組合組織がしっかりしている状況は、組合費についてもいうことができる。図表Ⅲ－１－８は、月額賃金に対する組合費の割合を示したものである。これをみると、全体の平均で0.8%であり、特にシンガポールの場合、1.7%と最も高くなっている。ちなみに、日本における平均賃金に対する組合費の比率は1.8%である<sup>2)</sup>。組合の成熟状況をこのような組合費の割合でみるかぎり、図からわかるように、アジアでは経済の発展段階に相応して、組合が成熟しているといえることができる。

図表Ⅲ-1-6 組合の設立年



図表Ⅲ-1-7 組合の役員数 (平均値)

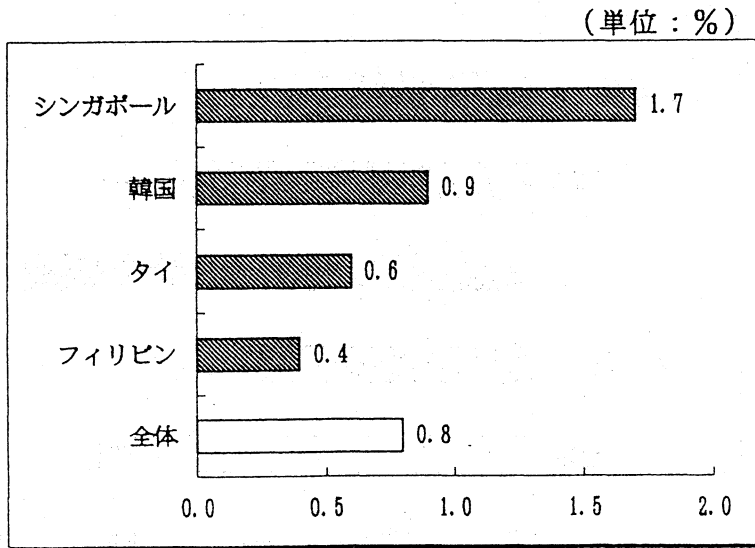
(単位:人)

	専従の数	うち女性専従	組合員100人当たりの専従の数
シンガポール	14	3	0.4
韓国	12	8	3.4
タイ	16	7	2.2
フィリピン	9	2	0.8
全体	13	6	1.0

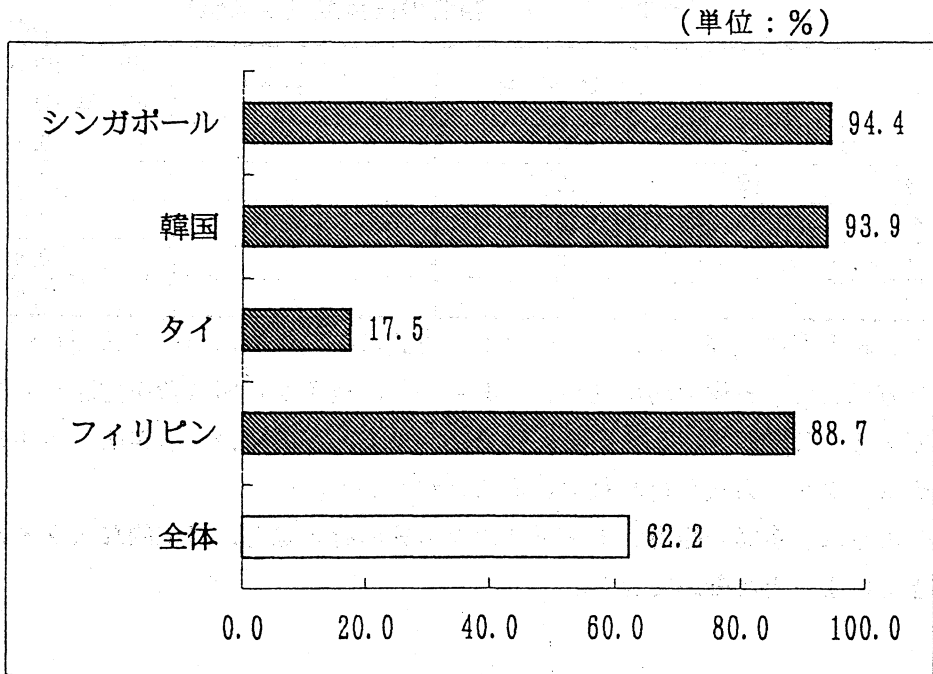
また、組合費に関連して、チェックオフ方式の導入状況について質問した。チェックオフ方式とは、労働協約に基づき、あらかじめ賃金から組合費を控除して徴収する方式である。この結果、タイを除く国では、ほとんどの組合（事業所レベル）において、チェックオフ方式が行われていることがわかる。

このように、企業内組織、チェックオフ方式の導入など、日本的なスタイルが浸透してきていることが確認できる。

図表Ⅲ－１－８ 月当たりの組合費：月額賃金に対する割合（事業所）



図表Ⅲ－１－９ チェックオフ方式の実施状況



(2) 労使関係の成熟状況（協約、交渉機構の制度化）

次に、労働組合活動の基本的な課題についてみた。具体的には、労働協約の状況、団体交渉の回数、労使間の話し合いなどである。

① 労働協約

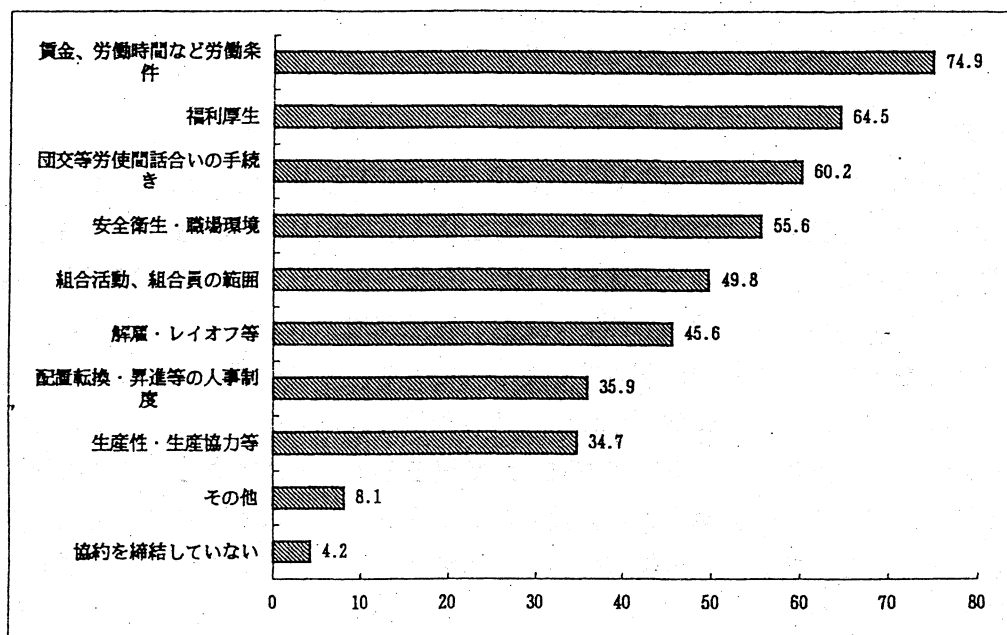
まず労働協約の状況について質問した。その結果（図表Ⅲ-1-10）、まず全体についてみると、労働協約の内容としてもっとも多く取り扱われているのは「賃金、労働時間等の労働条件」であり、全体の4分の3の組合で行われている。以下、「福利厚生」「労使間話し合いの手続き」「安全衛生、職場環境」の順になっている。

この状況を各国別にみたのが図表Ⅲ-1-11である。この結果、シンガポールと韓国については、全体で上位に挙げられた4つの項目については、ほとんどすべての組合が行っており、労働協約において成熟した状況を見ることが出来る。これに対して、タイとフィリピンでは、労働協約が充実しない状況がみてとれる。特に、状況はタイの場合において遅れており、労働協約という労使間のルールの確立が不十分である。

② 団体交渉の回数

次に、労使間における団体交渉の回数についてみた。その結果、もっとも多いのは韓国で4.2回、次いでシンガポールの2.9回となっている。すなわち、平均的に考えれば、韓国では3ヶ月に1回、シンガポールでは4ヶ月に1回の割合で団体交渉が行われていることになる。これに対して、フィリピン、タイでは回数が少なくなっている。ちなみに、日本の場合の状況は図表Ⅲ-1-13のとおりであり、「5～9回」と回答した労働組合がもっとも多くなっている<sup>3)</sup>。

図表Ⅲ－１－１０ 労働協約の締結状況（全体）

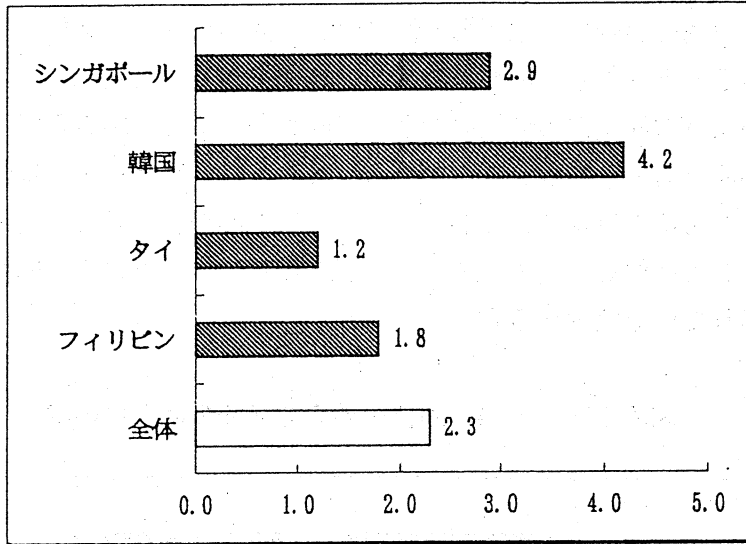


図表Ⅲ－１－１１ 労働協約の締結状況（国別）

(単位：%)

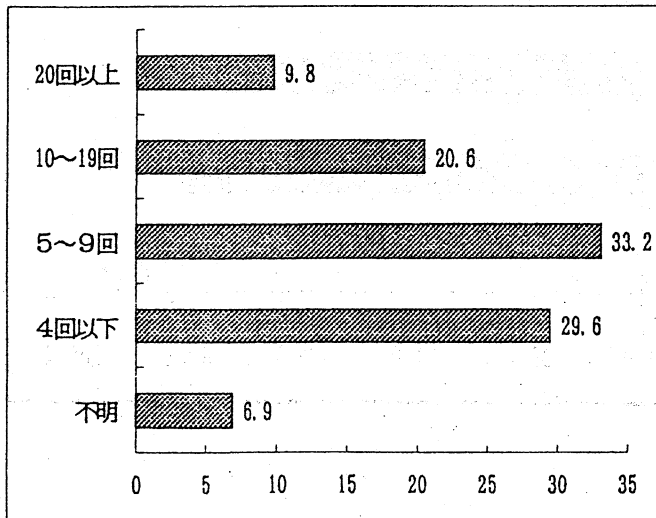
	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
賃金、労働時間など労働条件	94.4	91.8	52.4	85.5	74.9
福利厚生	80.6	87.8	54.4	50.0	64.5
団交等労使間話し合いの手続き	83.3	91.8	35.0	61.3	60.2
安全衛生・職場環境	72.2	81.6	46.6	40.3	55.6
組合活動、組合員の範囲	66.7	87.8	19.4	59.7	49.8
解雇・レイオフ等	55.6	61.2	24.3	59.7	45.6
配置転換・昇進等の人事制度	36.1	49.0	17.5	54.8	35.9
生産性・生産協力等	33.3	49.0	26.2	40.3	34.7
その他	11.1	14.3	5.8	4.8	8.1
協約を締結していない	-	2.0	6.8	3.2	4.2

図表Ⅲ－１－１２ 労使間の団体交渉の年間回数



図表Ⅲ－１－１３ 団体交渉の１年平均回数（日本）

(単位：%)

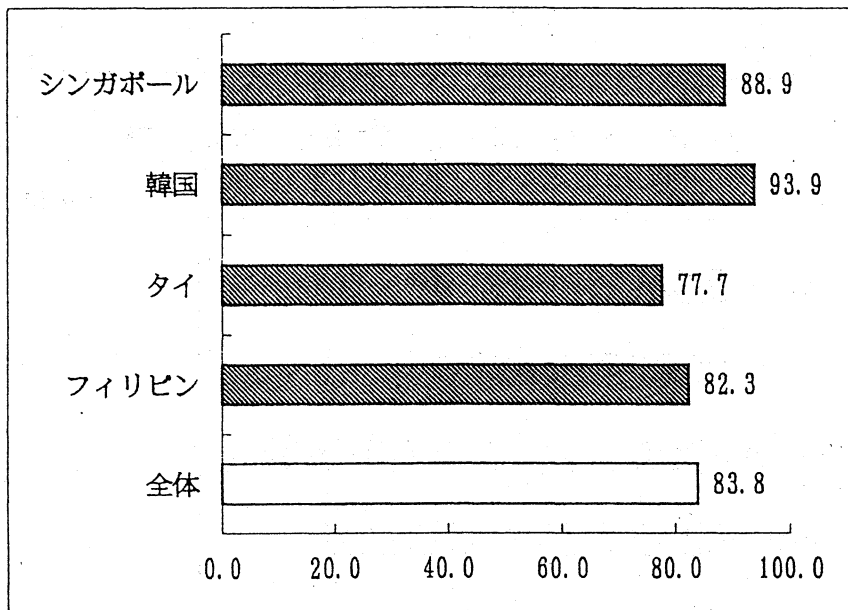


### ③ 団交以外の労使間の話し合い

それでは、団体交渉以外に労使間ではどの程度の話し合いがもたれているのだろうか。団交以外に労使間で話し合いの場があるかについて聞いた。その結果、そのような話し合いの場が「ある」と回答した組合は全体の8割強を占めている。

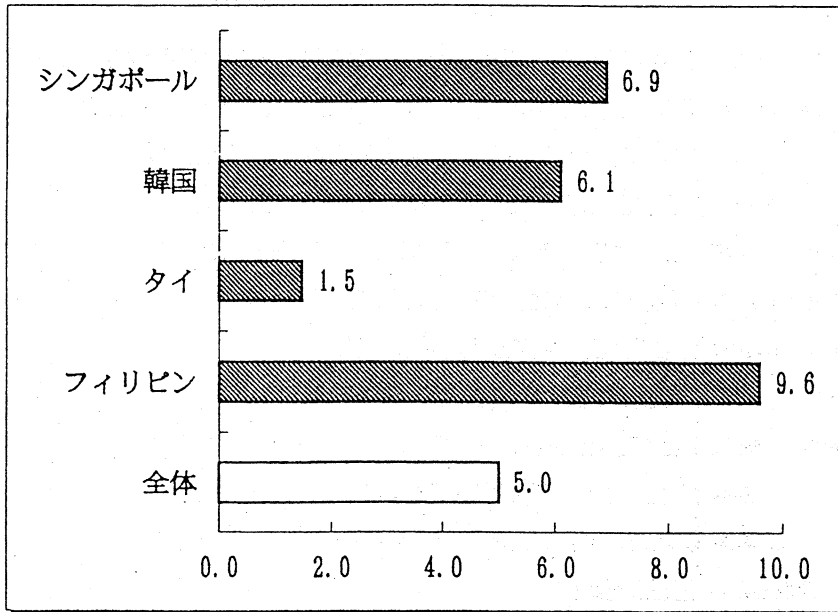
また、このような団交以外の場の話し合いの回数をみると（図表Ⅲ-1-15）、フィリピンが9.6回ともっとも多くなっている。また、シンガポール、韓国は、それぞれ年間6回程度であることから、おおよそ2ヶ月に1回程度で話し合いが行われていると推測される。これに対して、タイでは1.5回と極端に少なく、労使関係の育成という点において遅れている状況がみられる。

図表Ⅲ-1-14 団交以外の労使間の話し合いの場





図表Ⅲ－１－１５ 団交以外の場の話合いの回数

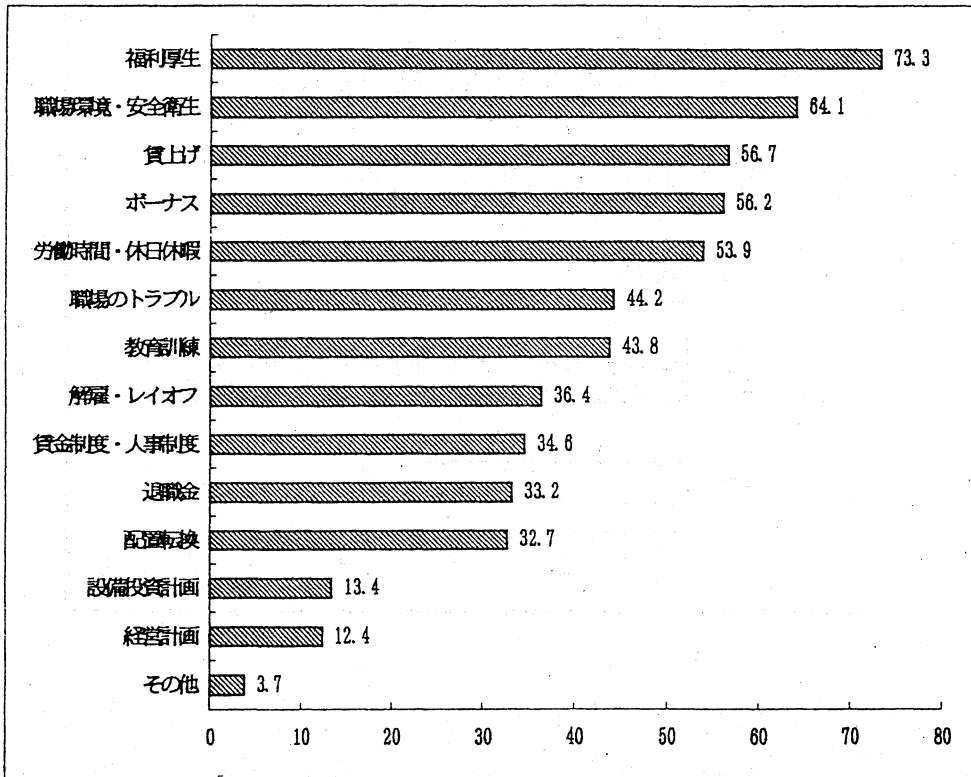


では、このような団交以外の話合いの場ではどのようなことが話し合われているのだろうか。それをみたのが図表Ⅲ－１－１６である。この結果、団体交渉においては、賃金・労働時間などの労働条件面がもっとも大きな交渉内容であったのに対して、団交以外の場では、福利厚生がもっとも大きなテーマとして挙げられている。次いで、職場環境・安全衛生、賃上げ、ボーナス、労働時間・休日休暇の順になっている。

このような状況は、国別に異なっており、それぞれ話合いの内容に特徴がみられる。例えば、回答国の中でもっとも経済発展を遂げているシンガポールでは、「職場のトラブル」がもっとも高くなっており、他の国と大きな違いをみせている。また、シンガポールでは、「解雇・レイオフ」も高い割合を占めているのが特徴的である。これに対して、韓国では、「職場環境・安全衛生」、「福利厚生」に続いて「教育訓練」が挙げられている。

また、タイやフィリピンも全体の傾向に一致しているが、フィリピンでは、「教育訓練」と「賃金制度・人事制度」が話合いの内容として示されている。

図表Ⅲ－１－１６ 団交以外の場における話合いの内容（全体）



図表Ⅲ－１－１７ 団交以外の場における話合いの内容

(単位：％)

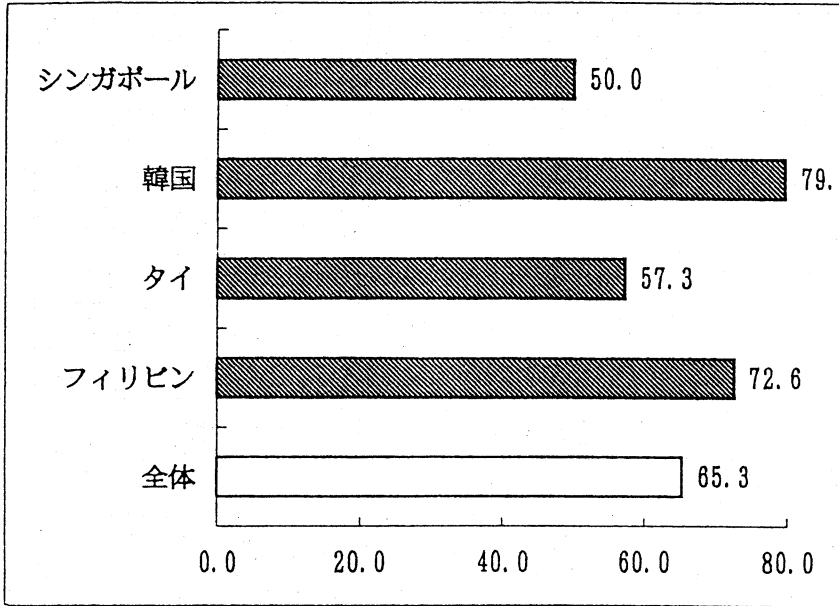
	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
福利厚生	71.9 ②	78.3 ②	73.8 ①	66.7 ①	73.3 ①
職場環境・安全衛生	68.8 ③	84.8 ①	47.5 ⑤	66.7 ①	64.1 ②
賃上げ	62.5 ④	34.8	60.0 ③	66.7 ①	56.7 ③
ボーナス	56.3	52.2 ⑤	66.3 ②	41.2	56.2 ④
労働時間・休日休暇	50.0	56.5 ④	53.8 ④	52.9	53.9 ⑤
職場のトラブル	78.1 ①	43.5	25.0	52.9	44.2
教育訓練	59.4	60.9 ③	16.3	58.8 ④	43.8
解雇・レイオフ	62.5 ⑤	21.7	23.8	51.0	36.4
賃金制度・人事制度	18.8	41.3	23.8	54.9 ⑤	34.6
退職金	28.1	26.1	36.6	33.3	33.2
配置転換	40.6	37.0	17.5	51.0	32.7
設備投資計画	12.5	15.2	10.0	15.7	13.4
経営計画	18.8	26.1	3.8	9.8	12.4
その他	3.1	4.3	2.5	5.9	3.7

④ 苦情処理のための労使委員会

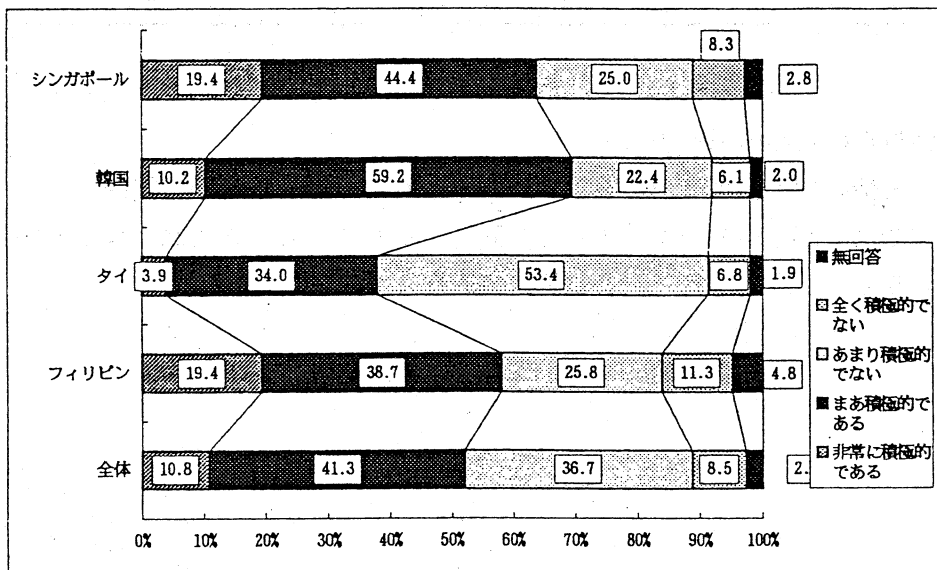
次に、苦情処理のための労使委員会が設置されているかについて質問した。その結果、韓国では8割近い組合が「あり」と回答しており、もっとも高くなっている。また、フィリピンが次いでおり、7割強の設置をみている。

図表Ⅲ－１－１８ 苦情処理のための労使委員会（「ある」と回答した割合）

（単位：％）



図表Ⅲ－１－１９ 経営側が組合と話し合いをする姿勢



⑤ 経営側の話し合いに対する態度

この項目の最後として、経営側が組合を話し合いとする際の態度について質問した。その結果、シンガポールと韓国では「積極的である」とする回答が過半数を占め、労使関係が比較的良好な状況のみとることができる。これに対して、タイの場合は、6割以上の組合が「積極的ではない」と回答しており、必ずしも経営側が組合との話し合いに積極的ではないことが推測される。これは、タイでは新しい組合が多いことがその原因として考えられる。むしろ、フィリピンで経営者が比較的積極的なのは、同地に対して外資がそれほど進まず、古くて頑張っている企業が多いことが考えられる。

(3) 労働組合の問題点と政策的課題

① 労使コミュニケーション上の問題点

最後に、労働組合の問題点と政策的課題についてみよう。まず、事業所における労使コミュニケーション上の問題点についてみた。この結果、全体としてみると、「会社が経営情報を教えない」「話し合いの機会が少なすぎる」が4割前後を占めており、問題点として強く指摘されている。次いで、「話し合いのルールが未確立」「話し合ったことがトップに伝わらない」「会社が組合を無視する傾向」の順になっている。

図表Ⅲ-1-20 事業所の労使コミュニケーション上の問題点

(単位：%)

	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
会社が経営情報を教えない	69.4 ①	49.0 ①	23.3	53.2 ①	42.9 ①
話し合いの機会が少なすぎる	19.4	32.7 ③	50.5 ②	46.8 ②	41.3 ②
話し合いのルールが未確立	19.4	34.7 ②	47.6 ③	30.6	36.7 ③
話し合ったことがトップに伝わらない	25.0 ②	24.5	51.5 ①	25.8	35.9 ④
会社が組合を無視する傾向	25.0 ②	28.6	32.0	37.1 ③	31.7 ⑤
特に問題はない	13.9	24.5	1.9	6.5	10.0 ⑥
言葉等コミュニケーション	-	-	19.4	4.8	8.9 ⑦
その他	5.6	2.0	-	4.8	2.7 ⑧

この状況を国別にみると、シンガポールでは、「会社が経営情報を教えない」(69.4%)が唯一もっとも高く、これ以外の点についてはそれほど問題視されていない。ある意味では、その他の問題についてはすでに解決されていることが推測される。

---

その意味で、韓国についても全体的に問題点として指摘している労働組合の割合は比較的小さく、例えば、「特に問題はない」という組合が全体の4組合に1組合の割合であることは注目される。

これに対して、タイとフィリピンでは、問題状況はより深刻である。しかし、その問題内容をみると、両国で微妙に異なっており、共に「話し合いの機会が少なすぎる」が高い割合を示しているが、タイではこの他に、「話し合いのルールが未確立」あるいは「話し合ったことがトップに伝わらない」といった問題点が記されているのに対して、フィリピンでは、「組合を無視する傾向がある」あるいは「会社が経営情報を教えない」といった問題が上位にきている。

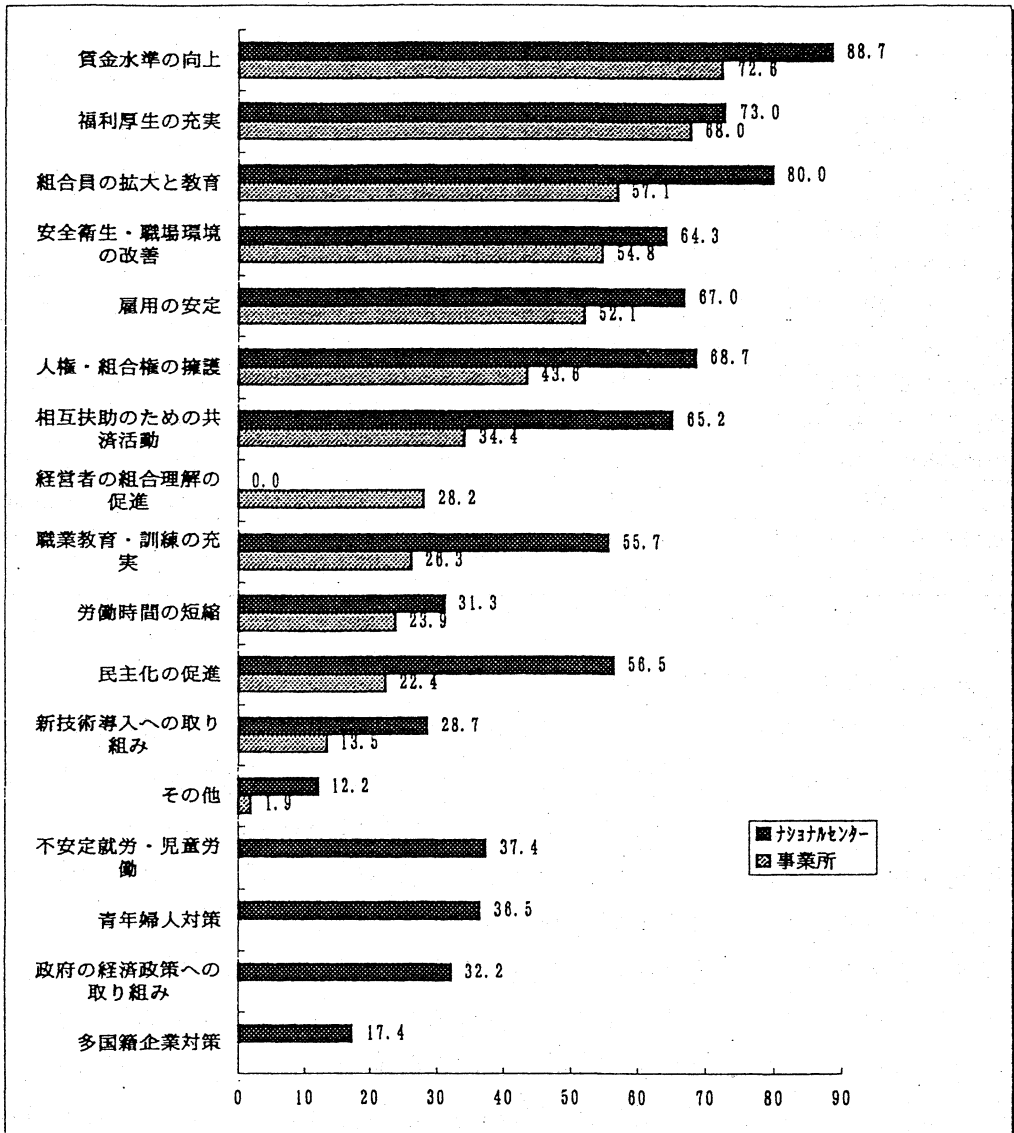
## ② 重視する運動課題

次に重視する運動課題をみたところ、全体としてもっとも大きな課題は、ナショナルセンターレベル、事業所レベルともに「賃金水準の向上」である。ナショナルセンターレベルではほとんどの組合が、また、事業所レベルでは、7割強の割合でこの点を指摘している。次いで、「福利厚生の充実」「組合員の拡大と教育」「安全衛生・職場環境」「雇用の安定」などが指摘されている。また、ナショナルセンターレベルでは、この他に、「人権・組合権の擁護」「相互扶助のための共済活動」「民主化の促進」などが重要視されている。

※「経営者の組合に対する理解の促進」は事業所の組合リーダーだけに、また、「政府の経済政策への取り組み」「多国籍企業対策」「不安定就労・児童労働への取り組み」「青年婦人対策」はナショナルセンターの組合リーダーだけに質問した。

また、事業所レベルについて国別にみると、基本的には全体の傾向に合致しているが、特徴的な点は、タイの労働組合の場合、運動課題として重視する割合が全体的に低く考えられていることである。シンガポールでは「職業教育・訓練の充実」が比較的強調され、また、タイとフィリピンでは「人権・組合権の擁護」が他の2国に比較して重視されている。

図表Ⅲ-1-21 重視する運動課題



図表Ⅲ－１－２２ 重視する運動課題（事業所レベル）

（単位：％）

	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
賃金水準の向上	88.9 ①	89.8 ①	55.3 ①	75.8 ①	72.6 ①
福利厚生の実充	88.9 ①	75.5 ②	52.4 ②	71.0 ②	68.0 ②
組合員の拡大と教育	75.0 ③	57.1 ④	48.5 ④	56.5 ⑤	57.1 ③
安全衛生・職場環境の改善	69.4 ④	75.5 ②	33.0	64.5 ③	54.8 ④
雇用の安定	41.7	55.1 ⑤	49.5 ③	61.3 ④	52.1 ⑤
人権・組合権の擁護	36.1	36.7	44.7 ⑤	48.4	43.6 ⑥
相互扶助のための共済活動	41.7	22.4	37.9	33.9	34.4 ⑦
経営者の組合理解の促進	33.3	40.8	18.4	30.6	28.2 ⑧
職業教育・訓練の実充	50.0 ⑤	22.4	8.7	37.1	26.3 ⑨
労働時間の短縮	8.3	49.0	8.7	38.7	23.9 ⑩
民主化の促進	2.8	24.5	30.1	19.4	22.4
新技術導入への取り組み	19.4	8.2	3.9	29.0	13.5
その他	2.8	2.0	1.0	1.6	1.9

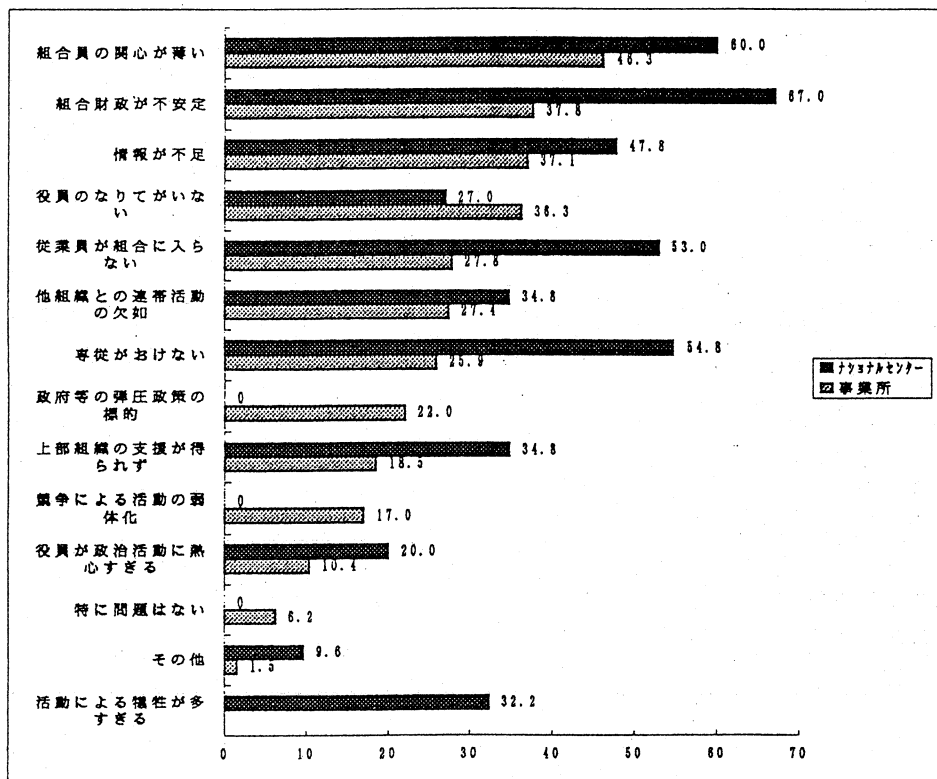
### ③ 組織上の問題点

組織上の問題点をみると、ナショナルセンターレベルでもっとも問題とされているのは、「組合財政が不安定」であり、全体のリーダーの7割が指摘している。次いで、「組合員の関心が薄い」「専従がおけない」「従業員が組合に入らない」などが上位に指摘されている。事業所レベルについてもほぼ同様の結果であるが、全体的にナショナルセンターレベルよりも問題意識が希薄なようである。

事業所レベルについて、各国別に状況をみると、非常に多様な状況を見てとることができる。例えば、シンガポールでは「役員のなりてがない」「従業員が組合に入らない」「専従がおけない」など基本的には組合のメンバー、リーダーの問題が深刻である。また、タイでは「組合弾圧政策の標的にされている」と回答した組が3組合に1組合の割合であり、政治的な状況を物語っている。



図表Ⅲ-1-23 組織上の問題点



④ 組合活動強化・整備のための条件

次に、組合活動強化・整備のための条件について質問したが、その回答状況も非常に多様である。ナショナルセンターレベルでは、上位の5項目はいずれも7割近くあるいはそれ以上の組合リーダーの回答を得ている。すなわち、「組合財政の確立」「組合リーダーの養成」「組合に対する国民の理解」「組合の再編・統一」「ナショナルセンターの組織強化」である。また、事業所レベルについては、全体的にナショナルセンターセンターよりも問題意識がそれほど高くはないが、同様の条件を強調している。

国別にみると、シンガポールでは、「組合リーダーの養成」が大きく取り上げられており、この他に「組織間交流の促進」が重視されている。一方、韓国では、「産別労働組合の組織強化」がもっとも大きな条件として指摘されており、特徴的である。また、フィリピンでは、全体的な傾向と合致しているが、特に半数以上の組合が、

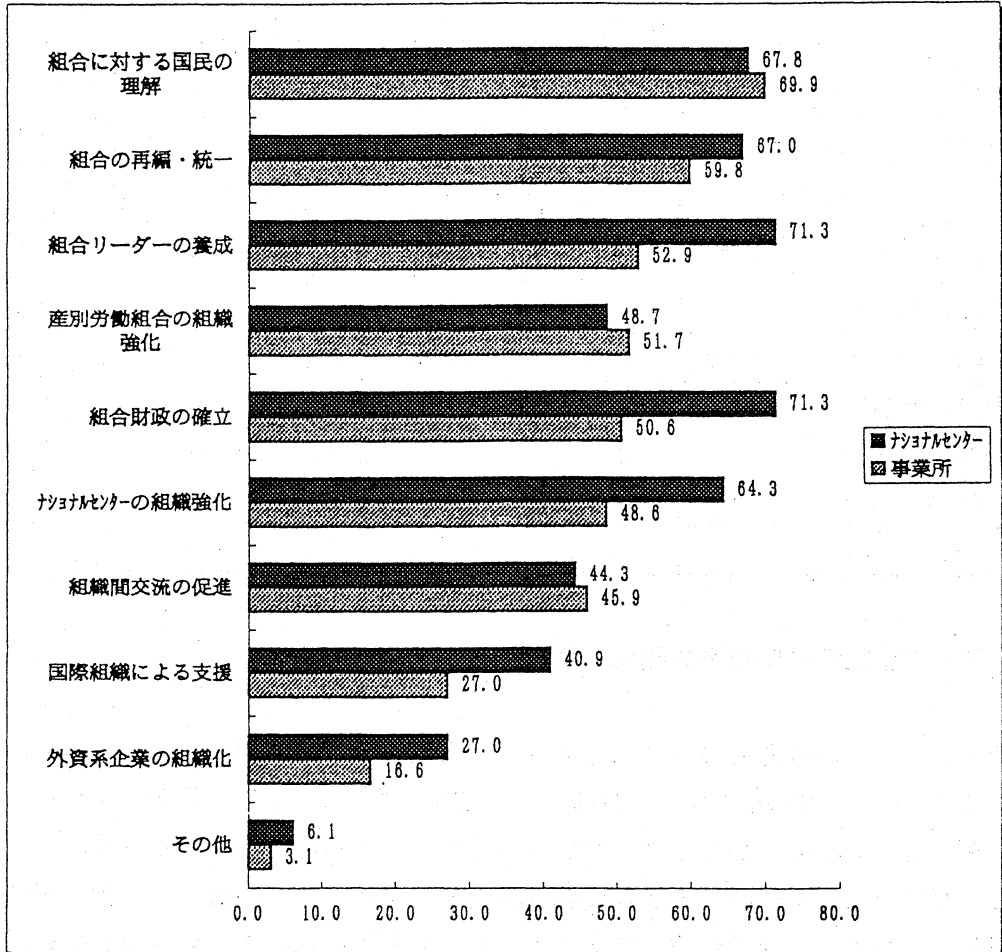
「国際組織による支援」を挙げている。

図表Ⅲ－１－２４ 組織上の問題点（事業所レベル）

（単位：％）

	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
組合員の関心が薄い	66.7 ①	44.9 ⑤	39.8 ①	43.5 ①	46.3 ①
組合財政が不安定	13.9	49.0 ③	37.9 ③	43.5 ①	37.8 ②
情報が不足	33.3 ④	49.0 ③	39.8 ①	29.0 ⑤	37.1 ③
役員のなりてがいない	52.8 ②	51.0 ①	32.0 ⑤	19.4	36.3 ④
従業員が組合に入らない	41.7 ③	10.2	30.1	30.6 ④	27.8 ⑤
他組織との連帯活動の欠如	11.1	51.0 ①	28.2	17.7	27.4 ⑥
専従がおけない	22.2 ⑤	24.5	21.4	33.9 ③	25.9 ⑦
政府等の弾圧政策の標的	16.7	8.2	35.0 ④	17.7	22.0 ⑧
上部組織の支援が得られず	13.9	14.3	20.4	24.2	18.5 ⑨
競争による活動の弱体化	2.8	10.2	25.2	16.1	17.0 ⑩
役員が政治活動に熱心すぎる	13.9	2.0	6.8	22.6	10.4
特に問題はない	8.3	14.3	-	6.5	6.2
その他	5.6	2.0	-	-	1.5

図表Ⅲ－１－２５ 組合活動強化・整備のための条件



図表Ⅲ－１－２６ 組合活動強化・整備のための条件（事業所レベル）

（単位：％）

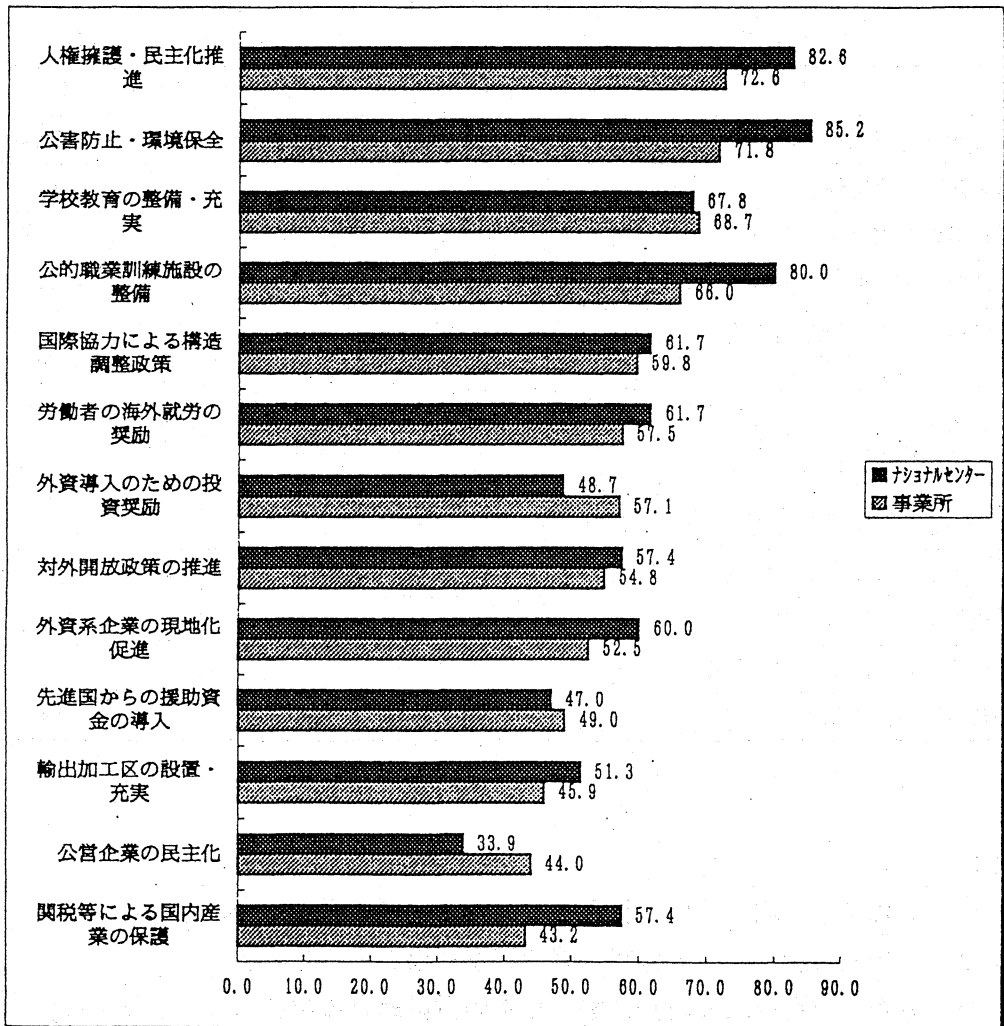
	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
組合に対する国民の理解	86.1 ①	73.5 ②	58.3 ②	75.8 ①	69.9 ①
組合の再編・統一	41.7 ⑤	36.7	77.7 ①	56.5 ②	59.8 ②
組合リーダーの養成	86.1 ①	59.2 ⑤	33.0	54.8 ④	52.9 ③
産別労働組合の組織強化	30.6	81.6 ①	45.6 ③	50.0 ⑤	51.7 ④
組合財政の確立	44.4 ④	69.4 ③	40.8 ⑤	46.8	50.6 ⑤
ナショナルセンターの組織強化	41.7 ⑤	53.1	43.7 ④	45.2	48.6 ⑥
組織間交流の促進	75.0 ③	69.4 ③	21.4	37.1	45.9 ⑦
国際組織による支援	30.6	20.4	14.6	56.5 ②	27.0 ⑧
外資系企業の組織化	36.1	2.0	2.9	9.7	16.6 ⑨
その他	2.8	-	1.0	9.7	3.1 ⑩

### 3. アジア諸国の労使関係成熟化の課題

最後に、社会経済発展のために推進すべき政策について質問した。その結果、全体としてこれらの諸問題について意識をもっている割合が高く、事業所レベルの組合リーダーであっても、かなりマクロ的なことについて日頃考慮している状況を伺い知ることができた。全体的に大きな問題意識として挙げられたのは、「人権、民主化」「環境」「教育」「海外就労」である。また、外資導入についても意識が高い。

これらの状況を国別にみると、シンガポールでは、もっとも高い割合を示している「外資導入のための投資奨励」でも6割弱であり、全体的に問題意識としてそれほど大きくないことがわかる。韓国は、全体的傾向にほぼ合致しているが、特徴的なことは、全体としてはそれほど大きく取り上げられていない「公営企業の民主化」が第二位になっていることである。タイは、これらの政策問題について非常に強い意識をもっている。その中でも、「外資系企業の現地化の促進」「労働者の海外就労」などは全体水準を大きく上回っており、特徴的である。

図表Ⅲ-1-27 社会経済発展のための推進すべき政策  
 (「推進すべき」と回答した割合)



図表Ⅲ－１－２８ 社会経済発展のための推進すべき政策（事業所レベル）  
（「推進すべき」と回答した割合）

（単位：％）

	シンガポール	韓国	タイ	フィリピン	全体
人権擁護・民主化推進	41.7 ⑥	85.7 ①	80.6 ①	69.4 ①	72.6 ①
公害防止・環境保全	44.4 ⑤	79.6 ②	80.6 ①	66.1 ③	71.8 ②
学校教育の整備・充実	47.2 ④	71.4 ④	72.8 ⑤	69.4 ①	68.7 ③
公的職業訓練施設の整備	50.0 ③	71.4 ④	69.9	61.3 ④	66.0 ④
国際協力による構造調整政策	36.1	71.4 ④	69.9	45.2	59.8 ⑤
労働者の海外就労の奨励	52.8 ②	44.9	74.8 ④	45.2	57.5 ⑥
外資導入のための投資奨励	58.3 ①	51.0	65.0	50.0 ⑤	57.1 ⑦
対外開放政策の推進	38.9	42.9	70.9	48.4	54.8 ⑧
外資系企業の現地化促進	38.9	38.8	75.7 ③	35.5	52.5 ⑨
先進国からの援助資金の導入	36.1	36.7	58.3	48.4	49.0 ⑩
輸出加工区の設置・充実	38.9	61.2	41.7	41.9	45.9
関税等による国内産業の保護	8.3	65.3	46.6	41.9	43.2
公営企業の民主化	38.9	79.6 ②	37.9	29.0	44.0

（注）

- 1) 参考文献：堀田芳朗「世界の労働組合」日本労働協会、1986年
- 2) 「1992会計年度、労働組合費の調査結果とその分析」
- 3) 労働大臣官房政策調査部編「日本の労働組合の現状（Ⅱ）」平成5年版

この調査は、全国地域を対象に9つの代表的な業種に属する民間企業の労働組合（組合員規模30人以上）のうちから一定の方法で抽出された5000組合を対象にして行われた。調査の実施期間は、1992年7月1日から7月20日までである。

## 第2章 アジア地域における労働組合の国際連帯活動

### 1. 労働組合の国際連帯活動の発展

#### (1) 多国籍企業段階における労働組合の国際連帯

労働組合の国際連帯はいうまでもなく、その運動の初期の頃からの中心的スローガンのひとつであり、旧く19世紀から具体的な国際活動も展開されていた。しかしながら、それが、各国の労働組合運動にとって格段の重要性を帯び、また国際活動のための組織機構が文字通りグローバル・レベルに発展するようになったのは、第2次大戦後のことであるといつてよいだろう。とりわけ、1960年代以降、多国籍企業の活動が飛躍的に拡大し、世界経済の相互依存体制がますます強まるようになってからは、多国籍企業化に起因する社会・労働問題に対する対応を基軸として労働組合の国際活動も新たな展開を遂げることとなった。

近年の主な動きを追ってみると、ICFTUは1970年代初頭から国際経済上の政策課題に対する取り組みを強化し、国連やILO、OECDなどの国際機関への働きかけを積極的に行なった。例えば、1971年のICFTU第1回世界経済会議では国際貿易、多国籍企業、国連第2次開発計画における労働組合の役割について決議が行なわれた。国際貿易については、基本的労働条件についての「社会条項」を含む公正貿易の必要性が主張され、多国籍企業対策としては労働組合の参加と国際労働基準確立を基軸とした多国籍企業の規制システムの必要性が強調された。

多国籍企業問題については、その後ITS(国際産業別組織)と合同の作業委員会が設けられ、その提言にもとづいて、1975年のICFTU第11回世界大会では、「多国籍企業に関する労働組合憲章」が採択されるにいたった。

ICFTUのこれらの決議や憲章は、結果として国連やOECD、ILOの場での規範形成に一定の意義をもったとされている。また、労働組合はOECD、ILOの政労使三者構成の場でもこれらの文書に盛られた基本的考え方にもとづいて、多国籍企業の規制に関する国際規範形成の必要性についての主張を展開した。1976年のOECD、「多国籍企業の行動指針」、1977年のILO、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」は、

---

労働組合の主張が全面的に認められた内容のものではないにせよ、労働組合の働きかけをも背景としながら政労使合意の文書として確認されたことの意義は大きい。

1983年に、ICFTUはITSと多国籍企業対策に関する任務分担について協議を行ない、その結果ICFTUは国連やILOなど中央レベルでの影響力行使を任務とし、ITSは多国籍企業の組織化や労使関係の当事者への直接的な支援を行なうという申し合せができた。

ITSもまた、多国籍企業問題への国際世論形成に大きな役割を果たしてきたが、D. ブレイクによれば、その活動には次の4つの段階がみられるという。

1. 多国籍企業に関する情報収集と伝達
2. 加盟国労働組合間の国際的協議（例えば、世界企業別協議会）
3. 多国籍企業の国際的、地域的な規制への運動推進、援助
4. 多国籍企業との交渉における政策調整

最近のIMFにおける欧州労使協議会(EWC, European Works Council)をめぐる動きは、さらに進んで国際労使協議制の実現とでも呼べるものであり、これは第5段階と位置付けることもできよう。

## (2) アジア地域における国際連帯活動

以上のように、国境を越えた労働組合活動の強化が進展してきたわけであるが、それを支える労働組合の国際的ネットワークに関しては、当初は組織勢力の上からいって、どうしてもヨーロッパとアメリカが先行する形にならざるをえなかった。最近における注目すべき変化は、一方で先進工業国労組における開発援助に関わる諸活動が拡大深化したことで、同時に発展途上国労組の側での国際的組織機構も徐々に整備されつつあることであろう。

それらは、地域ブロック別の国際組織として形成されているが、とりわけ、ICFTUやITSのアジア・太平洋地域組織(ICFTU-APRO, IMF-Best Asian Office, TWARO, APRO-FIET, etc.)の動向が注目されるところである。



現在、アジア太平洋地域の主な国際労働組織には次のようなものがある。

[機関名]	[所在地]
ICFTU-APRO	シンガポール
APRO-FIET	シンガポール
FIET-JLC	東京
ICEF東京事務所	東京
IFBWW-APRO	セランゴール・マレーシア
IFBWW-JAC	東京
IFFTU-ARO	クアラルンプール・マレーシア
IMF-East Asian Office	東京
IMF西アジア事務所	ニューデリー・インド
ITF日本事務所	東京
IUF-APRO	シドニー・オーストラリア
IUF日本事務所	東京
PTTIアジア事務所	シンガポール
PTTI東京事務所	東京
PSI東京事務所	東京
ITGLWF-TWARO	東京

東京には多くの ITSがブランチを設置していることが分かる。日本の労働組合の国際活動は、機構の上でもアジア地域への対応がビルトインされた形になっているのである。

アジア太平洋地域の労働組合は、ICFTUでも ITSでも、現在ではほぼ加盟組合員数全体の3分の1を占める組織勢力となっている。もちろん、組織率という点で見れば、一般的にいていまだ低い段階に止まっており、反組合的環境の下で幾多の困難を抱えている組織も多く、組織基盤の整備もまた今後の大きな課題として残されている。

とはいえ、この地域における国際活動は量的にも質的にも着実に伸びつつある。例

---

えば、日本における ITSレベル、あるいは各単産レベルの国際活動の動向をみても、近年はアジア太平洋地域に関わる活動の比重が急速に高まりつつある。特に、傘下に多くの大手多国籍企業の組合を組織している単産において、この傾向は顕著である。

例えば、電機連合では、1992年度の国際交流活動による海外派遣21件・96名のうち、11件・58名がアジア太平洋地域に関するものであり、過半数を越えている。その背景には、80年代に入ってから、アセアンを中心としたアジア地域への海外直接投資の急速な拡大がある。電機連合加盟組合が対応する企業の海外事業所従業員数は、1992年時点では42万人弱に達していたが、そのうちアジア地域の比重は54.8%、23万人弱に及んでいる。また、海外事業所従業員で労働組合に組織されているのは4.5万人弱であるが、そのうちアジア地域の組合員数は約3.5万人（78%）と圧倒的比重を占める。このような日系企業の海外子会社で組織された労働組合との交流や支援活動も活発化しつつあることも注目される。このような傾向は、電機連合に限らず、傘下に多国籍企業に対応する組合を多数抱える単産にほぼ共通する傾向といえてよい。

### (3) アジア地域における国際的労使関係の構図

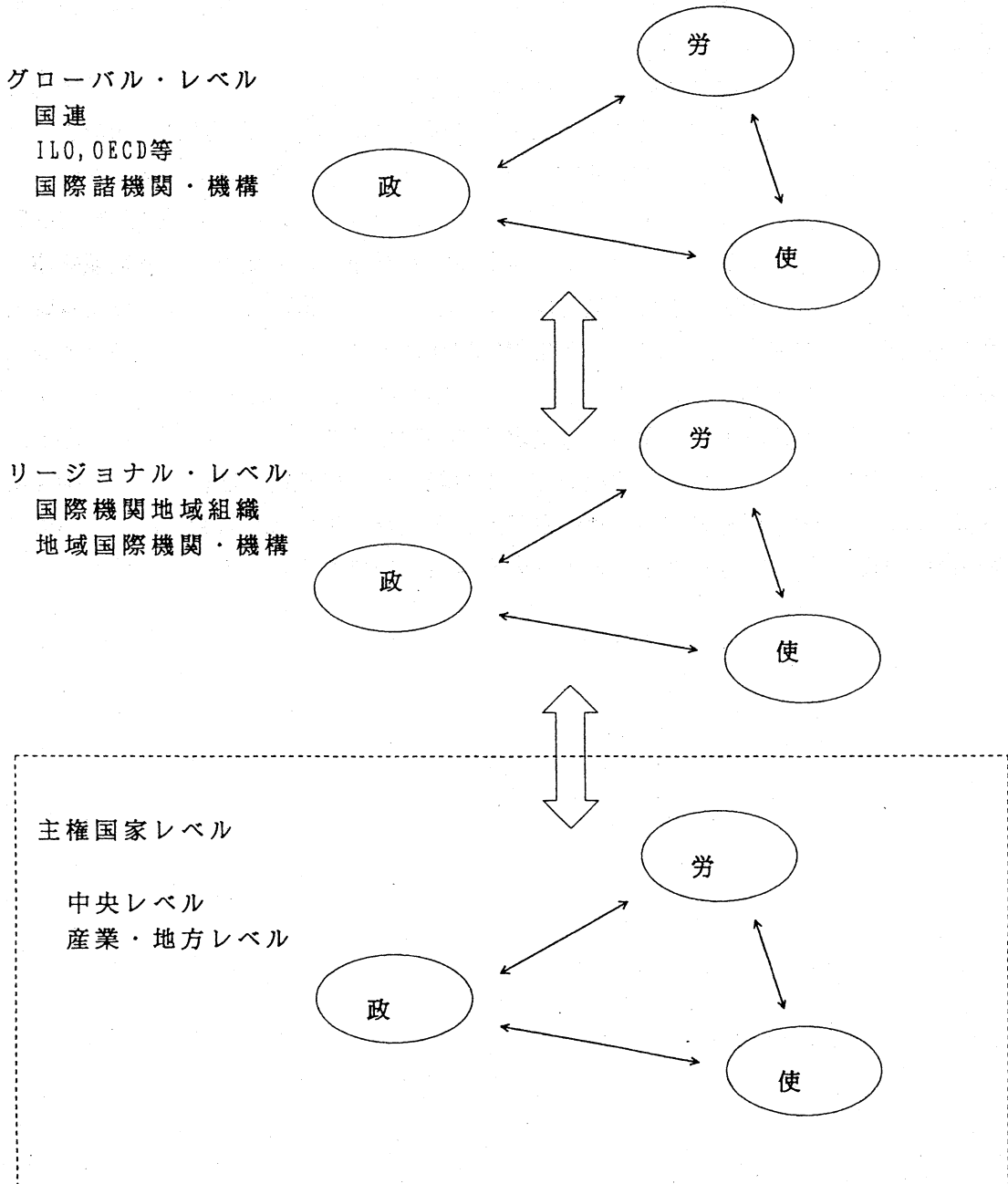
以上のような経過の中で、労働組合の国際活動のネットワークが形成されてきた。これを労使関係システムの国際化という視点から考えてみよう。

労使関係システムを、ダンロップの古典的な規定にしたがって、労働者とその組織、経営者とその組織、および政府機関の3つのアクターによって構成される、所与の環境条件の下での職場における仕事のルール（賃金、労働条件、働き方等）をめぐる対抗関係の総体として捉らえると、そのシステムは産業の国際化にともなって、主権国家の枠を越えて次第に国際的な重層構造を形成してきたといえる。いま、これをあえて単純化して示すと図Ⅲ-2-1のようになろう。グローバル・レベルでは国連やOECD、ILO等の国際機関の場で、国際労働基準や多国籍企業の行動基準をめぐる政労使の対抗関係がある。それは、国際機関の地域組織（ESCAP、ILO-ROAP等）や地域国際機関・機構（APEC等）のリージョナル・レベルにも投影され、これらの場で形成される国際規範の影響力が主権国家レベルでの労使関係システムと相互作用しながら、国際的労使関係システムの重層的構造が形作られているのである。各主権国家レベルの労

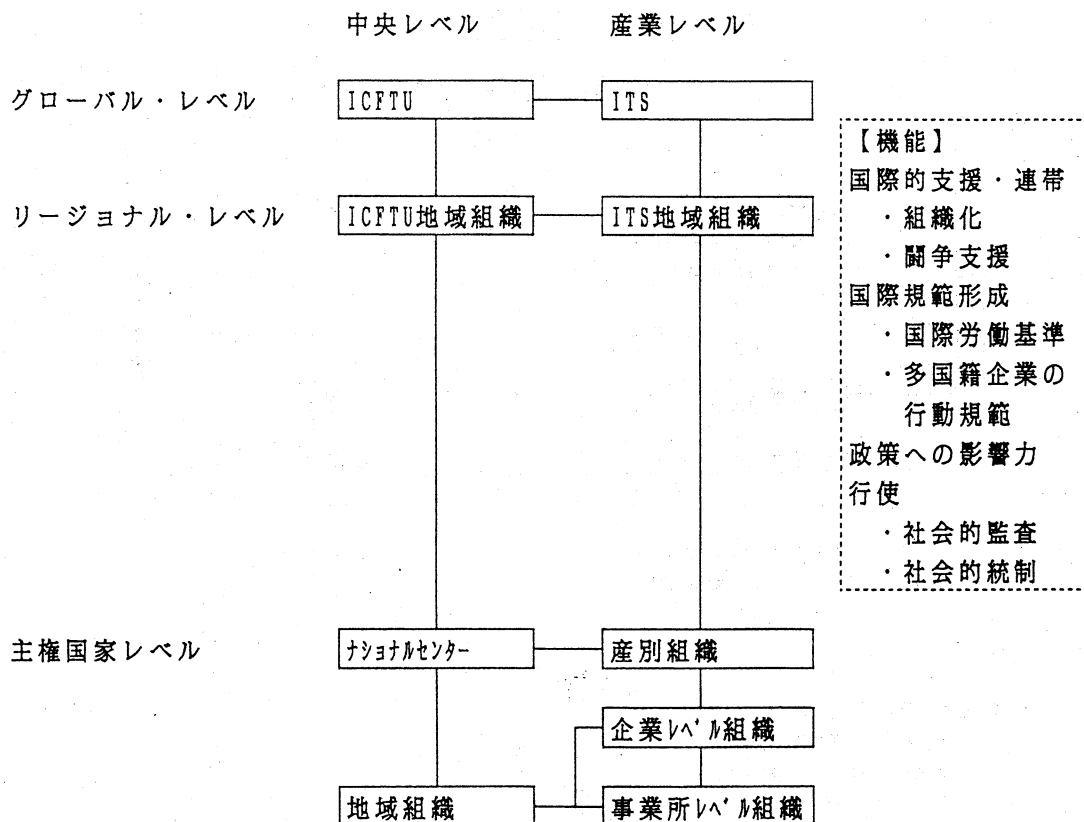
使関係システムは、各国の自主的決定の領域に属することであり、また産業自治の原則のもとに、労使合意が基本となって形成されるものである。とはいえ、次第に国際関係の影響力は労使関係レベルにも強く及ぶようになってきているのが、近年の発展傾向であるといえよう。

さて、そのような国際労使関係の発展傾向を促した勢力のひとつは、いうまでもなく労働組合であった。国際労使関係システムの場合での影響力行使、運動課題前進のための相互支援・協力をめざして、図Ⅲ-2-2に示すような国際連帯のネットワークを構築している。それは、中央レベル（ナショナルセンター－ICFTU地域組織－ICFTU本部のライン）、産業レベル（事業所・企業レベル単組－産別組織－ITS地域組織－ITS本部のライン）の2本立て構造をなしていることが特徴的である。ITSを基軸とする産業別の国際連帯ネットワークが相対的自律性を持ちながら、ICFTUのラインとの相互協力関係を形成していることが、マクロ国際関係における政治的パワー・ポリティクスとは区別される、労働組合の国際活動の独自性をもたらしているといえる。こうした国際連帯ネットワークの機能は、(1)組織化や労使関係問題についての国際的支援・連帯、(2)国際規範形成（国際労働基準、多国籍企業の行動規範など）、および、(3)国内・国際にわたるさまざまな政策への影響力行使である。

図表Ⅲ-2-1 労使関係システムの国際的重層構造  
 -相互依存世界における影響力の形成

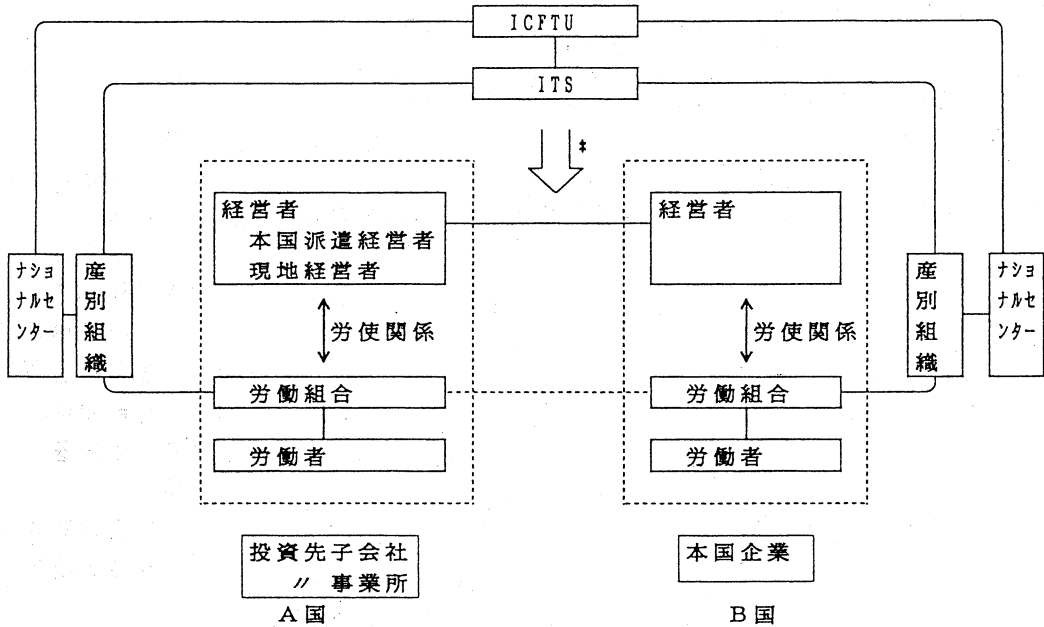


図表Ⅲ－２－２ 労働組合の国際連帯ネットワーク



ところで、このような国際労使関係の構図の中で、もうひとつ見逃してはならないことは、多国籍企業における多国籍労使関係の形成とでもいえる近年の動きである。多国籍企業の行動規範をめぐっては、前述したように ICFTU, ITSの長い取り組みの歴史があるが、現実にも多国籍企業の本国における労働組合と投資先国子会社・事業所の労働組合との間には ITS, ICFTUのルートを通じて、公式、非公式は別にして、次第に情報交換や支援・協力などの関係が形成されつつある。その概要を整理すると図Ⅲ－２－３のようになるが、ここでは、B国の本国企業の経営者と投資先A国子会社・事業所の経営者を結ぶ経営的意志決定のラインに対して、労使関係に関わる事項に関して、(1)組織化、闘争支援、(2)本国企業への働きかけ、(3)労使間の話し合いの仲介・斡旋、(4)さらに進んだ形態としては、多国籍労使協議の制度化など、さまざまな国際的影響力行使の模索が続けられている。

図表Ⅲ－２－３ 多国籍企業における多国籍労使関係の形成



\* 影響力行使は、具体的には

- ・ 組織化、闘争支援
- ・ 本国企業への働きかけ
- ・ 話合いの仲介・斡旋
- ・ 多国籍労使協議

など、様々な形態が発展しつつある。

例えば、国際金属労連(IMF)の「アクション・プログラム：1993-1997」(1993年6月第28回世界大会決定)では、多国籍企業対策として、団体交渉戦略の面では、同一企業に対する国境を超えた交渉の展開と協定締結という一歩踏みだした方針を決定しており、またそうした観点から、EU統合の一連の動きの中で現実化しつつある欧州労使協議会(EWC)設置の最近の動向を積極的に評価している。IMFはまた、組織機構の面でも、多国籍企業対策としての「世界企業別協議会」(日本企業では、トヨタ、日産、ホンダ、マツダ、三菱、松下の6社が対象)の拡大強化を打出している。これに応じて松下労組では、従来開催してきた「松下関連労組世界会議」を「松下関連労組世界協議会」として常設機関的な機構整備をはかることが検討されている。同様の取り組みは、他のITSや産別組合でも現在さまざまな形で行われつつある。こうした

動きがアジア地域レベルでも今後活発化してくるものと思われる。

以上のような国際労使関係システムの重層的なからみあいの中で、いまや各国労働組合運動の相互依存性はますます高まりつつある。問題はその相乗効果を、経済発展における社会的側面の充実に向けていかに発揮するかにあるといえよう。

## 2. 労働組合の国際活動の現状と課題

### (1) アジア労組の国際活動の現状

アジア地域の労働組合は、現在どのような国際活動を行なっているのかを、今回の組合リーダー・アンケート調査の結果からみてみよう。（前章と同様国別の分析は、サンプル数の比較的多かったシンガポール、韓国、タイ、フィリピンの4ヵ国に限定する。）

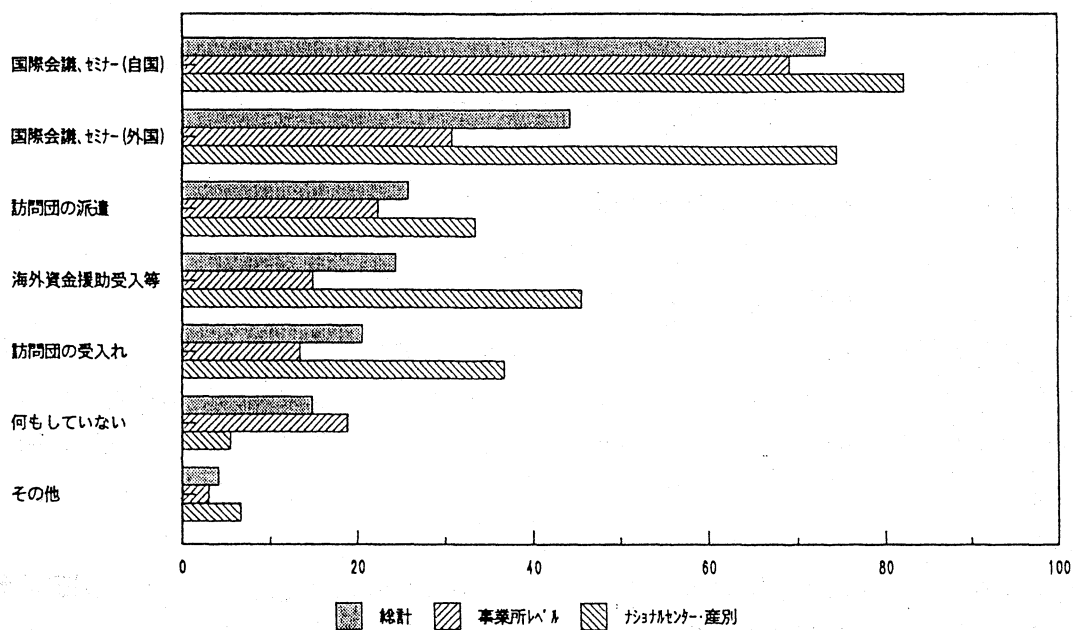
図表Ⅲ-2-4および図表Ⅲ-2-5は、「あなたの組合で行なっている国際活動にはどのようなものがありますか」という設問に対し、複数選択で答えてもらった結果を示している。

まず7ヵ国計でみると、圧倒的に多いのは「自国での国際会議、セミナーへの参加」で73.3%、次いで第2位は「外国での国際会議、セミナーへの参加」であるが、44.3%と第1位よりもかなり比率が落ちる。

「自国での国際会議、セミナーへの参加」は、事業所レベルのリーダーでも約70%が国際活動の内容としてあげていることは注目される。ナショナルセンター・産別組織の場合は、「外国での国際会議、セミナーへの参加」の比率は74.5%で、自国での参加の場合の82.2%に迫る高い比率となっており、ナショナルセンター・産別組織のリーダーの場合には、国外での国際的な人的交流・情報交換に参加する機会が事業所レベルのリーダーよりも多い。

図表Ⅲ－２－４ 各国労働組合の国際活動の内容（無回答除く）

7カ国計



図表Ⅲ－２－５ 各国労働組合の国際活動の内容（無回答除く）

	7カ国計			各 国 別			
	総 計	事業所 レベル	ナショナル センター ・産別	シンガ ポール	韓 国	タ イ	フィリ ピン
自国での国際会議、セミナー参加	①73.3	①69.2	①82.2	①69.7	①61.3	①70.5	①77.7
外国での国際会議、セミナー参加	②44.3	②30.8	②74.5	②54.5	②33.2	②17.1	②58.3
訪問団の派遣	③25.8	③22.4	33.4	③51.5	11.0	11.4	24.2
海外からの資金援助などの受入れ	24.4	14.9	③45.6	3.1	5.5	13.3	③47.5
訪問団の受入れ	20.6	13.4	36.7	30.3	5.5	5.7	5.2
何もしていない	14.8	18.9	5.5	18.2	0.0	③16.2	14.5
そ の 他	4.1	3.0	6.6	3.1	③16.8	2.9	2.9



その他の国際活動は、第3位「訪問団の派遣」25.8%、第4位「海外からの資金援助などの受入れ」24.4%と続いているが、国際会議、セミナー参加に比べると、比率は非常に低くなっている。

第1位、2位の順位は国毎にみても変わらず、各国とも、労働組合の国際活動の中心をなすのは、「国際会議、セミナーへの参加」であり、とりわけ自国で開催されるそれへの参加の比重が高い。

「海外資金援助等受入れ」は、シンガポール、韓国では3～5%と、ほとんど無視しうる程度の比重を占めるにすぎないが、フィリピンでは47.5%とかなり大きな比重となっており、国毎の差が大きい。

「訪問団の派遣」を国際活動の内容としてあげた組合リーダーは、全体ではあまり多くなかったが、シンガポールの場合は51.5%と過半数を越えているのが注目される。また、シンガポールの場合は、「訪問団の受入れ」の比重も30.3%と相対的に高く、これは組織基盤、財政基盤の確立とともに、この地域の情報センター的な位置もまた背景になっているのではないかと思われる。

現在のところ、今回調査対象となった各国の労働組合の国際活動は、総じて「国際会議、セミナー」への参加が主たる内容となっており、人的交流、情報交換が中心的な内容となっている。とはいえ、自国で開催されるこのような国際活動への参加が、事業所レベルの組合リーダーも含めて、かなり広範に浸透していることには注目しなければならない。労働組合の国際的情報交流、人的交流の機会を、会議、セミナー等を通じて、現在では相当程度日常のものとなっているとみることができる。

## (2) アジアの労働組合は国際活動に何を求めているのか

前節でみたように、労働組合の国際的ネットワーク形成は、企業活動の国際化に呼応して格段の進展をみせつつあり、アジアにおいても、そのようなネットワークを前提とした国際的な場での労働組合活動が、国内の運動にとってもますます重要性を高めつつある。

---

それでは、アジアの労働組合は、国際労働組織や海外の労働組合の国際活動に対して、どのような期待を持っているのだろうか。

図表Ⅲ－２－６、図表Ⅲ－２－７は、「国際労働組織や海外の労働組合が今後重点を置くべき国際活動の分野」を複数選択で選んでもらった結果である。

まず、7ヵ国計の数値で、上位になった活動分野をみると次のようになる。

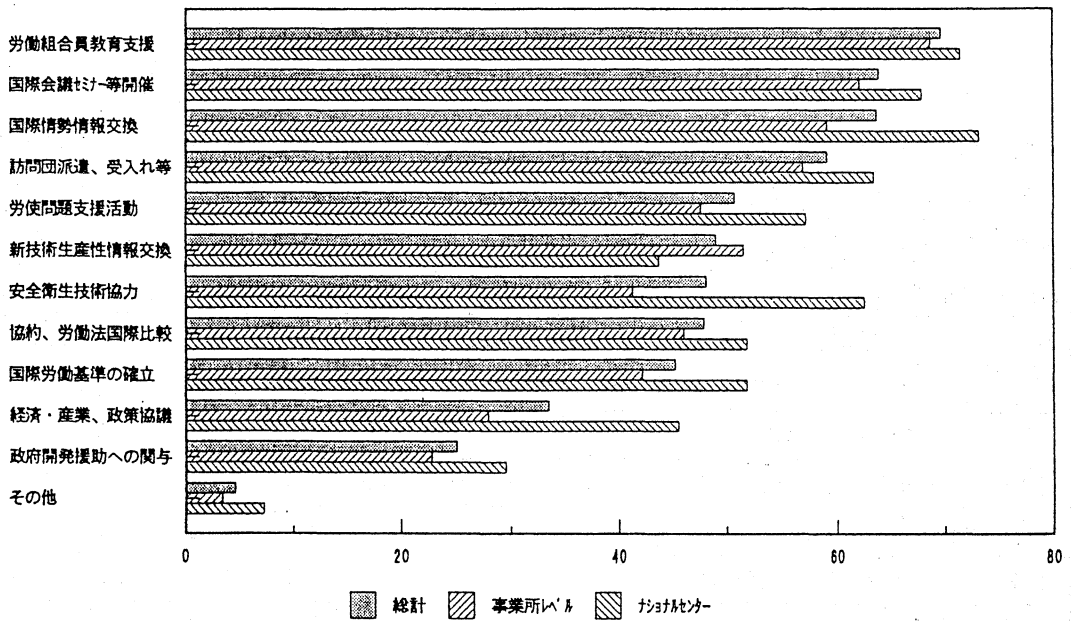
- |                  |       |
|------------------|-------|
| 1. 「労働組合員教育への支援」 | 69.7% |
| 2. 「国際会議、セミナー開催」 | 63.9% |
| 3. 「国際情勢情報交換」    | 63.7% |
| 4. 「訪問団派遣、受入れ等」  | 59.1% |
| 5. 「労使問題への支援活動」  | 50.7% |

労働組合運動の発展にとって、人的資源の蓄積は不可欠の前提条件である。その意味で「労働組合員教育への支援」が国際活動の最重点分野に位置付けられていることは注目に値しよう。事業所レベルとナショナルセンター・産別組織レベル別にみても、この項目が第1位に来ることは変わらない。これまでも、この分野は発展途上国労組に対する支援活動の重点分野であり、すでにICFTUや各ITSレベルで長・短期のリーダー研修プログラムや現地での労働学校の開催など、さまざまな実績が積み上げられてきているが、それは各国労組のニーズにもかなっていることが分る。

各国毎にみると、重点活動分野の順位にはかなりの相違があるものの、「労働組合員教育への支援」、「国際情勢情報交換」、「国際会議、セミナー開催」の上位3項目の比重が高いことは、おおむね共通している。各国別の特徴としては、シンガポールで「新技術生産性情報交換」（第4位・72.7%）、韓国、フィリピンで「協約、労働法国際比較」（それぞれ第3位・53.8%、第4位・62.9%）、また、タイで「労使問題への支援活動」（第3位・53.2%）が、それぞれ相対的に上位に位置付けられる傾向にある。

図表Ⅲ－２－６ 国際労働組織・海外労組が今後重点を置くべき課題

7 カ 国 計



図表Ⅲ－２－７ 国際労働組織や海外の労働組合が今後重点を置くべき国際活動

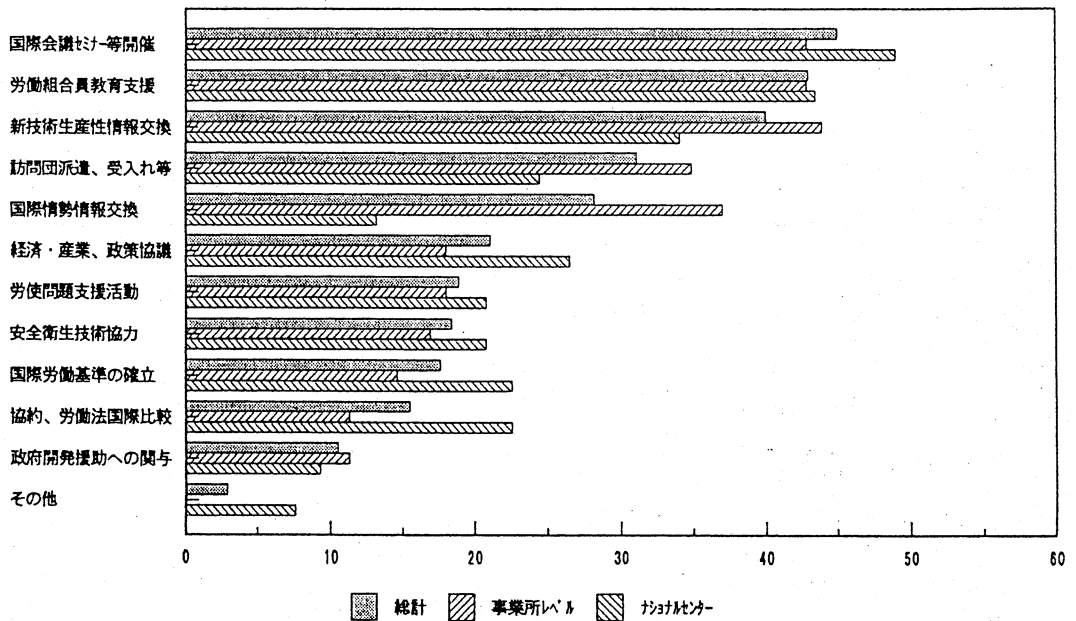
(無回答除く)

	7ヵ国計			各 国 別			
	総 計	事業所 レベル	ナショナル センター ・産別	シンガ ポール	韓 国	タ イ	フィリ ピン
労働組合員教育への支援	①69.7	①68.7	①71.5	②78.7	④52.0	①67.0	②75.0
国際会議、セミナー等の開催	②63.9	②62.1	③67.9	①93.9	⑤49.9	⑤43.6	①80.6
国際情勢に関する情報交換	③63.7	③59.1	②73.2	③75.7	②59.5	②56.4	③69.4
訪問団派遣、受入れ等人的交流	④59.1	④56.9	④63.4	⑤63.6	①74.9	④46.8	60.2
あなたの国の労使問題への支援活動	⑤50.7	47.6	57.2	42.4	30.8	③53.2	⑤61.1
新技術、生産性問題の情報交換	49.0	⑤51.5	43.7	④72.7	42.3	34.7	58.4
安全衛生についての技術協力	48.1	41.3	⑤62.5	57.6	34.6	41.1	58.4
労働協約、労働法などの国際比較	47.9	46.0	51.8	42.4	③53.8	26.6	④62.9
国際労働基準の確立	45.2	42.2	51.8	42.4	46.2	29.8	59.3
経済政策、産業政策等の政策協議	33.5	27.9	45.5	48.4	28.9	11.3	54.6
政府開発援助への労働組合の関与	25.0	22.7	29.5	36.3	17.3	8.0	46.3
その他	4.6	3.4	7.2	3.1	1.9	0.0	11.1

この設問では、国際活動の今後の重点分野のうち、とりわけ日本の労働組合にとって重要なものは何かを3つ以内で選択してもらった(図表Ⅲ－２－８、図表Ⅲ－２－９)。その結果、上位にあげられた項目を3ヵ国計でみると次のようになる(タイからはこのサブ・クエスチョンへの回答が得られなかった)。

1. 「国際会議、セミナー開催」 45.0%
2. 「労働組合員教育への支援」 42.9%
3. 「新技術、生産性問題等の情報交換」 40.0%
4. 「訪問団派遣、受入れ等」 31.1%
5. 「国際情勢情報交換」 28.2%

図表Ⅲ-2-8 日本労組が今後重点を置くべき国際活動  
7 カ 国 計



組合員教育への支援活動や情報交換、人的交流の比率が高いことは、国際労働組織や海外の労働組合一般の場合とほぼ変わらないといえる。特徴的なことは、「新技術、生産性問題等の情報交換」が40.0%とかなり高い比重を占めていることであり、特に事業所レベルの組合リーダーでは、この項目が43.9%で第1位にランクされていることは注目される。この問題をめぐっての日本における労使協議の経験交流は、日本の労働組合が国際貢献できる有望な分野であることが示唆される。

国別にみると、「新技術、生産性問題等の情報交換」の比重が特に高いのは、シンガポール（第1位・58.3%）、韓国（第1位・50.0%）であった。

また、フィリピンの場合は、「労使問題への支援活動」が相対的に高く位置付けられる傾向がみられた（第3位・32.7%）。

図表Ⅲ－２－９ 日本の労働組合が今後重点を置くべき国際活動（無回答除く）

	7ヵ国計			各 国 別			
	総 計	事業所 レベル	ナショナル センター ・産別	シンガ ポール	韓 国	タ イ	フィリ ピン
国際会議、セミナー等の開催	①45.0	②42.8	①49.0	②49.9	④29.4		②48.2
労働組合員教育への支援	②42.9	②42.8	②43.4	⑤29.1	23.5		①56.9
新技術、生産性問題の情報交換	③40.0	①43.9	③34.1	①58.3	①50.0		③32.7
訪問団派遣、受入れ等人的交流	④31.1	⑤34.9	⑤24.5	③45.9	②47.1		15.5
国際情勢に関する情報交換	⑤28.2	④37.0	13.2	④41.7	③38.2		⑤20.6
経済政策、産業政策等の政策協議	21.1	18.0	④26.5	⑤29.1	26.5		17.3
あなたの国の労使問題への支援活動	18.9	18.0	20.8	12.4	8.9		③32.7
安全衛生についての技術協力	18.4	16.9	20.8	20.8	11.8		19.0
国際労働基準の確立	17.6	14.6	22.6	0.0	④29.4		13.9
労働協約、労働法などの国際比較	15.5	11.3	22.6	0.0	26.5		10.3
政府開発援助への労働組合の関与	10.5	11.3	9.3	12.4	2.9		13.9
そ の 他	2.9	0.0	7.6	0.0	0.0		3.4

### 3. アジア地域における国際連帯活動の課題と可能性

1993年6月27～28日にタイのプーケットで開催されたICFTU-APRO経済会議は、「民主的発展のための社会憲章」の開発の必要性について議論し、アジア太平洋地域における経済発展の民主的・社会的側面の確立をめざして、取り組みを強化しつつある。この社会憲章は、1994年8月にソウルで開催される執行委員会で採択の予定で、現在議論が続行中である。また、1993年10月21～22日の地域執行委員会（シンガポール）では、社会憲章の完成後、「その意図を労働組合機構の各レベルで明確に具体的な行動に移すための行動計画作成」という立場から「社会的対話に関する決議」を採択した。それは、APEC, PECC, ASEAN等の政府間グループや国際通貨基金、世界銀行、アジア開発銀行等の国際的、地域的金融機関に対して、ソーシャルパートナーとしての労働組合との定期的対話を開始することを求めるものである。

このように現在ICFTU-APROレベルでは、グローバリズムとリージョナリズムの交錯するアジア地域において、労働組合の立場からの国際経済秩序形成への影響力行使のための枠組み作りの努力が続けられつつある。

また、これに呼応して、ITSレベル、あるいは日本の単産レベルでもさまざまなアクションプログラムが計画されつつある。

こうした各レベルの労働組合組織による、アジア地域における国際連帯活動の新局面を切開くための努力が実を結ぶためには、まずは各国における労働組合の基盤強化と産業民主制の健全な発展を促進しなければならない。

そのためには、前節のアンケート調査の結果からも示唆されるように、まず第一には、労働組合の人的資源蓄積のための支援強化が重要であろう。

第二には、これまで以上に人的交流、情報交換活動もまた積極的に推進する必要がある。これもアジア各国の労働組合の求めるところである。

第三には、さらに一步進めて、組織化や労使問題解決のための支援活動の推進も積極化しなければならない。とりわけ、多国籍企業の海外子会社に対する取り組みは、今後ますます重要性を高めていくだろう。

第四に、以上の活動を推進するための前提条件として、ナショナルセンター、産別組織、企業別組合の各レベルでの多様なネットワーク作りが必要である。

いずれにせよ、世界経済のグローバリズムの流れは、一国を超えた国際産業民主制の発展を要請している。とりわけ、世界の成長センター、アジアにおけるその発展はきわめて重要な戦略的意味を持つといえるだろう。

#### [参考文献]

平和経済計画会議、『日本の対米直接投資の経済的・社会的役割—企業の多国籍化に対する労働組合の対応—』、平和経済計画会議、1991

平和経済計画会議、『企業の国際化と社会的責任—海外進出と労使関係—』、平和経済計画会議、1992

平和経済計画会議、『わが国産業の国際社会への貢献—労働組合の役割と課題—』、平和経済計画会議、1993

---

平和経済計画会議、『多国籍企業の国際労使関係に関する調査研究』、平和経済計画  
会議、1994

岡本秀昭、「多国籍企業化と国際労働組合運動—国際的規範形成の経過と可能性」、  
岡本秀昭編『国際化と労使関係—日本型モデルの含意』、総合労働研究所、1988

David Blake, "Corporate Structure and International Unionism", Columbia Journal  
of World Business, March/April 1972 [岡本(1988)に引用]



### 第3章 日本の労働組合の課題

#### 1. 東アジアの労働組合と労使関係

##### (1) 発展する東アジアの労働組合と労使関係

第Ⅲ部第1章で明らかにしたように、アジアNIES、アセアンから構成される東アジア諸国の労働組合、労使関係は確実に発展してきている。確かに労働組合組織率は低く、最も高い国でも20%を下回り、低いタイ、マレーシア等は10%にも達しないという状況にあるが、企業（事業所）レベルの状況を詳細に観察してみると、労働組合は活動を活発に展開し、近代的な企業内労使関係の形成に重要な役割を果たしている。

例えば組織力についてみると、労働組合は企業（事業所）の8割前後の従業員を組織化している。しかも、組合員からはチェック・オフ方式で賃金の1%前後を組合費として徴収しており、日本の水準には達していないものの、組合財政の基盤も確実に整備されてきている。

こうした組織基盤を背景にして、各国の労働組合は労使関係の制度化を着実に進めてきている。第一に労働協約の面からみると、例えば賃金・労働時間の基本的な労働条件については7割以上、福利厚生や交渉手続きについては6割以上の組合が協約の対象にしている。第二に労使交渉の面でも、年2回の団体交渉に加えて、福利厚生、職場環境・安全衛生等を主要テーマにして年5回の労使協議が行われている。（こうした労働組合の組織力の基盤整備状況や労使関係の制度化は、経済発展に見あっている現状がある。第Ⅲ部第1章参照。）

##### (2) 東アジアの労働組合が直面する課題

以上のように、東アジアでは企業（事業所）レベルの労働組合組織と労使関係が確実に発達しつつあるが、解決すべき問題も多い。まず労使コミュニケーション上の問題では、話し合いに対する経営者の姿勢にやや問題があり、それを肯定的に評価している労働組合は約半数にとどまる。具体的には、経営側が情報提供に消極的であること、話し合いの機会が少ないことが主要な問題点としてあがっている。

それに加えて労働組合の組織上の悩みも多く、第一は組合財政が不安定であること

---

---

であり、それが専従を置けない悩みにつながっている。それに次ぐのが、従業員の労働組合に対する関心が薄れ、従業員の組織化が難しくなっている点である。

こうした現実を前にして東アジアの労働組合リーダは、組織と活動の強化・充実のための課題として、大きく①労働組合に対する国民の理解を高めること、②組合の再編・統一をはかり、産業別労働組合とナショナルセンターの組織強化をはかること、③組織内部の課題としては労働組合リーダを養成し、財政基盤の確立をはかること一の三つの点をあげている。

### (3) 東アジアの労働組合が期待する国際協力

それでは、こうした現実の中で、東アジアの労働組合は国際組織や海外の労働組合とりわけ日本の労働組合に何を期待しているのか。第Ⅲ部第2章で明らかにしたように、彼らのニーズは組合リーダの育成という労働組合版人造り協力に集中している。そうした中で特に日本の労働組合に期待している点は、生産性向上をはかるための労働組合としての具体的な取り組み方に関する技術協力である。

どの国に於いても社会経済の健全な発展には、政労使のそれぞれが重要な役割を果たさねばならない。わが国の東アジアに対する国際協力の現状をみると、政府は政府開発援助を通して現地政府機関等に対して、企業は直接投資等を通して現地の企業、産業に対して積極的に協力してきた。それに比べ社会経済発展を担うもう一つの主役である労働組合に対するわが国の国際協力は、必ずしも十分な状況にあるとはいえない。

以上の東アジアの労働組合のニーズと国際協力の現状を踏まえれば、日本の労働組合が労働組合活動、労使関係の分野に於いて、東アジアあるいは広く途上国に対して国際協力を行うNGO組織として行うべきことは多い。それを考える上で、日本の労働組合の国際活動の現状を捉えておくことが必要である。

## 2. 日本の労働組合の国際活動の現状

### (1) 労働組合の国際的な組織連関と国際活動

前章で述べたように、日本の労働組合の国際労働組織との公式的關係は、連合が国際自由労連に、産業別組合が国際産別に加盟するという組織構造を基礎に形成されて

いる。なお後者については、国内の加盟組織が連絡調整機関として国際産別加盟組織連絡協議会（以後、国際産別協議会と略称する）を設置し、それを介して国際産別の活動に関与する場合が多い。またそうした公式的な組織機構の中で、企業別組合は加盟産別・国際産別協議会あるいは連合を介して国際労働組織と関係をもっている。しかしながら、国際化の進んだ大手多国籍企業の労働組合の場合には、企業グループ内での国際的關係が生まれてきており、近年、このチャンネルを介した国際活動の重要性が高まっている。

日本の労働組合の国際活動には、こうした国際的組織機構の下で国際労働機関の加盟組織として行う活動と日本の組合独自の活動があるが、ここでは後者の活動に注目したい。さらにこの独自活動には、国際的な組織機構を活用して行われる場合と、日本独自のチャンネルを介して行われる場合がある。前者の国際組織活用型が主要なタイプであるが、国際協力などの新しい分野を中心に独自チャンネル型も増えつつある。以下では、この日本独自型の国際活動の概況について整理しておきたい。

## (2) 国際活動の概況

### ① 交流活動—人的交流から情報収集・調査活動へ

第一の国際活動は人的交流であり、最も活発に行われている運動分野である。海外からの受け入れが急増するとともに、海外派遣事業にも積極的に取り組んでいる。その多くは海外の同じ産業の労働者と交流することを目的に産別・国際産別協議会が主催し、国際産別のチャンネルを介して行う派遣事業であるが、近年、国際的な企業グループのネットワークの中で企業別組合が独自に行う派遣事業が増えてきている点が注目される。

これまでは、トップリーダー間の交流と国際労働組織主催のセミナー等への参加が主な派遣目的であったが、徐々に産別加盟労組の中堅リーダーの研修を目的とする事業が増えてきている。さらに、この教育機能を徹底した事業として、長期の海外研修プログラムを行う産別・国際産別協議会もある。経費のかかる事業であるが、国際化時代を担うリーダー養成のスキームとして高く評価されている。

こうした交流活動が発展すると、政策上の目的をもって調査チームを海外に派遣する情報収集・調査活動や、政策的問題を海外の労組と協議する活動が第二の分野とし

---

で登場する。この中の政策協議活動はとくに、第一に公式的な国際組織ルートを紹介して連合、産別・国際産別協議会が行う、企業別組合を越えた活動であること、第二に主な対象国が米国と東アジア諸国であること、第三に「雇用と国際的な経済関係」をテーマにしていることに特徴がある。

## ② 国際援助活動

第三の分野は国際援助活動であり、これには途上国の労働組合に対する援助と、労働運動から離れた人道的援助等の国際貢献活動がある。前者は連合、産別・国際産別協議会がそれぞれの労働組合の国際的チャンネルを介して行う場合が多く、その主な内容はリーダ教育に対する援助である。次の人道援助等の国際貢献活動は他の活動に比べて日本の労組間の機能分担が明確でなく、連合、産別・国際産別協議会、企業別組合のそれぞれが独自に活動を展開している。

いずれにしても、この国際協力の分野は国内労組間の機能分担はどうすべきか、国内の専門援助組織を作るのか、マルチ方式かバイ方式か、バイ方式の場合には援助プロジェクトの管理をどのように行うのか等の問題が真剣に検討される必要がある。

## ③ 多国籍企業問題への対応

最後の重要な分野は多国籍企業問題への取り組みである。まだ実績は少ないが、IMFが推進する世界企業別協議会の設置や多国籍企業内の国際的労使協議システムの確立などへの対応が今後求められてこよう。

もう一つの重要な活動は、日系企業内の労使問題への対応であり、現状では、国際産別ルートを紹介して産別・国際産別協議会が対応する場合と、国際的な企業グループ内のルートを紹介して親企業の労組が対応する場合の二つがある。日本の企業別組合のリーダには、後者の企業内的な解決に頼ろうとする傾向がみられるが、問題解決の国際的な仕組みのあり方については、改めて慎重に検討する必要がある。

このようにみえてくると、日本独自の国際活動は産別・国際産別協議会を中心に展開されており、その中で企業別労組は、日本人派遣者問題への取り組みと産別・国際産別協議会の活動への参加を主要な国際活動としている。しかし最近では大手の多国籍企業の組合を中心にして、それらに加えて関連日系企業との交流、日系企業の労使問題への関与、国際貢献活動の推進が重要な活動分野になってきている。

### 3. 国際活動の課題

#### (1) 充実が期待される活動分野

こうした現状を踏まえると、日本の労働組合は長期的にみて、国際活動の分野でつぎのような課題を抱えている。

活動内容の面では、第一に、これまでの交流活動中心型から脱皮し、国際的な情報収集・伝達と政策形成の能力を高め、労働組合の国際的ネットワークの中で情報を発信し、国際的な政策形成に参加する活動が求められている。こうした努力は、日本の労働組合運動や労使関係を国際的に正しく認識してもらうためにも不可欠である。

第二に、労働組合としての国際協力が重要な課題であり、とくに最も労働組合らしい労働組合活動に直接かかわる協力活動の充実が考えられねばならない。途上国の健全な労働組合活動の発展にとって、最も重要なことは労組リーダーの養成である。前述した交流活動の中で、日本の労働組合はこれまでも労組リーダー教育に熱心に取り組んできたが、今後、一層の充実が求められる。

もう一つの国際協力活動である人道援助等の協力活動については、活動の拡大、充実をはかるためにも、連合、産別、単組の各レベルの労働組合の間の機能分担のあり方が検討されるべきであろう。

第三に、日本企業の多国籍企業化に関わる問題、とくに日系企業の労使関係上の問題に対する対応についてである。この問題の最も基本的な対応策は、交流活動や国際協力活動を介して、健全な労働組合活動とリーダーの育成に協力することにある。その上で実際に起きた労使関係上の問題については、企業別労働組合ではかなり限界があり、産別が重要な役割を果たすことが必要であろう。

#### (2) 国際活動のための組織体制整備の課題

こうした国際活動を支えるためには、国内組織を整備充実することが不可欠である。そのためには第一に、労働組合のトップ・リーダーが国際活動の重要性を正しく認識することが必要である。

それを基礎にして第二に、国際的な活動を担うリーダーを養成することが求められ、現在行われている海外派遣プログラムを一層強化することが必要である。

第三に企業別組合、産別、連合の中に分散している、国際活動に関わる機能と資源

---

---

(カネとヒト)を再編整理し、国際化時代にあった新しい体制作りを行う必要がある。その過程で国際協力等の特定分野に関しては、効率的な運営体制を構築するために専門機関を創立することも考えられる。

#### 4. 国際協力に関わる政策提言

##### (1) 国際協力のための組織整備のあり方

###### ① 組織体制の整備－望まれる国際協力専門組織

以上のような多様な課題を解決するために、どのような政策が求められるのか。ここでは国際協力の分野に限定して、幾つかの提案をしたい。

まず組織体制の問題については、現在、個々の労働組合（前述したように、その中心は産別であるが）がそれぞれのチャンネルを通じて行っている多様な協力活動を支援し、調整する国際協力の専門組織が拡充、整備される必要がある。そのために新たな組織を作ることも考えられるが、すでに国際協力事業の実績を積んでいるJILAFを充実・強化することが最も現実的な方法であろう。

この組織はいわば、労使関係や労働組合運動の分野の国際協力を専門に扱う「労働組合版NGO組織」である。国際的な相場からみると、わが国政府は労使関係・労働運動関連の政府開発援助予算を拡充する必要があるが、その援助活動を推進する専門機関としても、国際労働財団（JILAF）を積極的に位置づける必要がある。

###### ② 国際協力のための人材と資金の確保策

こうした組織整備に合わせて、国際協力を担う人材の養成・確保が不可欠である。後述する国際労働学校もそのための一つの対策であるが、それと同時に、援助の外部専門家を積極的に活用することも考えられよう。

また協力資金の確保については、公的援助の拡大が求められる。労働組合に関わる国際協力をODAの一分野として位置づけ、それを当該分野の専門機関である労働組合に任せるとというのが国際的な相場である。例えば北欧の場合には、協力プロジェクト予算の8割が政府、2割が労働組合が負担するというシステムをとっている。こうした点を踏まえ、ODA資金による開発援助活動への労働組合の参加拡大に向けて、

日本政府の積極的な支援を期待したい。

## (2) 労組リーダー教育の協力活動

### ① 受入教育体制の整備－若手労組リーダー対象の長期研修制度の創設

つぎに活動内容については、労組リーダーの育成に関わる分野とそれ以外の分野に分けて、幾つかの政策を提言したい。まず前者の協力活動については、第一に、現地労働組合のリーダー育成を目的とする国際協力政策が集中的に整備されるべきである。

その具体的な政策として、第一に、途上国の若手リーダーを1年あるいは2年の長期にわたり日本に招聘し、日本の労働組合の中で日本人リーダーとともに組合活動を経験してもらい、労働組合版の長期研修生制度を創設する。その実施機関としては、前述した協力専門組織が望ましいが、それが難しい場合には、連合か産別・国際産別協議会が行うことになる。

研修の実施にあたって、関連の産別や企業別組合が協力することは当然であるが、政府もODAの一分野として位置づけ、積極的に支援することが望まれる。すでに日経連は政府の援助を得て、発展途上国の人事労務管理の専門家のための長期研修制度を行っている。また企業が海外子会社から研修生を受け入れるプロジェクトについても、政府は日本ILO協会や海外技術者研修協会などの民間の援助機関を通して公的援助を行っている。このように使用者側については、すでに長期研修制度の仕組みが整備されているわけであるから、その労働組合版があって当然であろう。

### ② 労組版専門家派遣の組織整備－現地のリーダー教育の国際支援機構の創設

第二に、現地労組等が開催する教育プログラムに、日本の労働組合リーダーを専門家として派遣する教育講師派遣機構を整備する。これまでにも、こうした専門家派遣は行われているが、それぞれの労働組合が個別に対応しているにとどまるが多かった。

そこで途上国のニーズに効果的かつ効率的に対応できるように、専門家派遣の組織化された仕組みを整備することが望まれる。そのためには、派遣機構を推進する組織、派遣候補者の労働組合活動経験、専門分野、希望国等のデータ・ベース等のあり方が検討される必要がある。

---

実はこの問題については、すでに国際労働財団（JILAF）が具体的な一步を踏み出している。すなわち、その1994年度事業計画では、途上国労組の教育活動、社会開発活動支援を目的として、専門家派遣を含む現地プロジェクトを実施に移すこととなっている。今後は、国際労働財団を軸として、より一層の機構整備と活動の強化が期待されるところである。

### ③ 国際労働学校の創立

第三に、海外から招聘する労組リーダーにとどまらず、国際化時代に対応できる日本の組合リーダーを教育する専門機関として「国際労働学校」の設立を提案したい。前者については、すでに述べたように、多くの労働組合が個別に海外の労働組合リーダーを招聘して、彼らの教育に協力している。その共通的な部分を国際労働学校で統一的行うことにより、国際協力の効率と効果を大きく改善できるであろう。

## (3) 労組の国際ネットワーク作りのための協力

### ① アジア産業関係研究所の創設

ここでは、労働組合の立場から産業・経済や労使関係に関わる問題を調査研究し、政策形成を行うアジア・ワイドの国際研究機関である「アジア産業関係研究所」の創立を提言したい。

世界銀行、アジア開発銀行、APECなどの様々な国際機関が、アジア各国あるいはアジア地域を対象に多くの経済・産業政策や構造調整政策を作成し、提言している。アジアの労働者はその諸政策から大きな影響を受けているにもかかわらず、労働組合はその政策形成に関与できていないし、関与する能力が十分あるとはいえない。

さらにアジアの発展途上国をみると、多くの労働組合は、調査研究や政策形成を行うインテリジェント能力が貧弱であるため、労使対等の立場にたった合理的な労使関係を形成することが難しい状況にある。前述したリーダー教育の国際協力は、こうした状況を改善するための有力な方法であるが、それに加えて、調査研究や政策形成を直接支援する協力が求められている。

こうした要請に応える機関がアジア産業関係研究所である。同研究所の設立にあたっては、日本の労働組合がアジアの中でリーダー・シップを積極的に発揮すべきであ



り、日本のODA資金を活用する方法も考えられる。

## ② アジア版労組生産性会議の設立

NIEs 諸国を中心にアジア各国の労組は日本労組に対して、「生産性に関する情報の交換」を強く期待している（第2章を参照）。使用者側については、アジア生産性本部を介して、アジア各国が協力する体制がすでに整備されている。しかし生産性問題は労使が協力して対応する問題であり、したがって労組についても、アジア生産性本部的な仕組みが構想されるべきであろう。

日本国内では、労働組合が労組生産性会議を設立して、日本生産性本部と協力しながら生産性問題に取り組んできた歴史がある。こうした経験を踏まえると、アジアの労働組合はアジア版労組生産性会議を設立し、アジア生産性本部と協力しながら、アジア・ワイドで生産性問題に取り組んでいく必要があるだろう。

## ③ 「技能資格の国際化」を第一歩に人作り国際協力の発展を

アジア地域の経済的・社会的発展をより一層推進する上で、人的資源の開発が決定的な重要性を持つことはいうまでもないだろう。それは、単に経済的見地からのみ重要なのではない。人々の健康と教育への投資は、ライフチャンスの幅を広げ、人々の潜在能力の実現の道を切り拓くことを通して、社会発展の主体的基盤の形成にもつながるのである。その意味で、人作り国際協力は社会開発への支援でもあるといえよう。

ここでは、その一步を「技能資格の国際化」から始め、そのプロジェクトに対して日本の労働組合が積極的に協力することを提案したい。各国とも優秀な技能者の養成・確保と公正な評価のために技能資格の制度を導入している。しかし、制度の国間の違いは大きい。そこで制度をアジア地域内で統一し、技能資格が国際的に流通するようにならなければならないのが、「技能資格の国際化」の提言の骨子である。

これによって、①発展途上国の人材の高度化に寄与すること、②アジア地域内の経済的相互関係と人的交流の拡大を促進すること、③わが国の人づくり協力とくに研修生制度の効果を改善することなどが期待できる。「技能資格の国際化」を進めることは、活発化するアジア地域内の国際労働力移動の問題に対する効果等も含め、その社会経済的効果は大きい。また、それを推進する機関として、アジア諸国の政労使から構成される国際機関が設立されることを期待したい。

---

## むすび 21世紀に向かう世界とアジア社会の課題

### — 「アジア社会憲章」の意義と課題 —

ここではこれまでの考察をふまえて、角度を変え、アジア労組と日本の労組の視点から重要と思われる認識についてふれてみたい。また、あわせて1994年夏にアジア主要労組で構成する国際自由労連アジア太平洋地域組織（ICFTU-APRO）が決定する「アジア社会憲章」の意義と課題を考えてみることにする。

#### 1. ポスト冷戦下で問われる世界の「社会的側面」 失業・貧困・社会開発

アジアの問題に入る前に、ポスト冷戦時代に入ったここ数年の世界の中の経済発展と社会発展の関係についての考え方に関わって、大きな流れの変化があることをまず認識しておくことが必要である。

1994年7月のナポリ・サミットは、同年2月デトロイトでの「雇用サミット」に続いて雇用をはじめとする世界の社会的側面に焦点をあてた会議となった。1975年の最初の先進国サミット以来、これまで物価抑制、エネルギー問題、対ソ安全保障、ロシア支援、環境などについて議論されてきたが、雇用と社会政策のあり方が中心的議題としてとりあげられたのは殆どはじめてのことである。この背景には1980年代をリードしたレーガン共和党政権、サッチャー首相ひきいる英保守党政権の政策が国内での失業問題や社会的格差に対して無関心であったことへの政策潮流の反転という点がある。米でのクリントン民主党政権の登場、英メイジャー政権の政策姿勢の変化、欧州議会選挙結果にもみられるヨーロッパの第一勢力としての社会・労働政治勢力の定着という変化もある。

殊に欧州では、「ベルリンの壁」の崩壊と東西ドイツの統一という歴史的激変と熱狂のあとに、従来は比較的順調であったスウェーデン、ドイツを含めて全域が10%内外、2000万人の高失業をかかえて停滞したままとなっている。加えてマーストリヒト条約による欧州経済統合（経済的側面の統合）の進展に伴った社会統合（社会的側面の統合）が重大課題になっているという点があった（注）

(注) ECをはじめある程度経済の発展段階の相違した国々がこのような経済的な地域統合を進めるという90年代の流れが、この社会的側面の相違に注目を集めることになる一つの背景である。それは国際経済理論の比較優位論をとりにくくなる側面があるからである。

旧「東」側諸国の市場経済への転換と混迷の持続、紛争を激発しがちな「南」世界の貧困、ユーゴやソマリア、カンボジアなどでの解決困難な地域紛争の継続などは、東西対立が終焉し平和と世界的協調の拡大を期待したものにとって、失望と共に新たな地球的秩序形成へ向けての問題意識をかきたてさせる契機ともなっている。ガリ国連事務総長の安全保障理事国の拡充や改組を含む国連機構の強化説もこの流れのひとつである。

つまり、旧「東」側世界が崩壊して東西の垣根が取り払われ、地球的規模での一体化と繁栄が期待されていたそのときに、世界的な分裂と対立、失業と社会格差の拡大があらわれている現状とどう闘うか、このようなテーマが国際的に共有する一種の危機意識となりつつある。

これを経済的側面と社会的側面の関係からとらえれば、次のような問題となる。

東西というかつての垣根が取り払われまた南北間の経済交流も拡大する中、別言すればいわば世界が新たな大規模な労働力・供給力の参入を含めて市場によって結ばれるようになってきたとき、その経済的成果が上がる前に失業と貧困が耐えがたく広がっている。社会的格差の拡大するなかで、長年積み上げてきた福祉制度までも危機にさらされている。

メガ・トレンドとしての「大競争」の時代においては、これまで旧冷戦時代に積み上げてきた社会、文化、教育、社会開発等、経済発展と並行する社会的側面の進歩についての国際協力の制度と機能をあらためてどう再確立するか、という課題が前面に出てきたのである。たとえば1921年設立という長い伝統をもつILO（国際労働機関）はその存在意義をあらためて問われるという局面に入ったということでもある（第Ⅱ部第2章参照）。産業民主主義の意義も新たな視角から位置づけられる必要があることになっている。

このような「社会的側面」に関わる国際的規模での会議、イベントがこのところ相次いで開催されている。

- 
- 
- 1992年 6月 国連地球環境開発会議（於リオ・デ・ジャネイロ）持続的開発に関わる「リオ宣言」
- 12月 ICFTU-APRO アジア社会憲章策定方針を出す、これはAPRO・連合・TUAC主催初のアジア・シンポジウムでの提案を受けたもの。
- 93年 6月 世界人権会議 すべての人権と基本的自由が普遍的な性格をもち、すべての人権の促進及び保護は国際社会の正当な関心事であることをうたった最終宣言（於ウィーン）
- 10月 北米自由貿易協定、米議会可決
- 11月 アジア太平洋経済協力会議（APEC）初の首脳会議（於シアトル）
- 94年 2月 先進国「雇用サミット」（於デトロイト）
- 4月 ガット閣僚会議、1995年1月での世界貿易機構（WTO）設立方針決定、貿易と環境、労働基準をめぐって議論
- 6月 OECD閣僚理事会「雇用と成長」に関する声明
- 6月 ILO総会、ガリ国連事務総長初出席、世界の高失業と公正貿易にILOの役割を期待するとの演説
- 7月 ナポリ・先進国サミット 「成長と雇用」がテーマ
- 8月 ICFTU-APRO執行委員会で「アジア社会憲章」採択予定
- 95年 3月 国連「社会・サミット」開催（於コペンハーゲン）、「宣言」と「行動計画」採択予定

以上のような流れの中に、アジアの「社会的側面」がたんにアジアの問題としてだけでなく世界的なひとつの焦点として登場しており、それだけにアジア労組による「社会憲章」制定の意義と社会政策の改善への努力が注目されることになっている。

## 2. 世界の中のアジアの位置の変化とアジア内部の変化

アジアの「社会的側面」が問題になったのは、アジア自身の認識の変化があるだけでなく、アジアに対する世界の眼が変わってきたことがある。

それは第一に、アジアが21世紀にいたる世界経済の成長センターとして注目されるようになってきたからである。日本だけでなく、ここ20～30年の間に最初はNIE S

(韓国、台湾、香港、シンガポールなどの中進工業国)、そしてASEANさらには中国・ベトナムと相次いで経済興隆が続いた。日本が一人当たりGNPで最高水準になっただけでなく、すでにシンガポール、台湾、韓国も世界の高所得国グループに位置するようになっている(世界銀行「開発報告」)。この勢いはさらに続き、世界の輸出市場でのシェアが急速に上がっており、また直接投資をはじめ世界の資金がこの地域に集まっているのである。

これは、かつて日本の急成長と世界市場での比重の高まりに対する警戒心が高まると同時に日本に対して「国際水準の労働基準」や「国際的貢献」が求められたと同様のことが、今度はアジア諸国に対しても生ずることになっているのである。

第二にはやはり、米ソ対立の終焉、ポスト冷戦の世界的枠組みの変化がアジアに対する世界の眼を変化させている。アジアはアメリカにとって、対ソ戦略について第一戦線の欧州に次いで朝鮮動乱、ベトナム戦争をはじめ重要な第二戦線を構成していた。このような政治的側面での優先的位置づけがソ連崩壊と共になくなると同時に、経済問題が米政府の第一の基本課題となってきた。ここではひとつにはアメリカの経済力の低下と対外赤字の大半が日本とアジア諸国に対して生じている点がある。そこで米国内の不満を反映し、二国間貿易交渉の方式というのは本当は戦後アメリカ自身が構築・推進してきた自由貿易体制原理に反するはずであるのだが、こうした方式がさらに前面にでてくることになっている。日米経済交渉の手法、内容はアジア諸国にも拡張される傾向があるのである。いまひとつはアメリカからみてアジアを新たな角度から位置づけ直すという動きである。対欧州についての中長期展望は経済面ではそれほど期待できないとすれば、アメリカ経済の展望は足元に接するカナダ、メキシコとの「自由貿易協定」だけでなく、はるかに高い成長率を期待できるアジア地域との関係を深めていく必要をもたらしている。クリントン米大統領が主唱して開かれたAPEC初のシアトル首脳会議はその点を象徴している。

アジアがその貿易構造、産業発展の構想を世界大にむすびつけ、「開かれたアジア」(1992年APECソウル会議)を打ち出そうとするのに対して、アメリカの望ましい構想は必ずしもこれとは一致してはいないのである(自由貿易協定的なもの、あるいは管理貿易的な枠組みとしてAPECに期待している面がある)。

---

---

## アジアとしての経済的・社会的連関の深まり

他方、アジアの自らに対する眼、あるいはアジア諸国内部の関係も変化している。

ひとつにはアジア自身のみずからの力の自覚である。一人あたりGNPがEC諸国並みのところに接近する国が相次ぎ、輸出競争力と工業力への自信を深めているなかで、アメリカを排除した「東アジア経済協議会（EAEG）」を唱えるマハティール・マレーシア首相やり・クァン・ユー氏の国際的発言、そして「改革・開放」路線により高成長を続ける中国を含め、強いアジアの発言はそうした背景をもっている。

いまひとつは、ポスト冷戦のアジア的展開である。アジアのそれぞれの国はアジア諸国といいながら、たとえば安全保障においてもアメリカとの二国間条約を基本とするところが多いように、それぞれの国々の中の横の関係は弱い、まとまりが弱い面があった。これまでも「中国沿岸経済圏」などのような自然な経済交流が拡大・深化してはいたが、これをより系統的、目的意識的に生かしていく動きも強まっている。すなわち、アジア太平洋での旧ソ連の軍事力の影が薄れ、台湾・中国敵対条項廃止・内戦終結宣言（1991年4月）がだされ、インドシナ諸国の正常化が定着するにつれて、北朝鮮を除きこの地域での分裂的要素が減少し、地理的な結びつきが経済交流を中心として生きてくる段階に入っているということである。しかも、アジア地域諸国間には、経済面で競合する面もあるものの、広くみればアジア経済の「雁行形態」といわれるようにそれぞれの経済の発展段階の組合せにおいて、たくまざる分業関係が相乗効果を発揮し、「良循環」をなしている面がある（本報告書第I部参照）。ここにおいては「太平洋沿岸ベルト経済圏」（本報告書総論参照）としてひと回り大きな経済協力関係の形成を意識的に構想することにも現実性を与えているのである。

## アジアの経済発展と社会発展

これまでのアジア経済の成功というのは、むろんこのような経済の国際的連関のみがおのずからもたらしたものではない。世銀の「アジアの奇跡」報告が示すように、NIES諸国を中心とする東アジアでの、①高貯蓄・高投資、②国際市場をにらむ輸出産業戦略と産業政策、③質の高い労働力の育成という基礎的条件整備、公共制度の発達定着に成功してきた点が多い。この世銀報告がいう本当の「奇跡」ともいうべき「高度成長と不平等度の減少の両者をもつ唯一の国々」は、決して自然経済的發展によってのみもたらされたわけではなかった点を見逃してはならない。すなわち政府

の交代などの政治変動があっても、行政制度、学校や社会インフラなどの系統性ある整備をはじめとする公共制度の発達がそこにあったからである。産業戦略を含めて「強い政府」が存在していたと言い換えることもできる。そしてこの強い政府は旧農村共同体的な社会から急速に発達したために、どうしても途上国一般にみられる「権威主義体制」、「開発国家」の性格を多く残すところとなっていることも事実である。ここには、欧米諸国が100～200年かけて成熟させてきた民主社会の規範とは幾分異なる後進的側面を残すと同時に、家族をはじめとする社会集団間の草の根的な共済機能が維持されている面もある。しかし、近年それも経済発達が進み、旧共同体が失われ家族の型が変化（大家族から核家族へ）し、人口上昇率の抑制の進むアジア諸国では、NIE Sを中心に、もとの自生的共同体機能に代わって社会保障制度や労働法を含む社会法の発達整備が進みはじめている。また、これにやや先行して環境法や環境対策の整備が進みはじめている現状がある。

(注) 日本も一時期、1980年頃には欧米的な社会制度の発達が「福祉病」として批判され、「イエ型文明」にもとづく政策形成が推奨された時期もあった。しかし近年は、「高齢者福祉10年行動計画（ゴールド・プラン）（1990年）以降は社会制度としての福祉を「普遍主義」の立場ですすめる方向をだどっている。

近年のアジアの政治的民主主義の足取りについても、1987年の韓国の「民主化宣言」以降の展開、台湾の複数政党による議会政治の活性化、タイ政府の独裁化と修正など、必ずしも一直線ではないが、著しい進展を観察することもできる。

このような変化・変革にもかかわらず、強力な経済ライバルとして新たにアジアを再発見した欧米諸国にとって、いまだ経済発展と政治・社会の民主的進化についての落差を感じさせられることも事実である。

このような点がアジアと欧米との間の認識ギャップを生み誤解を増幅させる懸念がある。このような認識ギャップはたんにアジアに対してだけでなく、すでに国連環境開発会議において、「開発」の優先性を重視する「南」の諸国と、「開発抑制」による環境保護にアクセントを置く「北」の諸国としてもあらわれていた。さきのウィーン世界人権会議でも人権の国際社会での保護義務に対して国内問題であるとする中国をはじめとする開発途上国の一部の反発があった。この延長線上に貿易における社会条項の位置づけに関わる論議があり、ガット・マラケシュ会議、ILO総会などでも

---

問題となっている。

この議論の両極には、一方では環境破壊と社会ダンピングのうえに途上国の経済発展、輸出市場主義があるとする見方、他方では西欧的価値観の他の地域への強引な押しつけとみる見方がある。またこのような議論の延長線上には、現代世界の対立原理を相互に相いれない「文明の衝突」（ハンチントン）として描く見方もある。

しかし、むろん大勢はこのような両極端の議論に立っているわけではなく、「リオ宣言」やウィーン会議最終宣言にあるように、共に地球環境保護や基本的人権保護に最大限の努力をしていこう、相互依存が深まる地球社会としての統合を発展させていこう、という立場である。

### 3. 「アジア社会憲章」の意義と課題

1994年夏にはアジア主要労組で構成する国際自由労連アジア太平洋地域組織（ICFTU-APRO）は「アジア社会憲章」を決定し、アジアの政府、経営者に向けた「社会対話」をよびかける。これには以下のような背景と認識があった。

連合とICFTU-APROは1992年冬の大会で、アジアの社会的側面の改善のテコとして国際労働基準に焦点をあてた「アジア社会憲章」の策定を加盟各組織によびかけた。このよびかけに先立って、東京で連合、ICFTU-APRO、それにアジアでは初のOECD・TUAC（OECD労働組合諮問委員会）が主催する「深化する相互依存世界と労働組合」と題するセミナーが開催されている。これにはDAES諸国（韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア等）の先進国経済水準への到達と先々のOECD加盟問題をにらんだTUAC事務局としてのアジアの社会労働分野についての対話という意図があった。

実はこのような考え方は、1991年7月に開かれた連合総研主催国際シンポジウム「90年代世界と新たな社会経済政策の展望」の結論を引いた面がある。このシンポジウムは「相互依存の深まる世界では、アジアの民主主義と社会的側面の向上が今後の国際協調のカギとなる」ことが提起され、国際労働組合の中で反響を呼ぶこととなった。

これにはむろん、欧州統合での「社会的側面」に目を向けた社会憲章の採択（1989年）という契機があった。欧州では経済統合と並行して、それぞれの国の社会・労働



制度の標準化を含む社会的側面の統合の努力がすでに制度的に積み上げられてきている。

(注) これは欧州労連がリードしていることはいうまでもないが、政府や政党も欧州議会選挙でいつも労働党・社会民主党が第一党であることにみられるようにこれに協力的であり、国の制度・行政だけでなく社会的側面に関する経営者団体や経営者の理解も進んでいる。これらは長い伝統をもつ欧州労働運動の成果であることはいうまでもない。

今回のAPROのアジア社会憲章の提起は長期的にはこうした方向には一致しているとしても、欧州社会憲章とはおのずからその性格に相違がある。以下にその主な内容を紹介する。

#### 「アジア社会憲章」の主な内容

「アジア社会憲章」、正式には「ICFTU-APRO 民主的発展のための社会憲章」の具体的内容の要点は以下のとおりである。

##### 第一部 地球規模の市場経済における職場の正義

(1) ILO条約、とくに以下のもっとも基礎となる条約の批准を促進する。

結社の自由、団結権及び団体交渉権、平等と差別撤廃、身分、性の差別撤廃、強制労働の禁止、児童労働の禁止

(2) ILO基準の適用方法の多様性はみとめるが、政府による恣意的な解釈は拒否する。多様性のなかから、共通の価値のために貢献する一体感、目的意識を確立する。

(3) 現在の時点で、発展途上国の労組が先進国の雇用条件と同等の条件をもとめることは望ましいことではなく、また可能でもない。生産が上がるとともに、国民の労働条件と生活条件の改善をたえず追求することが発展途上国の労働組合の重要な責任である。

(4) 政・労・使三者構成主義の定着と発展

(5) ILOの強化発展

(6) ガットときたるべき世界貿易機構(WTO)による国際貿易の自由化が、公正で自由であるものであるために、それが労働者の弾圧や搾取、あるいは差別を基盤にするものであったり、それを奨励するようなのであってはならない。

(7) 保護主義を防止するためには、国際的に受け入れられている労働者の基本権を奨

励し、促進するよう立案すべきである。WTOとILOが協力してこの目的のために活動する方法を優先課題として論議するよう政府に求める。

- (8) 労働組合は貿易・投資体制における保護主義に反対する。
- (9) 地域経済グループの出現は、保護主義者のグループとして機能するのではなく、ガットののような多角的貿易協定をおきなうものとして機能すべきである。
- (10) 社会憲章を国、地域グループの使用者、政府と共に議論し合意としていく。
- (11) 労働組合はこの社会憲章の促進に関する民主的価値を共有する非政府組織（NGO）と協力する用意がある。
- (12) この社会憲章が良きアジア社会の形成に向けての促進材料となることを期待する。

## 第二部 社会的対話における条件

〔雇 用〕 開発計画の優先課題として完全雇用を位置づける

労働組合の協議の下での経済改革と構造調整

〔賃金と労働条件〕 公正分配の基本手段としての賃金

生産性と成長と賃金引上げ

最低賃金制度の役割

時間、医療休暇、出産休暇でのILO基準の尊重、有給研修休暇の権利

〔職業訓練と再訓練〕 職業訓練施設の整備、再訓練条件の整備

〔労使関係〕 労使関係それ自体における三者構成主義と団体交渉における二者構成主義の促進

労組の登録と承認は労働組合権の保障としてあるべきであり、抑制の手段として独裁権力に使われるようなものであってはならない。

解雇、人員削減での労組との各段階での協議の必要性

労使関係に関する情報の公開とアクセスの権利

〔安全、衛生、環境〕 職業安全衛生基準の国際的基準を法、制度で保障すること

安全衛生委員会（三者構成）を各レベルに設置すること

〔女性労働者〕 女性の参画促進条件の促進、女性の地位の平等と機会均等を法・慣行の双方で確保すること

〔多国籍企業と輸出加工区〕 同地区での労働者の権利及び、労働組合権の制限の禁止。多国籍企業の行動についてのILO三者宣言、OECD宣言の尊重

・遵守。同地区での労働者の結社の自由と団体交渉権の擁護と確立

〔経済的出稼ぎ労働者〕 出稼ぎ労働者の権利の保護、国際基準の尊重、出稼ぎを抑制する。国内雇用機会の創出につとめる。

〔社会保障〕 失業給付、医療給付、年金を全労働者に支給する制度を確立する

〔労働組合の発展〕 労働組合の組織の拡大、社会的代表性の確立

以上のような「アジア社会憲章」は、アジアにおいて産業民主主義の確立をめざして、あくまで次のステップの出発点であることをふまえ、これから、以下の点の取り組みが重要となる。

第一には国際自由労連に加わっているアジア地域労組の賛同を得て採択されたとして、これは当面は労組の段階にとどまり、政府、経営者を含む共同のものとはなっていないという点である。したがってこれは、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」のようにそれぞれの国の三者の合意そしてこの地域内の国々の間での合意としなければならず、さらにそれを制度、運用において内実あるものとするという大きな課題を残している。1995年春に予定されている「社会サミット」は世界の南北にまたがる壮大な「社会対話」を予定しており、これをチャンスとして活用することも考えられる。

第二には前項の点を具体化するためにも「アジア社会対話」を国レベル、地域グループ・レベルの各層においてすすめる必要があるということである。アジアにおいては労働組合はその社会的代表者としてふさわしい扱いをうけているところは多くない。まずは三者間、二者間で実効ある交渉をすすめる「場」づくりやそのための条件を拡大することである。第三に、この社会憲章制定を契機としてこれまで経済発展の側面に偏しがちであった開発政策に目的意識的に「社会的側面」を加え、良きアジア社会の形成に向けての促進材料としていくことである。

#### 4. 貿易と「社会条項」について

以上みたようにアジア社会憲章は、しばしば誤解されがちだが、以下にみるように貿易と「社会条項」の議論と次元を別にしている（したがってアジア社会憲章についてはASEAN諸国労組を含めて基本的には異論はない）。

国際自由労連はGATTウルグアイラウンド閣僚会議（94年4月、於マラケシュ）

---

に向けて「労働者の諸権利と貿易に関する作業部会の新設について」の要請を行った。連合も日本政府に対して同趣旨の申入れを行っている。「社会条項」（基本的労働諸基準の遵守）のGATTへの導入は、もとは戦後のブレトンウッズ体制の成立時の「ハバナ憲章」（1947年）にも明示されており、殊にアメリカの労働組合が「公正貿易」の具体化として導入を熱心に主張してきた。

しかし、これには労働組合内部でも、その範囲、制裁の適否等について多くの論議があり、議論がすすむにつれて、賃金水準など経済の発展段階によって規定されるような項目は除外され、基本的人権と社会権について世界のすべての国に適用できるような最低基準に問題がしばられるようになってきている。

1994年6月のILO総会でもこの社会条項をめぐる三者の議論がたたかわされたが、労働側は繰り返し「社会条項」は先進国の労働条件を途上国におしつけるのではなく、人権と労働基本権にかざられている点を指摘した。具体的には、①結社の自由、②団結権・団体交渉権、③児童労働の禁止、④強制労働の廃止、⑤差別禁止の5項目をあげている。

ILO事務局長は、この社会条項を「国際貿易の自由化の拡大のための社会的な側面」として表現し、「世界貿易への参加からもたらされる経済的な利益を社会に公正に分配することを目指す」趣旨において理解していることを明らかにしている。

国際自由労連は、この「社会条項」の具体化として、社会憲章と基本的にちがうのは、その実行の手段が担保されるという点であるとしており、それは最終的手続きの後には貿易制裁（輸入品の課税等）によらざるをえないことを主張している。これについてはASEAN政府側やインド政府等の反発があり、これら諸国労組のなかにも異論がでてきている。ILO事務局長はこの実現の手段については国際自由労連の主張には賛成せず、現地の政府との密接な協力、技術協力の活用、社会的公正優良マーク等の事例をあげている。

アジアでの議論では、しばしばこの社会条項導入提案を批判する根拠として賃金水準など経済の発展段階の相違をもちだすことが多いが、それはここでみたように基本的な誤解である。

## 5. むすびに代えて 世界と共に生きるアジアと「社会対話」がめざすもの

近年のアジアの変化、またアジアに対する世界の見方の変化をふまえて、アジアと日本の労組がこのような新たな時代にいかなる視点でのぞむかについて、いくつか指摘しておきたい。

第一はアジアのそれぞれの国々の相互の関係のあり方、国際関係論的なあり方についてである。それは近年のアジア諸国間の経済、社会、文化交流の自然な拡大の方向を生かし大切にするることである。すなわちポスト冷戦でのアジアの緊張が緩和されるなかで、地理的に自然な交流の発展をふまえて、かつてのように「アジアの盟主」や国の間での上下関係によるのではない対等平等、互惠、友好関係を発展させていくことである。ここでは太平洋戦争と植民地的支配の過ちを侵した経験をもつこれからの日本のあり方がまず問われよう。中国、アメリカのような大国の姿勢も注目される点である。企業の多国籍化が進む中で、日本の企業労使も日本的慣行の直線的押しつけを避け、国際ルールにそった対応を身につけていかなければならない。(第Ⅲ部第2章)。

また、アジアは欧州のように類似性の高い長い共通の政治・文化をもたなかったこと、それぞれの社会がさまざまな発展段階での、多様な行き方をしていることをふまえて、性急なアジア的まとまりを制度化していくのは必ずしも適当ではない点も留意されるべきであろう。ゆるやかな対等・平等な協力関係が成熟していくことを促進するという基本姿勢が求められよう。APEC賢人会議の提言「APECの将来ビジョンアジア太平洋経済共同体の構築に向けて」は、基本的には「開かれたアジア」を打ち出したさきのAPEC会議(ソウル)をうけた妥当なものといえるだろう。

そして、アジアの多様性のひろがりの中に、経済、情報、技術、文化での地球規模での相互依存の深化による日常生活での「共通化」、「標準化」が逆に急激に進んでいる現実を見落としてはならない。標準化はたんにISO(国際標準規格機構)のような貿易に関連する工業製品についてだけでなく、人間のライフ・スタイルに関わる広範な分野で生じており、国際市場ルールを含め、つねに新たな規範形成、ルール形成を社会と政治に求めているのである(古い「標準」の改廃と共に)。そしてこのような共通の基盤として「人権」の尊重があり、アジア社会憲章はその基礎的な最低限必要なルールを示そうとしたものにほかならない。このような相互依存の広がりを受

---

アジアで調和的に促進していくことが有益なのである。

第二には、世銀報告の「奇跡」とされた「成長と不平等度の減少の両立」を現在の段階に到達した後にさらに持続可能な開発としていくための新たな発想と努力がそれぞれの社会と政府に求められているという点である。

まずアジアが世界の成長センターとしての位置を占め、世界市場の発展に依拠して相次いで高所得国グループに参入していくということになれば、もはや世界はもとの遅れた低所得国のアジアという扱いかから、その経済力に見合う政治体制・社会体制の確立を期待しているという点である。ソウル・オリンピックにみられた韓国の民主主義の成長と躍動は新たなアジアの姿として親近感をもって世界に受け入れられた。

そしてアジアの社会的側面の改善、環境的側面の改善は、世界と共に生きるアジアとしてのもっとも説得力ある回答となろう（APECにおいても環境と基礎的社会基準の改善の努力をその目標に取り入れるべきである）。

アジア経済の成功の方程式とされた輸出を軸とする経済戦略についても、他の世界の地域との対外経済バランスをあまりにも失したままでいけば、日本の対米黒字累積に対する非難と同様の問題がアジア諸国に対しても強まっていくことになろう。近年比重がたかまっているアジア域内貿易の拡大を含めて、この地域内の需要を拡大し、また途上国としてそれまでもっていた対外貿易障壁を順次低め、他地域からの輸入の拡大をはかっていくことも求められよう。国内産業の高度化とバランスのとれた発展のカギは民主主義の定着拡大と労働組合を含む多様な社会組織の活動の拡大、拮抗力の拡大であることを重視すべきであろう。不平等度の減少を制度的に定着するには、公教育の拡充、社会保障などの整備に加えて多元的民主主義の装置を整えていくことが必要なのである。

第三には、より直接的な労使関係と労働組合のあり方に関わっていくつかの点がある。

まず、労働組合自身の自立した安定的な発展を基本戦略におくことである。第Ⅲ部第1章にみたように、今回の連合総研の7ヶ国調査は、アジアの経済発展が労働組合活動の発展、労使関係の改善に寄与していることを示すと同時に、アジア諸国で、人権、労働組合権を求める声が強いことを明確にした。

政府と企業から社会的に自立した労働組合運動がアジアで今これから本格化していくことが期待されるということである。この意味で日本の労働組合に求められている

ものは大きい。日本の労働組合は、これまでの交流中心の活動から大きく脱皮し、対等平等の視点からアジアの社会的側面の改善のための活動を強化する必要がある。第Ⅲ部第3章にふれたように対等平等の視点からの人材育成と情報のネットワーク形成を含む具体的な支援活動を通じて、役割を発揮することが求められている。アジア国際労働学校の設定、アジア産業関係研究所などの構想が注目されるべきである。

またこの調査はアジア諸国の労使関係は制度面での労組への制約があるにもかかわらず、労使協議などの産業民主主義が独自の仕方でも広がり、定着している実態を示している。これは、よりフォーマル（公式の）なソーシャル・パートナーとしての労使関係の発展の基礎を提供しているといえるかもしれない。そしてアジア経済発展のもうひとつの主演である強力な行政・政府についてみれば、審議会方式を含む三者構成主義の導入などでこの条件を促進することが期待される。アジア社会憲章はアジアのそれぞれの社会での「社会対話」を進める契機とすることがその重要な目標なのである。

〔参考資料〕 アジア7カ国労組リーダーアンケート調査票

【調査票A】事業所レベルの労働組合理リーダー用

国際化時代における労働組合活動に関する調査

アジア諸国の経済がますます国際的結びつきを強めていく中で、アジア地域の労働組合の国際的相互協力が重要性が増しています。この調査は、日本と関係の深いアジア7カ国の労働組合理リーダーの方たちから、労働組合運動の現状と課題についてのご意見を伺い、国際労働運動の課題を明らかにするとともに、とりわけ日本の労働組合が国際活動を進めるにあたっての今後の指針を得ることを目的に実施するものです。なお、調査の結果については集計した結果のみを公表します。皆様のご迷惑にならぬようお願いいたしますが、調査にご協力いただければ幸いです。

1993年10月

(財)連合総合生活開発研究所  
JTUC(RENGO) Research Institute  
for Advancement of Living Standards

所長 栗林 世  
Director Kuribayashi Sei

【ご記入にあたっての注意】  
回答をご記入いただく際は、各設問の指示にしたがって□の中に数字あるいは文字を記入いただくか、選択肢の中で該当する番号を○で囲んで下さい。

1. あなたの働いている事業所の労働組合について

問1. あなたの働いている事業所の組合員は何人ですか。

□□□□□□□□□□ 人 (うち女性 □□□□□□□□□□ 人)

付問. 事業所の従業員のうち、組合員の割合はどのくらいですか。

おおよそ □□□□ %

問2. あなたの属している組合の設立は何年ですか。

19 □□ 年

問3. あなたの属している組合はどのような範囲の労働者を組織していますか。(あてはまる番号に○印を付けて下さい)

- 1 同じ企業に働く労働者を組織している
- 2 同じ産業に働く労働者を組織している
- 3 同じ職業に働く労働者を組織している
- 4 その他

問4. あなたの事業所の労働組合の役員は何人ですか。そのうち女性は何人ですか。

□□□□□□□□□□ 人 (うち女性 □□□□□□□□□□ 人)

問5. 月当たりの組合費は平均賃金月額のおおよそ何%ですか。

平均賃金のおおよそ □□□□ . □□ %

問6. 組合費の徴収はチェックオフ方式で行われていますか。  
(チェックオフ方式：労働協約にもとづき、あらかじめ賃金から組合費を控除して徴収する方式)

1 はい  
2 いいえ

2. あなたの働いている事業所について

問7. 事業所の従業員数は何人ですか。

□□□□□□□□□□ 人



問 8. 従業員の平均年齢及び平均勤続年数は何年ですか。

平均年齢は  歳、平均勤続年数は  年

問 9. あなたの事業所の業種は何ですか。(あてはまる番号に○印を付けて下さい)

- 1 製造業 (電気などの加工組立型)
- 2 製造業 (繊維や鉄鋼などの素材型)
- 3 卸売・小売・飲食店
- 4 運輸・通信業
- 5 金融・保険・不動産業
- 6 サービス業
- 7 その他 (具体的に)

問 10. あなたの事業所の経営形態は次のどれに該当しますか。(あてはまる番号に○印を付けて下さい)

- 1 公営企業 (政府部門を含める) → 問 11へ
- 2 外資系企業 → 問 11へ
- 3 現地企業

付問 (問 10で '2' に答えた方に) 外国資本の出資比率はおおよそ何%ですか。また、主な出資国はどこですか。

出資比率  %、主な出資国

問 11. 事業所の設立は何年ですか。

19  年

問 12. あなたの事業所の製品 (またはサービス) は輸出向けですか、それとも国内市場向けですか。(あてはまる番号に○印を付けて下さい)

- 1 主に国内市場向け
- 2 主に輸出向け
- 3 国内と輸出がほぼ半々

3. 労使関係について

問 13. あなたの事業所ではどのような労働協約がありますか。(あてはまるものすべての番号に○印を付けて下さい)

- 1 賃金、労働時間など労働諸条件に関するもの
- 2 配置転換、昇進など人事制度に関するもの
- 3 解雇、レイオフなどに関するもの
- 4 生産性、生産協力量などに関するもの
- 5 安全衛生、職場環境に関するもの
- 6 福利厚生などに関するもの
- 7 団体交渉など労使間の話し合いの手続きに関するもの
- 8 労働組合活動、労働組合員の範囲などに関するもの
- 9 その他
- 10 労働協約を締結していない

問 14. あなたの事業所では、労使間の団体交渉は、年間何回くらい行われますか。

年間おおよそ  回程度 (交渉が無い方は「0」と記入ください)

問 15. あなたの事業所では、団体交渉以外に企業側と話し合う場がありますか。

1 ある → 問 16へ  
 2 ない

(A) [問 15で '1.ある' と答えた方に] その話し合いの場では、主にどのような内容について話し合われますか。(あてはまるものすべての番号に○印を付けてください)

- 1 賃上げ
- 2 ボーナス
- 3 退職金
- 4 賃金制度・人事制度
- 5 労働時間・休日休暇
- 6 配置転換
- 7 教育訓練
- 8 解雇、レイオフ
- 9 職場環境・安全衛生
- 10 福利厚生
- 11 職場のトラブル
- 12 経営計画
- 13 設備投資計画
- 14 その他 (具体的に)

(B) [問 15で '1.ある' と答えた方に] その話し合いは、年間おおよそ何回開催されますか。

年間おおよそ  回程度

問16. あなたの事業所では、苦情処理のための労使の委員会有りですか。

- 1  ある
- 2  ない

問17. あなたの事業所では、経営側は組合との話し合いに積極的ですか。

- 1  非常に積極的である
- 2  まあ積極的である
- 3  まあ積極的でない
- 4  まったく積極的でない

問18. あなたの事業所の労使コミュニケーションには、どのような問題がありますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1  会社が組合を無視する傾向がある
- 2  会社が経営情報を教えてくれない
- 3  話し合いのルールが確立していない
- 4  話し合いの機会が少なすぎる
- 5  話し合ったことが経営の場合)言葉の問題など地元企業には伝わらない
- 6  (外資系企業の場合)言葉の問題など地元企業には伝わらない
- 7  その他(具体的に)
- 8  特に問題はない

4. あなたの労働組合の活動について

問19. あなたの組合が特に重視する運動課題は何ですか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1  賃金水準の向上
- 2  労働時間の短縮
- 3  福利厚生
- 4  安全衛生、職場環境の改善
- 5  職業教育、訓練の充実
- 6  雇用の安定
- 7  新技術の導入に対する取組み
- 8  組合員に対する労働組合教育
- 9  組合員間の相互扶助のための共同経済活動
- 10  経営者の労働組合活動に対する理解の促進
- 11  民主化の促進
- 12  人権、労働組合権の擁護
- 13  その他(具体的に)

問20. あなたの組合の組織上の問題点は何か。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1  職場の人がなかなか組合に入ってくれない
- 2  組合財政が不安定である
- 3  組合役員がなりがいない
- 4  組合役員の間心が薄い
- 5  専従の組合員、スタッフがおけない
- 6  上司の組合への支援が得られない
- 7  情報不足している
- 8  他組織との連帯活動が欠如している
- 9  ライバル組合との競合活動が多すぎる
- 10  組合役員間の政治活動が盛んな
- 11  政府、経営者の組合員に政策的に不利な動きがある
- 12  その他(具体的に)
- 13  特に問題はない

問21. 労使間で問題が生じた場合には、主にどのような解決方法をとりますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1  自主解決
- 2  上司の組合との相談
- 3  国際組織への支援要請
- 4  出資している国の組合と相談(外資系の場合)
- 5  調停、斡旋などの第三者の努力
- 6  政府の関与
- 7  その他(具体的に)

問22. あなたの組合では、国際活動としてどのようなことを行っていますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1  本国での国際会議・セミナー等への参加
- 2  外国での国際会議・セミナー等への参加
- 3  訪問団の派遣
- 4  訪問団の受け入れ
- 5  海外からの資金援助等の受け入れ
- 6  その他(具体的に)
- 7  何もしていない

5. 労働組合活動全般について

問23. あなたの国の労働組合活動全体の強化・整備のためには、特にとどのような条件が必要だと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- |    |                  |
|----|------------------|
| 1  | 労働組合に対する国民の理解の促進 |
| 2  | 労働組合の専横・統一の組織強化  |
| 3  | 産業別労働組合の組織強化     |
| 4  | ナショナルユニオンによる支援   |
| 5  | 国際労働連盟による支援      |
| 6  | 組合財政の確立          |
| 7  | 組合間の交流の促進        |
| 8  | 組織間関係の組織化        |
| 9  | 外資の他(具体的に)       |
| 10 | その他(具体的に)        |

問24. 国際労働組織や海外の労働組合は、今後どのような国際活動に重点を置くべきだと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- |    |                   |
|----|-------------------|
| 1  | 国際会議・セミナー等の開催     |
| 2  | 国際シンポジウム派遣・受け入れ活動 |
| 3  | 国際情勢に関する情報交換      |
| 4  | 新技術・生産性問題に関する情報交換 |
| 5  | 労働教育への支援          |
| 6  | 国際労働基準の確立         |
| 7  | 労働協約や労働組合法などの国際比較 |
| 8  | 労働使の問題への支援活動      |
| 9  | 労働使の問題への支援活動      |
| 10 | 政府関係の労働組合の関与      |
| 11 | 安全衛生に関する技術協力      |
| 12 | 経済政策等に関する政策協議     |
| 13 | その他(具体的に)         |

付問. 前問の選択肢にある国際活動の中で、とりわけ日本の労働組合が今後重視すべきと考えられるものを選んでみようか。主なものを3つまで選んで、下の回答欄にその番号をご記入下さい。

【 回 答 欄 】

--	--	--

6. あなたの事業所の安全衛生環境、公害対策について

問25. 職場の安全衛生環境は良好ですか。

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 | 良好である       |
| 2 | あまり良好である    |
| 3 | あまり良好とはいえない |
| 4 | 良好ではない      |

問26. 安全衛生環境改善のために、あなたの組合ではどのような取り組みを行っていますか。(行っているものすべての番号に○印をつけてください)

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| 1 | 組合独自の安全衛生点検活動             |
| 2 | 安全衛生意識を高めるための会社教育         |
| 3 | 安全衛生環境改善のための会社との話し合い      |
| 4 | 安全衛生環境改善のための会社との話し合い      |
| 5 | 国内法の整備と国際基準導入のための政府との話し合い |
| 6 | その他(具体的に)                 |
| 7 | 特に取組む必要がない                |
| 8 | 取組む必要がない                  |

問27. あなたの事業所の公害防止対策は十分ですか。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| 1 | 十分である                 |
| 2 | あまり十分とはいえない           |
| 3 | まったく対策が講じられていない       |
| 4 | 公害排出産業ではないので取組みの必要がない |

7. 外資系企業のイメージについて

問28. 現地企業に比べて、外資系企業にはどのような点があると思いますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- |    |                    |
|----|--------------------|
| 1  | 資金、労働時間、その他労働条件がよい |
| 2  | 安全衛生、職場環境がよい       |
| 3  | 昇進が早い              |
| 4  | 若手使用のコミュニケーションがよい  |
| 5  | 雇用使用が安定している        |
| 6  | 労働使関係が安定している       |
| 7  | 団体交渉がやりやすい         |
| 8  | 労働協約が結びやすい         |
| 9  | 人材育成に熱心である         |
| 10 | 高い技術がある            |
| 11 | 政府の保護措置を受けている      |

問29. (外資系企業の労働組合の方に) 本国の労働組合と交流がありますか。

1  ある  
2  ない

問30へ

付問. (問29で「1.ある」と回答した方に) その交流の内容はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○印をつけてください)

- 1 訪問団の派遣
- 2 訪問団の受け入れ
- 3 情報交換
- 4 労働問題の相談
- 5 機材の供与
- 6 資金の派遣
- 7 専門家の派遣
- 8 その他(具体的に)

8. あなたの国の社会経済政策について問30. あなたの国のより一層の社会的、経済的発展のために、政府は以下の政策を推進すべきだと思いますか。(回答欄のあてはまる番号に○印を付けて下さい)

- (1) 外資導入のための投資奨励・優遇 1 十分 2 必要ない
- (2) 輸出加工区の設置・充実 1 十分 2 必要ない
- (3) 外資系企業の資本・人の現地化の推進 1 十分 2 必要ない
- (4) 関税等による国内産業の保護 1 十分 2 必要ない
- (5) 貿易等の対外開放政策の推進 1 十分 2 必要ない
- (6) 先進国からの開発援助資金の導入 1 十分 2 必要ない
- (7) 国際協力による構造調整政策の推進 1 十分 2 必要ない
- (8) 公営企業の民営化 1 十分 2 必要ない
- (9) 学校教育の整備・充実 1 十分 2 必要ない
- (10) 公的な職業訓練施設の整備・充実 1 十分 2 必要ない
- (11) 労働者の海外就労の奨励・援助 1 十分 2 必要ない
- (12) 公害防止、環境保全のための政策 1 十分 2 必要ない
- (13) 人権擁護、民主化推進の政策 1 十分 2 必要ない

(ご協力ありがとうございます)

【調査票B】 ナショナルセンター、産業別組織本部の労働組合リーダー用

国際化時代における労働組合活動に関する調査

アジア諸国の経済がますます国際的結びつきを強めていく中で、アジア地域の労働組合の国際的相互協力の重要性が増しています。この調査は、日本と関係の深いアジア7カ国の労働組合のリーダーの方たちから、労働組合運動の現状と課題についてのご意見を伺い、国際労働運動の課題を明らかにし、とりわけ日本の労働組合が国際活動を進めるにあたっての今後の指針を得ることを目的に実施するものです。事業、運動課題などについてのアプローチの方たちにも実施することを希望いたします。具体的な課題や政府の社会政策、経済政策に関するご意見をぜひお伺いしたいと考えています。また、産業別組合本部の方たちにも実施することを希望いたします。調査の結果のみを公表しますが、調査にご協力いただければ幸いです。なお、調査の結果については集計した結果のみを公表しますが、調査にご協力いただければ幸いです。

1993年10月

(財) 連合総合生活開発研究所  
JTUC(RENGO) Research Institute  
for Advancement of Living Standards

所長 栗林 世  
Director Kuribayashi Sei

【ご記入にあたっての注意】 各設問の指示にしたがって  の中に数字あるいは回答をご記入いただくか、選択肢の中で該当する番号を○で囲んで下さい。



問 8. あなたの国の労働組合活動全体の強化・整備のためには、主にどのような条件が必要だと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1 労働組合に対する国民の理解の促進
- 2 労働組合の再編統
- 3 労働組合の組織強化
- 4 産業別労働組合の組織強化
- 5 ナショナルセンターの支援
- 6 国際労働連帯による養成
- 7 組合財政の確立
- 8 組合間の交流の促進
- 9 国際労働連帯の組織強化
- 10 その他(具体的に)

2. 外資系企業のイメージについて

問 11. 現地企業に比べて、外資系企業にはどのようなよい点があると思いますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1 資金、労働時間、その他労働条件がよい
- 2 安全衛生、職場環境が良い
- 3 昇進が早い
- 4 労使間のコミュニケーションがよい
- 5 雇用が安定している
- 6 労働関係が安定している
- 7 労使交渉がやりやすい
- 8 労働協約が結びやすい
- 9 人材育成に熱心である
- 10 高い技術がある
- 11 政府の保護措置を受けている

問 9. あなたの組合では、国際活動としてどのようなことを行っていただけますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1 自国での国際会議・セミナー等への参加
- 2 外国での国際会議・セミナー等への参加
- 3 訪問団の派遣
- 4 訪問団の受け入れ
- 5 海外からの資金援助等の受け入れ
- 6 その他(具体的に)
- 7 何もしてない

問 10. 国際労働組織や海外の労働組合は、今後どのような国際活動に重点を置くべきだと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○印をつけてください)

- 1 国際会議・セミナー等の開催
- 2 国際情報交換・受け入れ等の人的交流や友好活動
- 3 ミッションに関する情報交換
- 4 国際技術・生産性問題に関する情報交換
- 5 労働組合員教育の支援
- 6 労働協約や労働問題への国際比較
- 7 労働協約や労働問題への支援活動
- 8 政府関係機関への労働組合の関与
- 9 政府関係機関への労働組合の関与
- 10 安全衛生に関する技術協力
- 11 経済政策・産業政策等の政策協議
- 12 その他(具体的に)

付問. 前問の選択肢にある国際活動の中で、とりわけ日本の労働組合が今後重視すべきと考えられるものはなんでしょうか。主なものを選び、下の回答欄にその番号をご記入下さい。

【 回 答 欄 】

--	--	--	--

3. あなたの国の社会経済政策について

問 12. あなたの国の国の社会的、経済的発展のために、政府は以下の政策を推進すべきだと思いますか。(回答欄のあてはまる番号に○印を付けてください)

- 1 (1) 外資導入のための投資奨励・優遇
- 2 (2) 輸出加工区の設定・充実
- 3 (3) 外資系企業の資本・人の現地化の推進
- 4 (4) 関税等による国内産業の保護
- 5 (5) 貿易等の対外開放政策の推進
- 6 (6) 先進国からの開発援助資金の導入
- 7 (7) 国際協力による構造調整政策の推進
- 8 (8) 公営企業の民営化
- 9 (9) 学校教育の整備・充実
- 10 (10) 公的な職業訓練施設の整備・充実
- 11 (11) 労働者の海外就労の奨励・援助
- 12 (12) 公害防止、環境保全のための政策
- 13 (13) 人権擁護、民主化推進の政策

(ご協力ありがとうございました)

発展するアジアと日本  
— 奇跡の成長を越えて・アジアからの発信 —

---

1994年 8月15日

編集 財団法人 聯合総合生活開発研究所  
所長 栗林 世

〒104 東京都中央区新川1丁目23番4号

I・Sリバーサイドビル2F

TEL 03(3297)3663(代)

FAX 03(3297)3620

---

制作 太平印刷株式会社

〒106 東京都港区東麻布1-12-9

TEL 03(3582)3531

FAX 03(3584)2377

---